

野洲市みどりの基本計画 (素案)

令和3年1月

目 次

第1章 みどりの基本計画について	1
第1節 みどりの基本計画の概要	1
1. みどりの基本計画の概要と改定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間と計画対象区域	2
4. 計画の対象とするみどり	2
第2節 旧緑の基本計画の検証と改定にあたっての基本的考え方	3
1. 旧計画の検証	3
2. 改定にあたっての基本的考え方	5
第2章 みどりの現況	6
第1節 野洲市の現況	6
1. 位置及び面積	6
2. 地形	7
3. 地質	9
4. 水系	10
5. 人口、産業	11
6. 土地利用	13
7. 市街地の進行状況	14
8. 災害ハザードの状況	15
第2節 野洲市の緑の現況	18
1. 自然環境	18
2. 緑地の変遷	21
3. 都市公園等	22
4. レクリエーション施設	25
5. 法指定	26
6. 緑化	29
7. みどりに関する活動	31
8. みどりに関する市民意識	34
第3章 みどりの課題	42
第4章 みどりの基本方針	44
第1節 みどりの将来像	44
第2節 みどりの基本方針	46
第3節 みどりの目標	47

1. 人口の将来見通し.....	47
2. みどりの目標	48
第5章 みどりの取組.....	49
第1節 施策の体系.....	49
第2節 みどりの施策	50
1. かけがえないみどりを守るための施策	50
2. 活力と交流を生むみどりを増やすための施策	54
3. 身近なまちのみどりを育むための施策.....	62
4. 市民とともにみどりの輪をひろげるための施策.....	65
第3節 地域別のみどりの施策	70
1. 野洲地域.....	70
2. 北野地域.....	71
3. 三上地域.....	72
4. 祇王地域.....	73
5. 篠原地域.....	74
6. 中里地域.....	75
7. 兵主地域.....	76
第6章 計画の推進に向けて	83
第1節 計画の推進体制.....	83
1. 推進体制	83
2. 関係機関との連携	84
第2節 計画の進行管理	84
1. 進行管理のサイクル.....	84
2. 進行管理の方法	84

第1章 みどりの基本計画について

第1節 みどりの基本計画の概要

1. みどりの基本計画の概要と改定の背景

みどりの基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを指します。具体的には、都市公園等の整備や緑化活動への市民参加の促進といった緑に関する基本的な方針を定める計画であり、旧町時代に野洲市でも、平成11年3月に「野洲町緑の基本計画」を、平成12年3月に「中主町緑の基本計画」を策定しました。

その後、約20年を経るなかで、日本全体としての人口減少社会が進行するとともに、地球環境問題、農業の担い手不足、都市農地に対する位置づけの転換、財政的制約、生物多様性への配慮など、公園、緑地、農地等を取り巻く環境は大きく変化し、これらを受けて、都市緑地法や都市公園法などの関連法の改正も行われてきました。

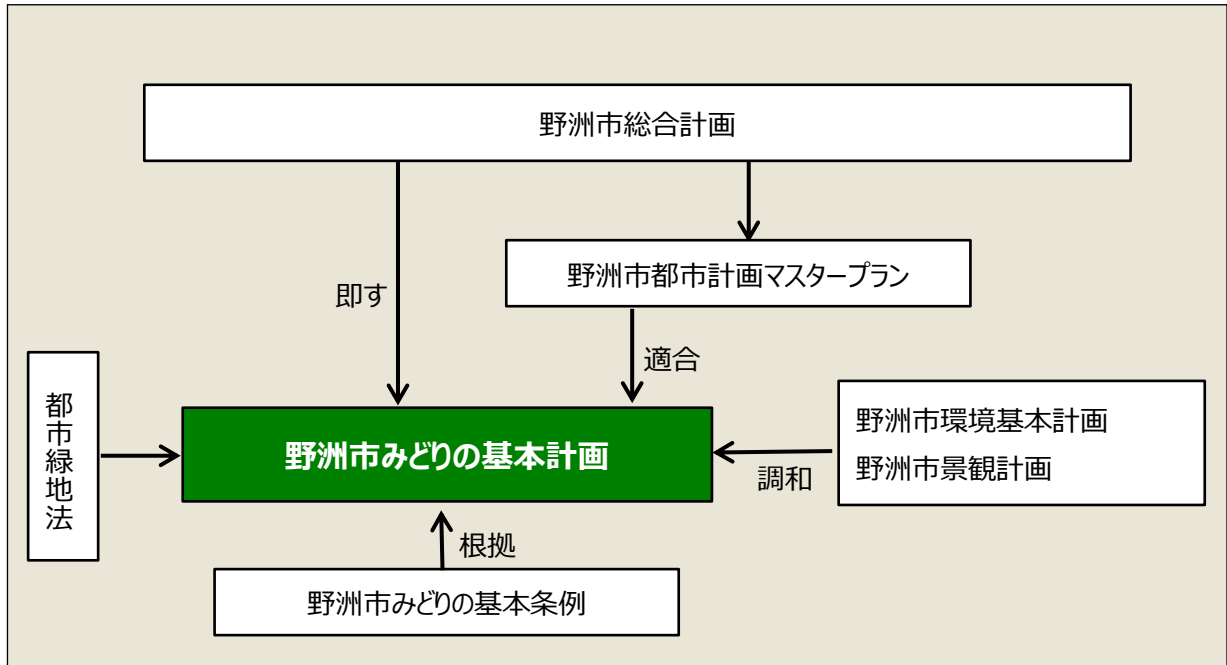
一方、平成16年には旧野洲町と旧中主町が合併して野洲市が誕生しました。今回、こうした社会情勢の変化や、市を取り巻く環境の変化などを踏まえて、これらの変化に的確に対応し、緑に関わる課題解決に向けたまちづくりの考え方や、将来像を明らかにするため改定を行うことになりました。

<旧緑の基本計画策定以降における、みどりに関する法制度の主な改正概要>

景観緑三法 (平成16年改正・施行)	○都市緑地法、都市公園法、景観法（いわゆる景観緑三法）の改正・施行 ○緑の基本計画への都市公園整備方針の位置づけ、公園施設の設置・管理制度の緩和、景観に関する新たな法制度の制定
生物多様性基本法 (平成20年施行)	○生態系全体のつながりを含めて保全することを目的とした法制度の制定
都市農業振興基本法 (平成27年施行)	○都市農地を、都市に「あるべきもの」に位置づけ、都市農業振興施策の本格展開の観点から、農業施策と連携しつつ今後講ずるべき施策の方向を提示
都市緑地法 (平成29年改正)	○都市のみどりの空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、関係法律（都市緑地法、都市計画法、都市公園法等）を一括改正

2. 計画の位置づけ

野洲市みどりの基本計画は、「野洲市総合計画」を上位計画とし、「野洲市都市計画マスタープラン」と適合し、「野洲市環境基本計画」「野洲市景観計画」と調和した、総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施策を示すものです。



3. 計画期間と計画対象区域

計画期間は令和 3 年から令和 12 年までとし、計画対象区域は本市全域とします。

4. 計画の対象とするみどり

本計画で対象とするみどりは、「樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまとまって生育している一段の土地をいう。）、草地、水辺地、田畑等の土地及び空間が、単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）等（野洲市みどりの基本条例第 2 条）」とします。

なお、都市における農地については、平成 29 年の都市緑地法改正において、緑地に含まれるものとして明確に位置づけられました。

第2節 旧緑の基本計画の検証と改定にあたっての基本的考え方

1. 旧計画の検証

1) 数値目標の検証

旧野洲町、旧中主町の緑の基本計画では、表 1-1 に示す数値目標を設定していました。

この目標値に対する現状は、緑地の確保目標はおおむね目標とおりですが、人口や都市公園については、目標値を下回っています。

表 1-1 数値目標と現況

項目	旧野洲町	旧中主町	現況
将来人口	46,000 人	15,100 人	49,889 人 (平成 27 年国勢調査)
緑地の確保目標	・都市計画区域に対する割合 70%	・都市計画区域に対する割合 7.2%	・都市計画区域に対する割合 68%
施設緑地の目標	・都市公園 80 m ² /人 ・都市公園等 130 m ² /人	・都市公園 47.4 m ² /人	・都市公園 8.1 m ² /人 ・都市公園等 12.3 m ² /人 (令和 2 年)

2) 施策の取組状況

①旧野洲町緑の基本計画

旧野洲町緑の基本計画で位置づけられた施策を、「みどりの保全に関する施策」「公園の整備や公共施設の緑化に関する施策」「民有地の緑化や住民参加に関する施策」に分類して、施策の取組状況を整理しました。

表 1-2 (1) 施策の取組状況 (旧野洲町計画)

緑の基本計画に位置づけられた施策	施策の取組状況
■みどりの保全に関する施策 ・森林環境の保全 ・水辺環境の保全 ・田園環境の保全 ・史跡の保全・活用 ・鎮守の森の保全 ・緑のネットワークの形成 ・ビオトープネットワークの形成	・保安林や自然公園、風致地区などによる森林環境の保全、日々の管理や植生が復元しやすい護岸整備による河川環境の保全、農用地区域の指定や貸し農園などによる田園環境の保全に取り組んでいます。 ・永原御殿跡が国史跡に指定され、竹林の伐採・整理に取り組む予定です。

緑の基本計画に位置づけられた施策	施策の取組状況
■ 公園の整備や公共施設の緑化に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる公園の整備推進 ・身近な公園・緑地の整備推進 ・レクリエーション機能の充実 ・震災・火災に対応する緑の確保 ・避難地・避難路の確保 ・道路・公共施設の緑化推進 ・旧街道のイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点となる公園や身近な公園・緑地については、整備が進んでいません。 ・希望が丘文化公園や野洲川河川公園を防災拠点として位置づけています。 ・道路緑化については、バリアフリーなど、歩行空間の確保を優先しています。
■ 民有地の緑化や住民参加に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地・工場の緑化促進 ・緑による景観形成 ・住民参加の促進 ・緑化意識の高揚 ・緑化に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や住宅地に対する緑化促進に取り組んでいる他、教育施設における生態系に配慮した緑化を実施しています。 ・緑の募金や緑の少年団の育成、緑化の講習会やイベントの開催などの他、自然観察に関する指導員の育成に取り組んでいます。

②旧中主町緑の基本計画

旧中主町緑の基本計画で位置づけられた施策を、「みどりの保全に関する施策」「公園の整備や公共施設の緑化に関する施策」「民有地の緑化や住民参加に関する施策」に分類して、施策の取組状況を整理しました。

表 1-2 (2) 施策の取組状況 (旧中主町計画)

緑の基本計画に位置づけられた施策	施策の取組状況
■ みどりの保全に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺環境の保全 ・田園環境の保全 ・社寺林の保全 ・琵琶湖岸の緑地整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖国定公園の管理を県が行っているほか、森林法に基づく社寺林の保全に取り組んでいます。
■ 公園の整備や公共施設の緑化に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の拠点の整備 ・身近な緑地の整備 ・町を特徴づける緑化 ・身近な地域の緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川緑地や家棟川緑地、蓮池の里多目的公園、中央公園などの整備を実施しています。
■ 民有地の緑化や住民参加に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅の緑化 ・住民参加の緑化 ・緑の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく事業者への緑化指導や地区計画による緑化に取り組んでいる他、苗木の配布も実施しています。 ・緑の少年団は活動を継続中です。

2. 改定にあたっての基本的考え方

以下の基本的な考え方に基づいて改定を行いました。

① 持続可能なみどりのまちづくりへの対応

今後も進む少子高齢化に伴うみどりの担い手不足や、公共施設の老朽化などの財政的な課題に対応しつつ、持続可能な「みどりのまちづくり」を進めていくためには、計画内容の実現性を高め、効率的、効果的に施策を推進していく必要があります。

そのためには、「現実的かつ、わかりやすい目標の設定」や、「今あるみどりの活用に視点を置いた施策の検討」、「多様な主体の連携と官民協働につながる計画」等の視点を重視した改定を行いました。

② 公園の活用や管理運営のあり方

本市の市民一人当たり都市公園面積は、野洲市都市公園条例において目標とする10㎡/人を満たしておらず、街区公園のような身近な公園の数も多くはありません。

市民アンケートでも、身近な公園の整備状況に対する不満の声が多くみられ、今後、野洲市が住みたい都市として選ばれるためには、子育て世代への魅力向上につながるような公園を充実させていく必要があります。

また、多発する自然災害に対する安心安全なまちづくりにとって、避難地となるような規模の大きな都市公園についてもニーズが高まっています。

さらに、長期未整備公園の見直しを含めた都市公園の再編が必要であることや、小規模公園（地域ふれあい公園）の今後の扱いなど、公園に関する課題が多く残されています。

したがって、公園の整備、再編、再生・活用の視点を重視した改定を行いました。

③ 関連施策や市民等との連携

みどりのまちづくりに向けた取組は、都市計画や環境政策、農業政策など様々な関係施策との連携を図り、それらとの整合性や相乗効果を考慮しつつ、総合的に進めることが必要です。

また、市民、事業者、行政が協働でまちづくりに取組んでいくことが重要です。

したがって、みどりに関する様々な分野の取組や課題、市民や専門家などの意見を反映させながら改定を行いました。

第2章 みどりの現況

第1節 野洲市の現況

1. 位置及び面積

本市は滋賀県の南部、湖南地域に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は近江八幡市・竜王町に接し、日本最大の琵琶湖に面しています。

市域は、東西が約10.9km、南北が約18.3kmに広がり、面積は琵琶湖を含み80.14km²です。

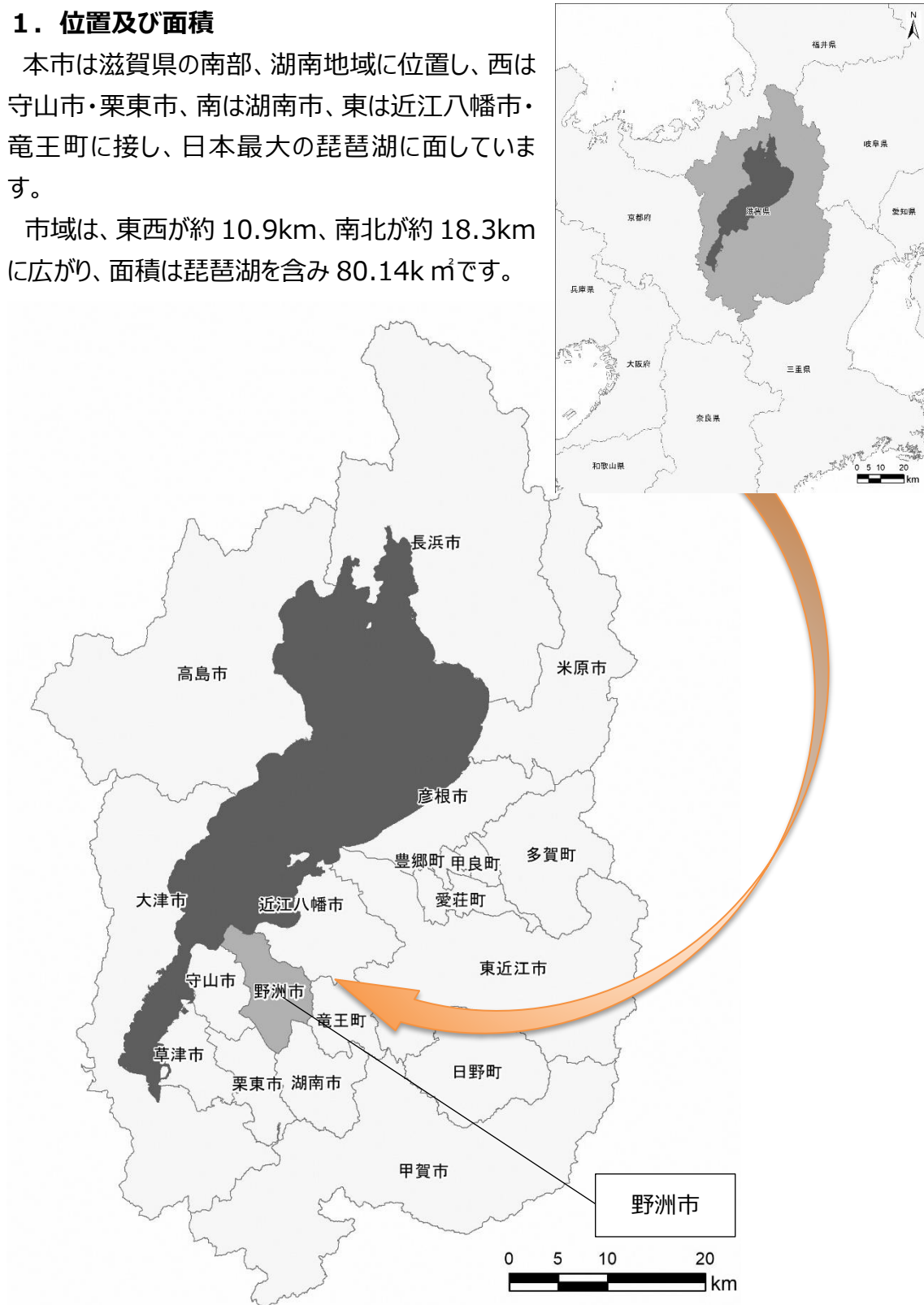


図2-1 野洲市の位置

2. 地形

図2-2、2-3に本市の地形を示します。本市の地形は、おおむね低地で構成されており、市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の斜面に山地や丘陵地が広がっています。これらの地域では、傾斜度が20度を越える斜面が分布していることがわかります。

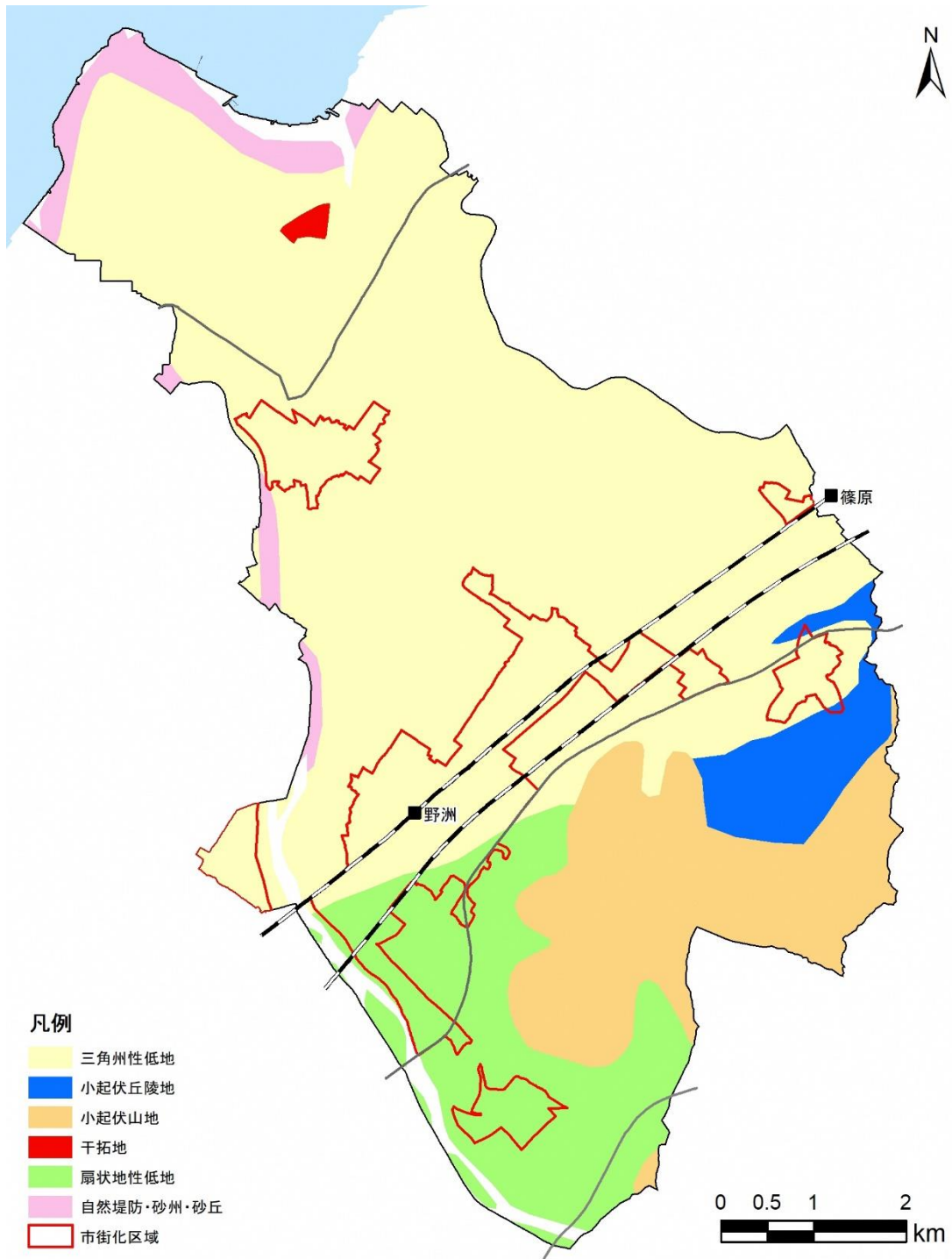


図2-2 地形区分

資料：土地分類基本調査

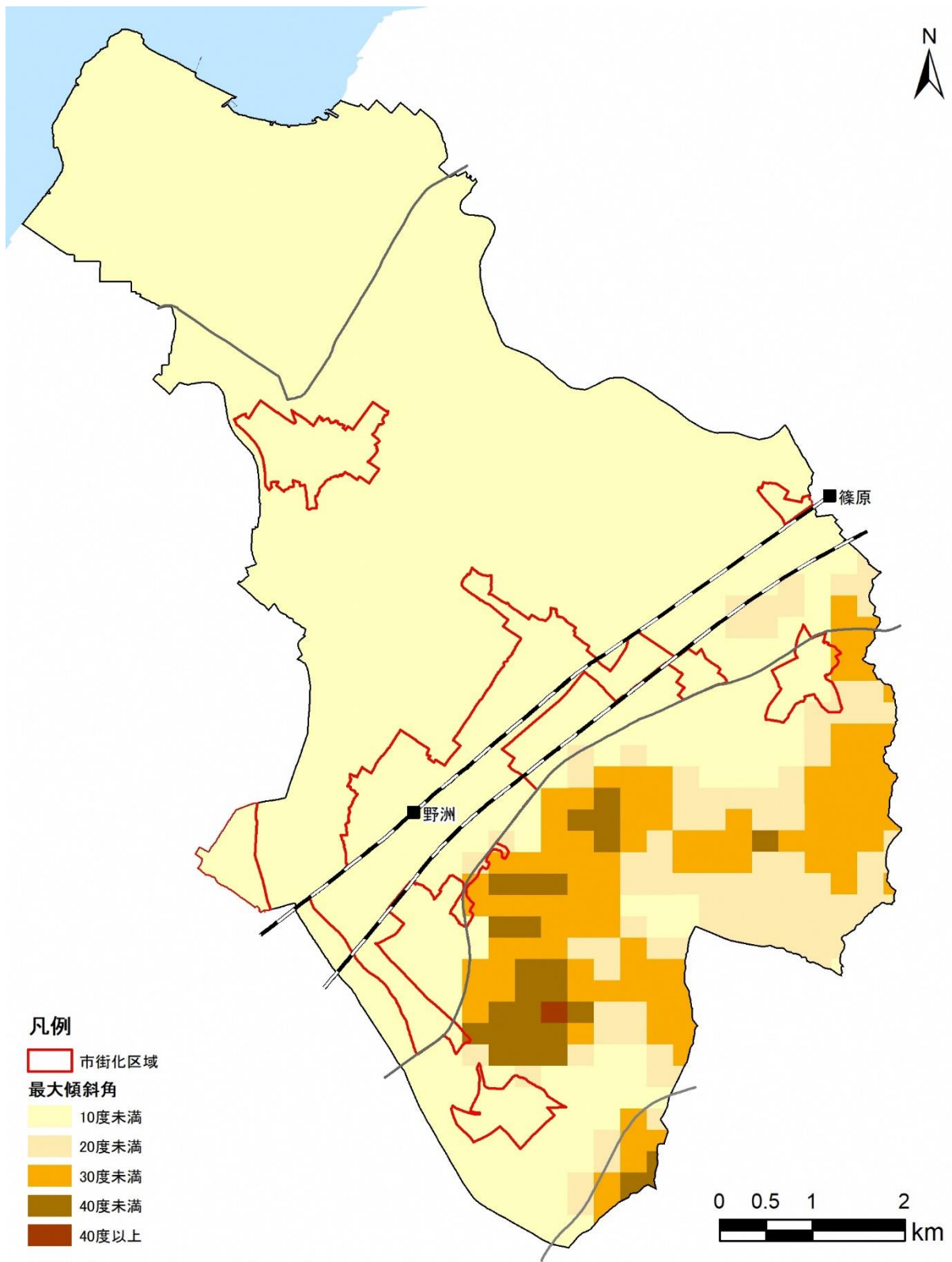


図 2 - 3 地形傾斜

資料：国土数値情報

3. 地質

図2-4に本市の地質を示します。市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山等の周辺の地質は、花崗岩や砂質粘板岩となっており、その他の低地部は砂や礫などで構成されています。

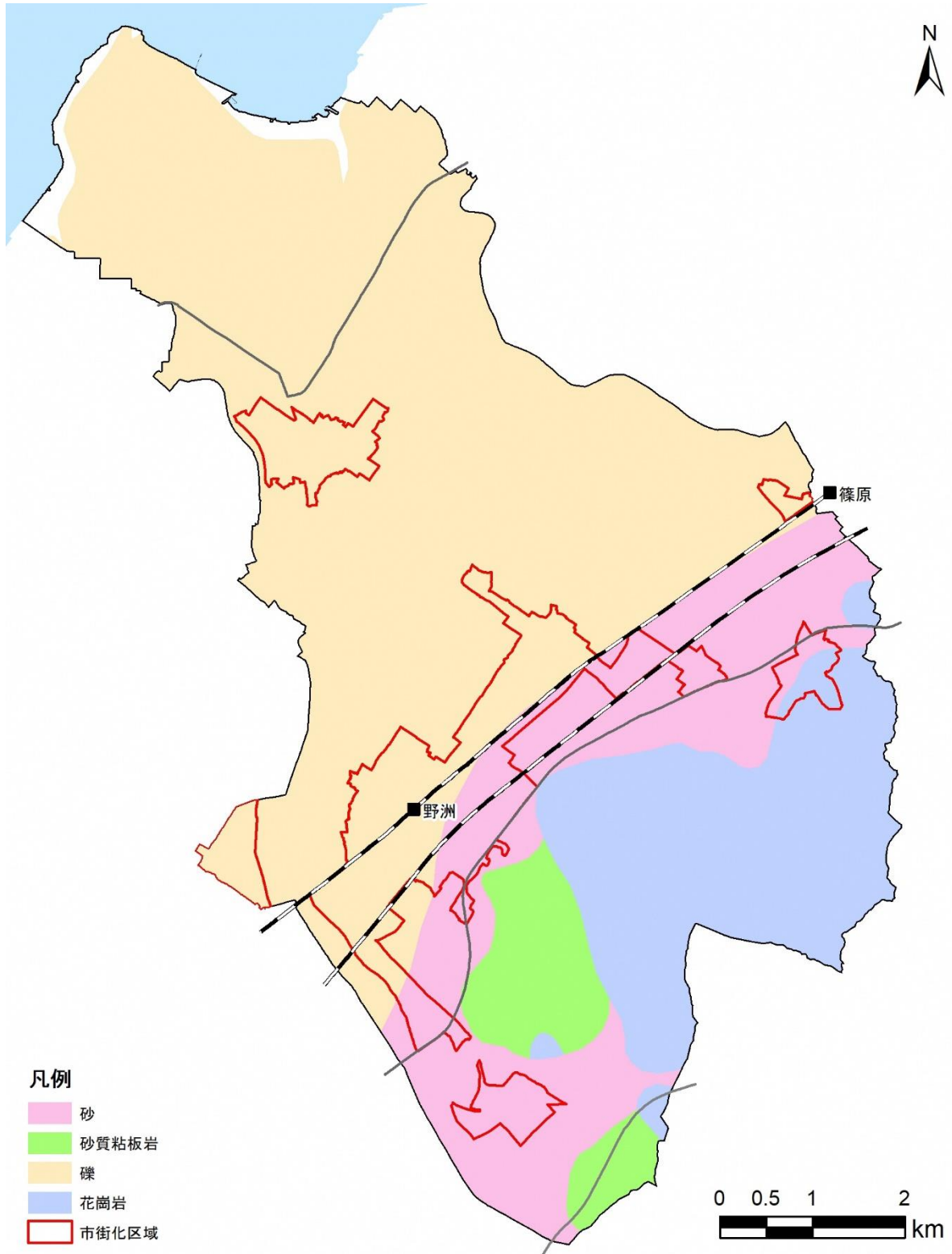


図2-4 表層地質

資料：土地分類基本調査

4. 水系

本市の西側、守山市との境界には野洲川が、東側の近江八幡市との境界には日野川が流れています。それぞれ、淀川水系の一級河川で、県内有数の大河川です。

また、家棟川などが田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、良好な景観や環境に恵まれています。

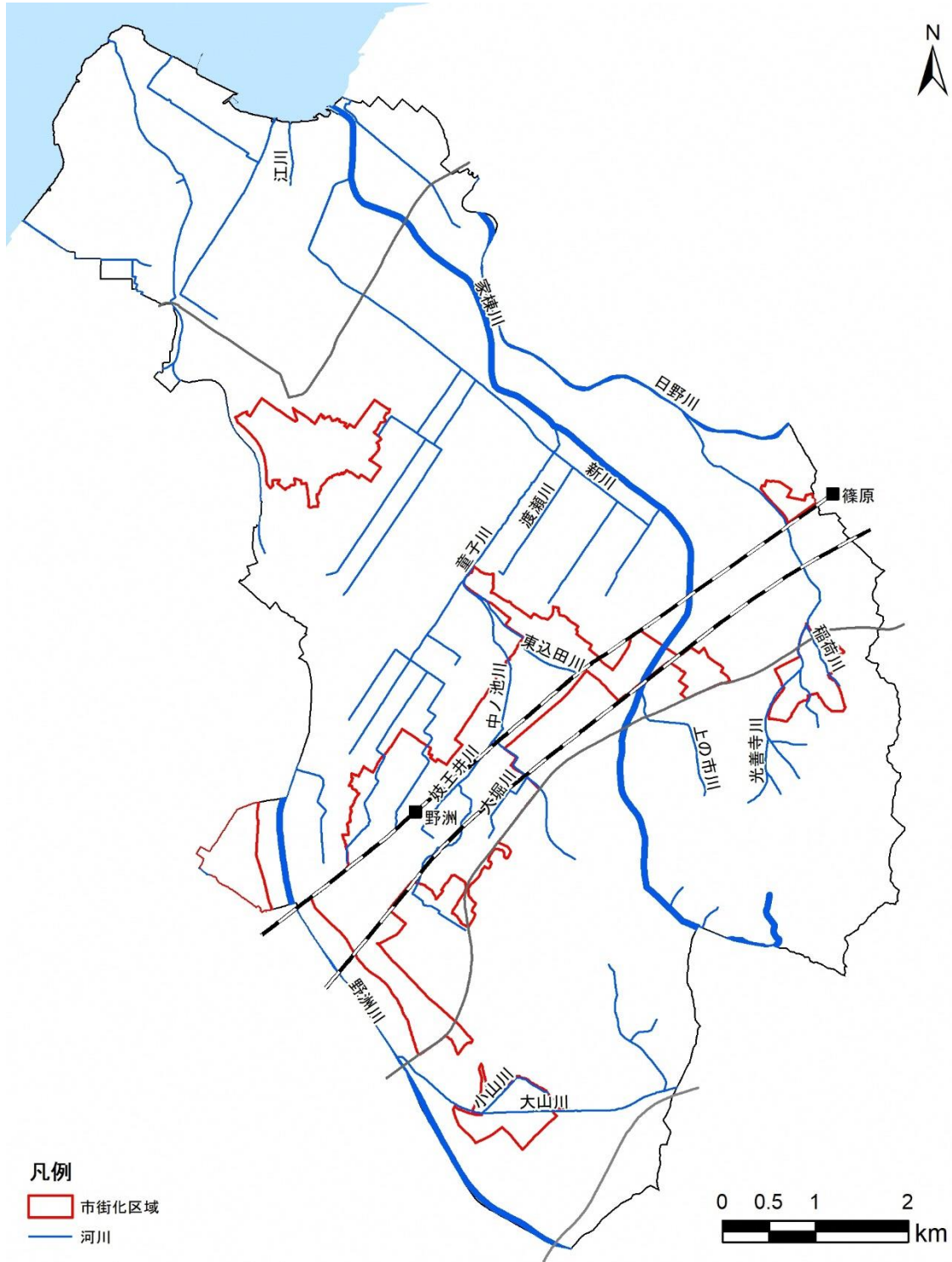


図2-5 水系

資料：国土数値情報

5. 人口、産業

1) 人口の推移

本市の人口は、49,889人で、世帯数18,143世帯（2015年国勢調査）です。鉄道の利便性の向上等により、大阪・京都・大津市等への通勤通学圏としての位置づけが強まり、人口は1975年から1985年に急激に増加し、近年においても緩やかに増加傾向でしたが、2015年は微減に転じました。

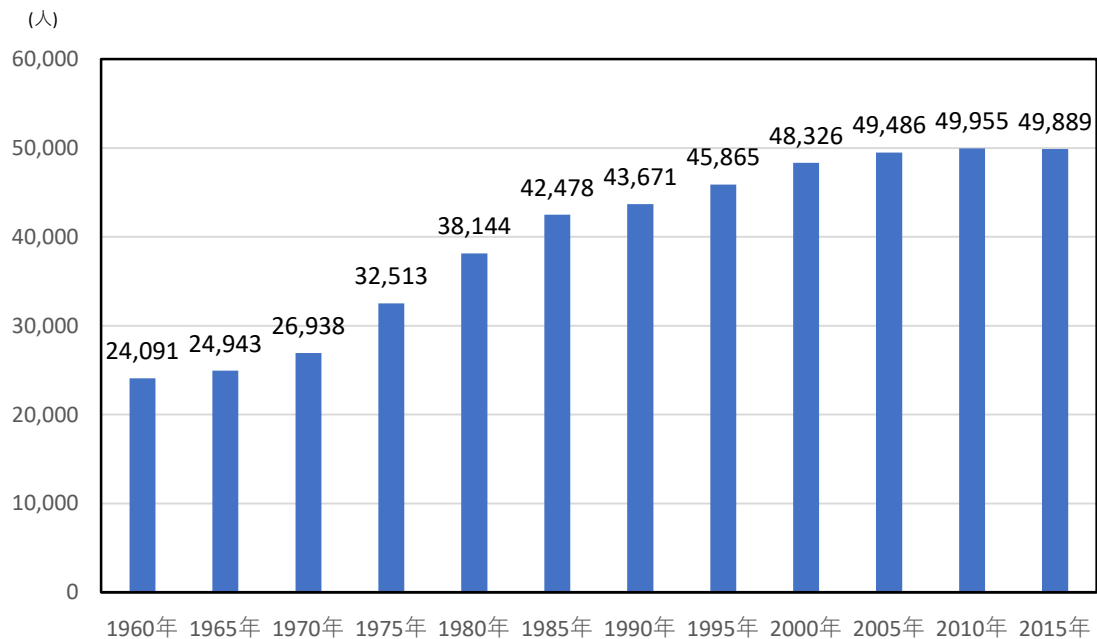


図2-6 人口の推移

2) 年齢3区分人口の推移

年齢3区分別の人口比率は、65歳以上の高齢者が県平均に比べてわずかに高くなっています。

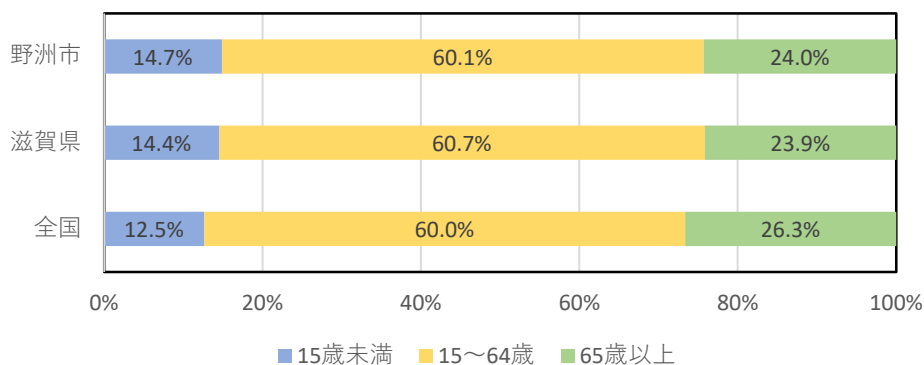


図2-7 年齢3区分人口割合（平成27（2015）年）

注：年齢不詳を除く割合
資料：国勢調査（総務省）

3) 産業

本市は、古くから良食味・良品質米の収穫される穀倉地帯として発展してきました。

1990年から2015年における経営耕地面積の推移をみると、やや減少しているものの、1990年当時に比べて約1割程度の減少にとどまっています。一方で、総農家数は減少傾向にあり、2015年の総農家数は、1990年の半分以下となっています。

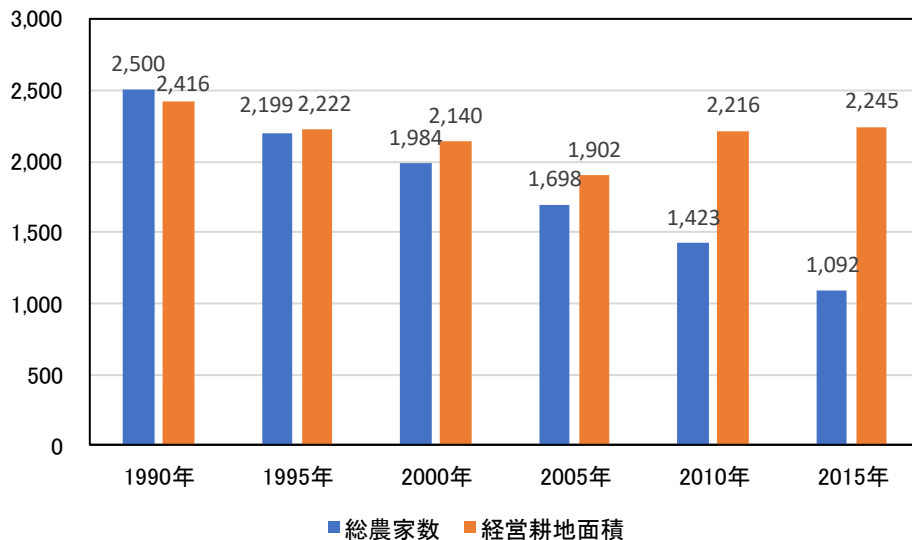


図2-8 総農家数と経営耕地面積の推移

資料：農林業センサス

本市には、大規模な工場、事業所が立地しており、製造品出荷額等や従業者数も近年増加傾向にあります。

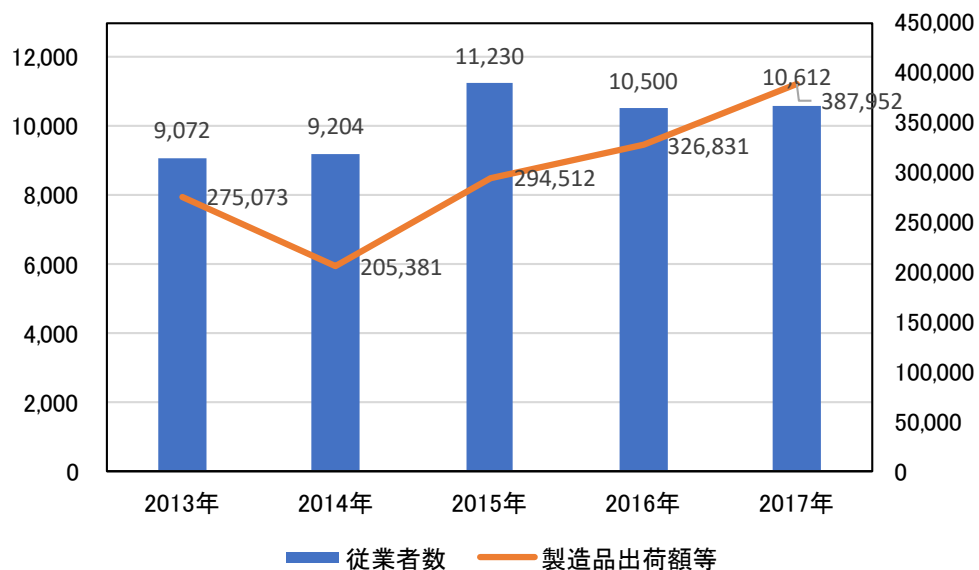


図2-9 工業の推移

資料：工業統計調査、経済センサス

6. 土地利用

本市の土地利用の状況は、図2-10、図2-11に示すとおりです。

市街化区域は、一般市街地や商業業務地、工業地、公共施設用地等の都市的土地利用が約90%を占め、農地、山林等の自然的土地利用が約10%となっています。

一方、市街化調整区域は、自然的土地利用が約79%を占め、都市的土地利用が約21%となっています。

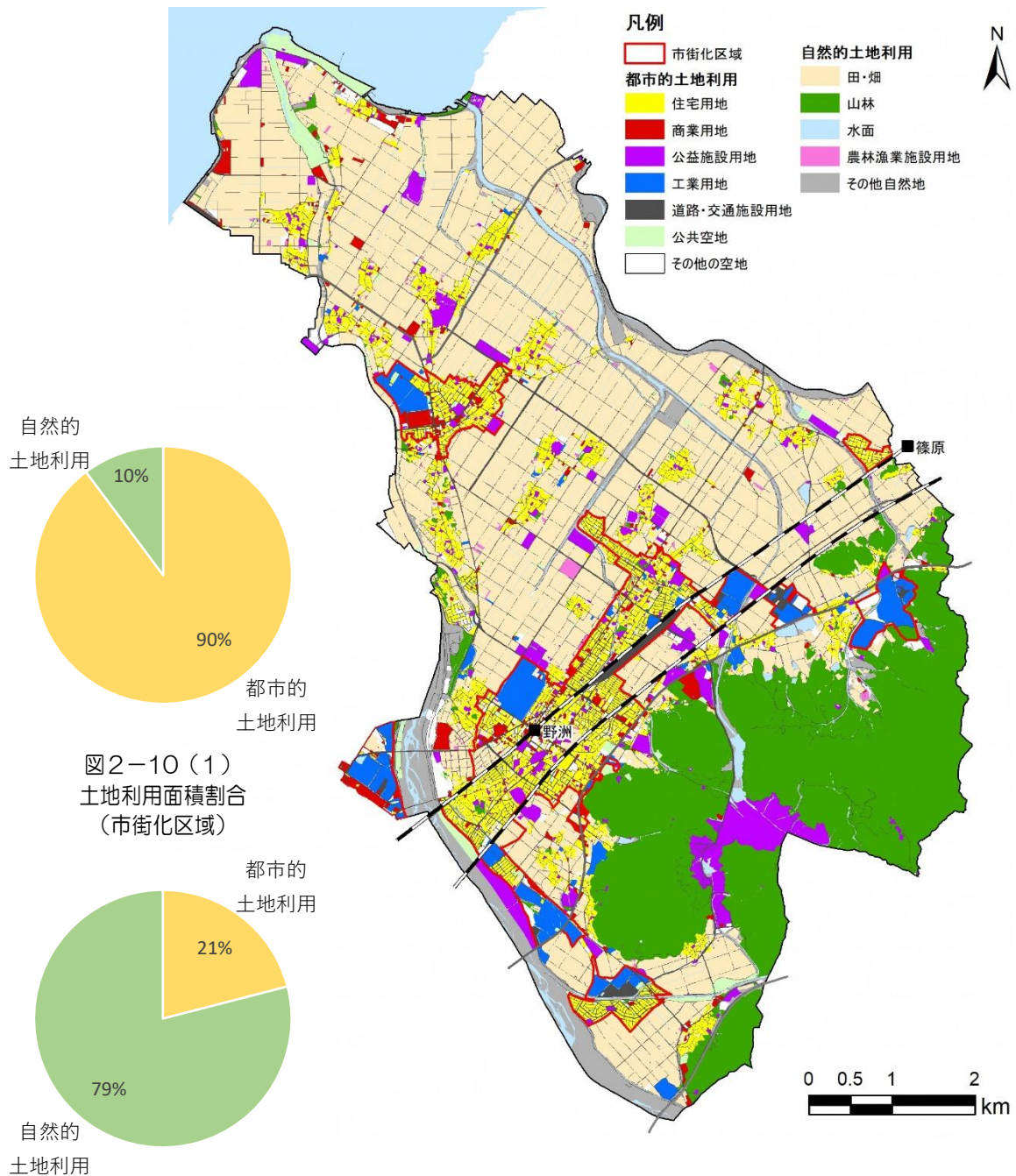


図2-11 土地利用現況図

資料：都市計画基礎調査（滋賀県（平成27年））

7. 市街地の進行状況

人口集中地区（DID 地区）※は、昭和 55（1980）年時点において野洲駅周辺で設定されていましたが、20 年後の平成 12（2000）年には北東部、南西部に広く拡大しています。（図 2 - 12）

DID 地区面積は、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年にかけて 2.6 倍に拡大しています。

※人口集中地区は、国が実施する国勢調査で設定されているもので、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上を有する地域に設定されます。

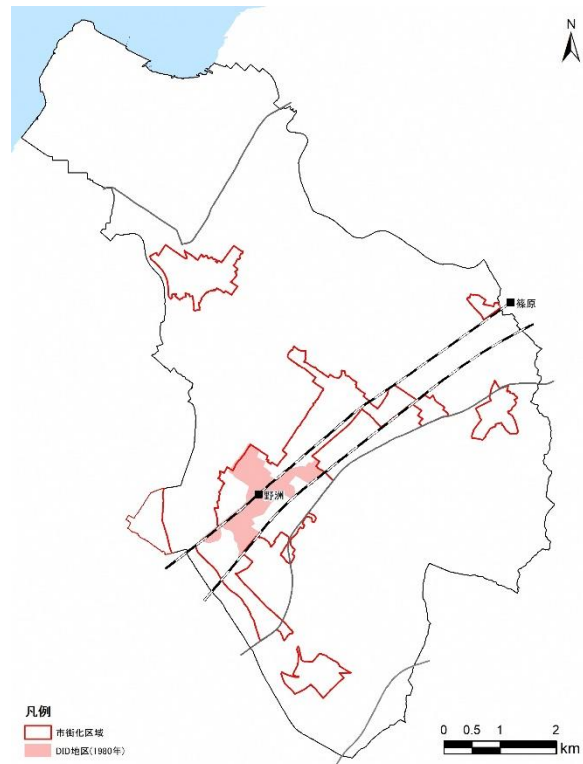


図 2 - 12 (1) DID 地区 (1980 年)

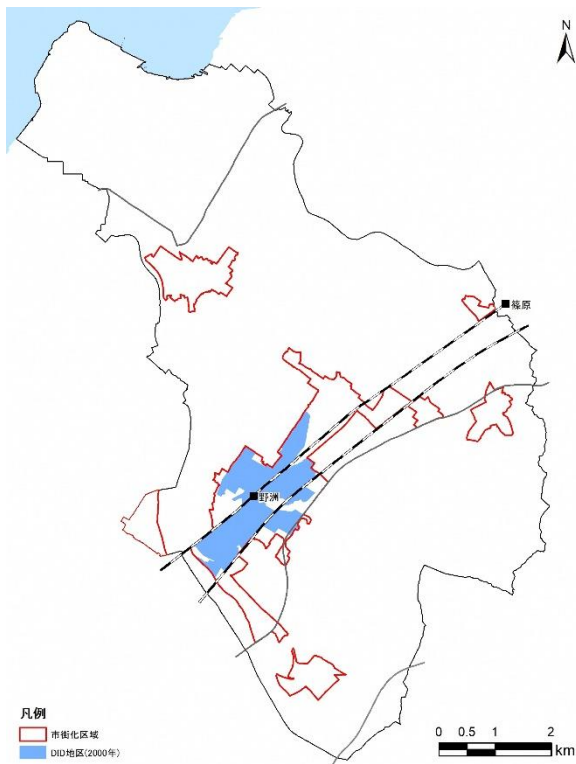


図 2 - 12 (2) DID 地区 (2000 年)

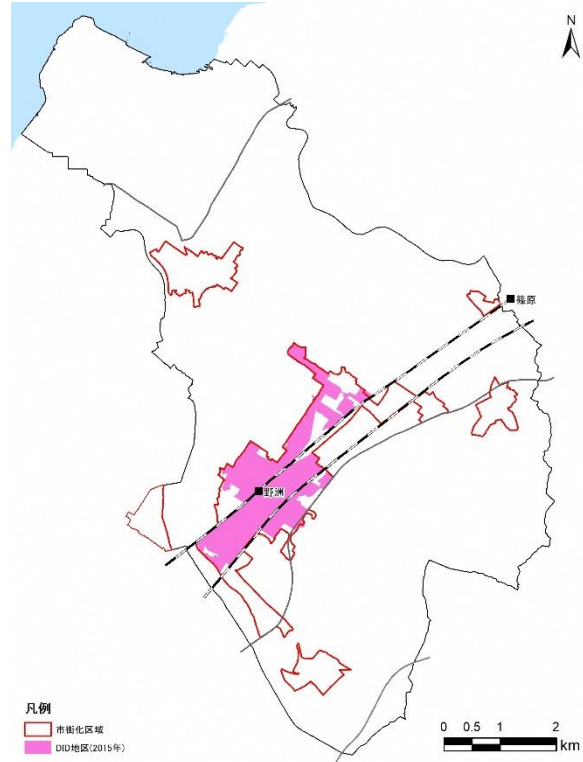


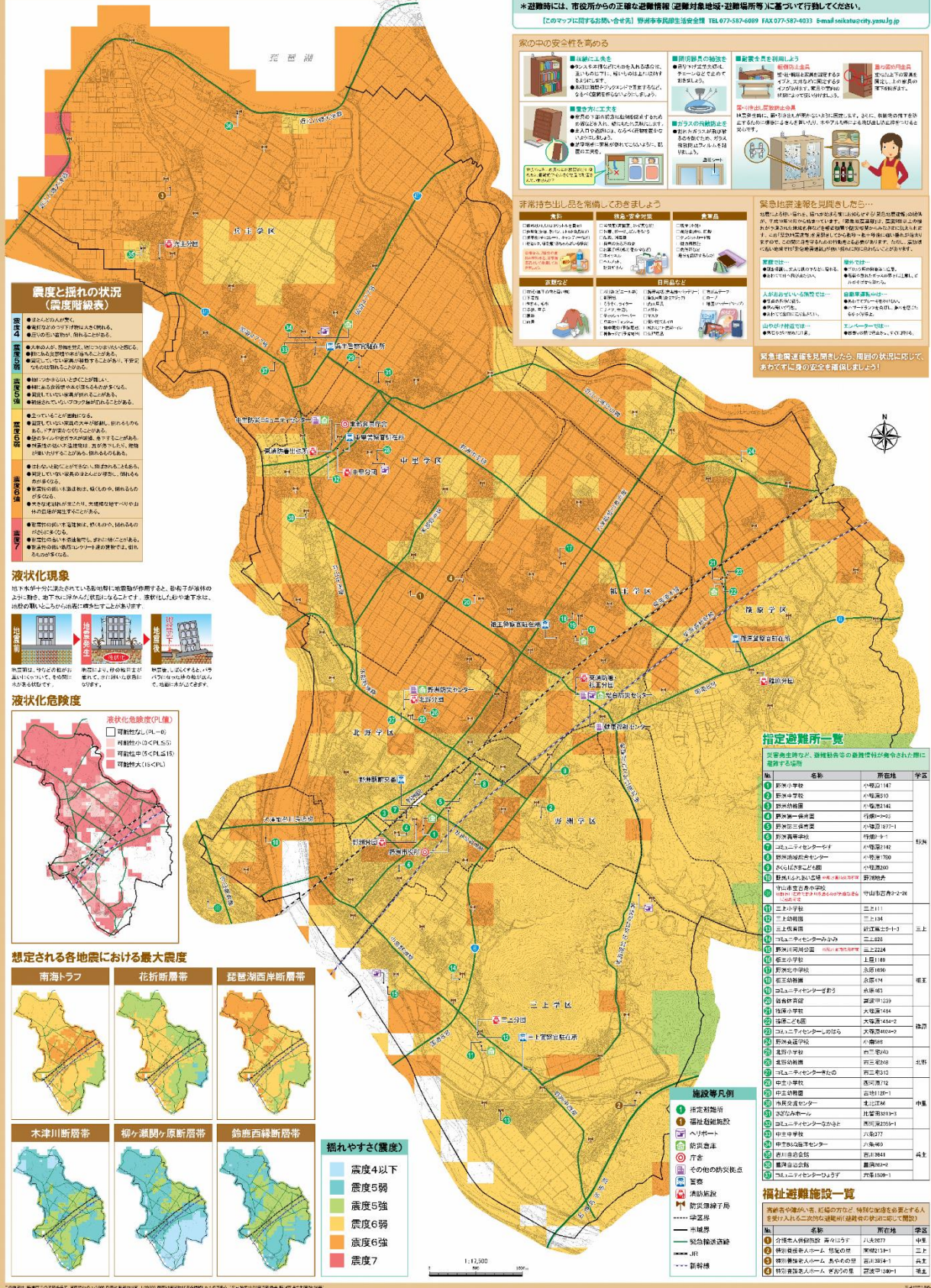
図 2 - 12 (3) DID 地区 (2015 年)

資料：国勢調査

8. 災害ハザードの状況

ハザードマップ見直し中のため、差し替え予定

野洲市 地震ハザードマップ



地震ハザードマップについて
 この地震ハザードマップは、平成25年度に調査実施した震度分布等の推計結果を使用したものです。活断層地震や湧き出し(プレート境界型)地震など、各地震の推計結果を合わせた「最大値」を表示しています。
 ※避難時には、市役所からの正確な避難情報(避難対象地域・避難場所等)に基づいて行動してください。
 【このマップに関する問い合わせ先】 野洲市民生生活安全課 TEL 077-587-6889 FAX 077-587-4033 E-mail saikatsuky@yasu.jp

家の中の安全性を高める

- 家具の固定**
 - テレビや冷蔵庫などの家具は、壁や天井に固定する。
 - 机やテーブルは、脚を固定する。
 - 冷蔵庫は、壁に固定する。
- 倒壊防止**
 - 天井の照明器具は、天井に固定する。
 - 天井の換気扇は、天井に固定する。
 - 天井のエアコンは、天井に固定する。
- 家具の転倒防止**
 - テレビや冷蔵庫などの家具は、壁や天井に固定する。
 - 机やテーブルは、脚を固定する。
 - 冷蔵庫は、壁に固定する。

震度と揺れの状況(震度階級表)

震度1未満(揺れなし)

震度1(揺れ)

震度2(揺れ)

震度3(揺れ)

震度4(揺れ)

震度5弱(揺れ)

震度5強(揺れ)

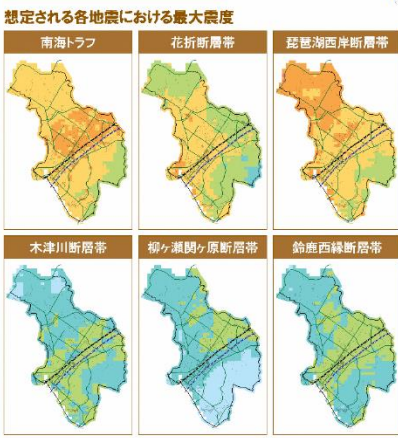
震度6弱(揺れ)

震度6強(揺れ)

震度7(揺れ)

液状化現象

地下水位が浅く、地盤が緩い場所では、地震の揺れによって、地下水位が上昇し、土壌中の水分が増えることで、土壌が液状化し、建物や道路が沈んだり、傾いたりすることがあります。



非常持ち出し品を常備しておきましょう

食料

- 長期保存が可能な食品(缶詰、乾パン、インスタント食品など)
- 水(1人1日あたり2リットル)
- 懐中電灯(電池式)
- ラジオ(電池式)
- 現金(小銭)
- 身分証明書(コピー)
- 薬(持病薬)
- 衛生用品(トイレ用品)
- 防寒着(季節に応じた服装)
- 寝具(毛布、枕)
- タオル
- 靴(歩きやすい靴)
- 現金(小銭)
- 身分証明書(コピー)
- 薬(持病薬)
- 衛生用品(トイレ用品)
- 防寒着(季節に応じた服装)
- 寝具(毛布、枕)
- タオル
- 靴(歩きやすい靴)

指定避難所一覧

災害発生時など、避難勧告等の避難指示が発令された際に避難する場所

No.	名称	所在地	学数
1	野洲市役所	小坂町1447	
2	野洲中学校	小坂町210	
3	野洲幼稚園	小坂町2144	
4	野洲第一体育館	行徳町100	
5	野洲第三体育館	小坂町297-1	
6	野洲第二体育館	行徳町101	
7	コミュニティセンター(小坂)	小坂町700	
8	野洲市民センター	小坂町700	
9	大からばさきセンター	小坂町200	
10	野洲ふれあい広場(野洲駅前)	野洲駅前	
11	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
12	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
13	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
14	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
15	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
16	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
17	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
18	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
19	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
20	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
21	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
22	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
23	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
24	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
25	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
26	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
27	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
28	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
29	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
30	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
31	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
32	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
33	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
34	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
35	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
36	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
37	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
38	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
39	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
40	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
41	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
42	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
43	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
44	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
45	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
46	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
47	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
48	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
49	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
50	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
51	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
52	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
53	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
54	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
55	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
56	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
57	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
58	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
59	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
60	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
61	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
62	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
63	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
64	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
65	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
66	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
67	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
68	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
69	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
70	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
71	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
72	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
73	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
74	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
75	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
76	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
77	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
78	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
79	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
80	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
81	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
82	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
83	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
84	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
85	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
86	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
87	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
88	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
89	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
90	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
91	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
92	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
93	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
94	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
95	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
96	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
97	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
98	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
99	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	
100	野洲市民センター(野洲駅前)	野洲駅前	

福祉避難施設一覧

高齢者や障がい者、妊婦の方など、特別な配慮を必要とする人を優先して二次的な避難所(避難所の状況に応じて開設)

No.	名称	所在地	学数
1	分館老人福祉館 森がらう	八木町777	44名
2	特別養護老人ホーム 瑞雲荘	瑞雲町131-1	23名
3	特別養護老人ホーム 美の木の里	山田1318-1	61名
4	特別養護老人ホーム 美の木の里	瑞雲町1318-1	23名

図2-13 (2) 地震ハザードマップ

第2節 野州市の緑の現況

1. 自然環境

本市の植生の状況は表2-1、図2-14に示すとおり、市の東南部、三上山や菩提寺山、妙光寺山、鏡山の山地には落葉広葉樹や針葉樹の二次林が広く分布しており、その中にモザイク状に人工林が点在しています。河川沿いには水辺の植生が分布しています。

また、兵主神社のクスノキ林と希望が丘の湿原が、「滋賀県で大切にすべき植物群落（滋賀県）」に選定されています。

表2-1 植生の現況

区分	面積 (ha)
自然林、水辺植生	157.9
自然裸地	4.3
二次林	973.9
人工林	259.2
竹林	87.9
耕作地	2,942.5
草地	94.3

※面積は図上計測

資料：環境省

表2-2 巨樹、巨木

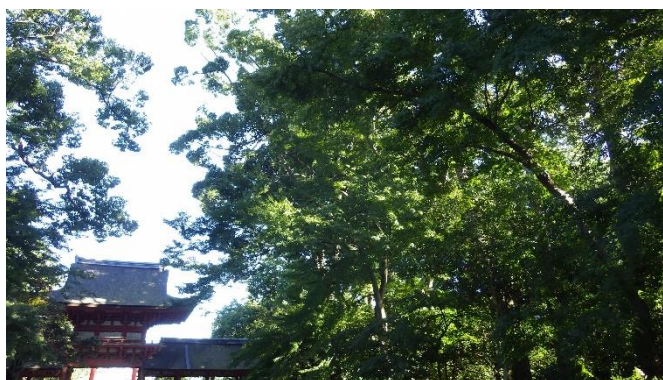
樹種名	住所 (町)	樹高	幹周	呼称
クスノキ	五条	25	310	兵主神社のクスノキ社叢林
アカマツ	比留田	20	400	
クロガネモチ	比留田	10	340	
ツブラジイ	小比江	20	320	
アカマツ	木部	25	410	笈掛松
クロガネモチ	比留田	30	340	
アカマツ	比留田	25	400	比留田の大松
ナラ	木部	20	370	
クスノキ	木部	20	310	
スギ	小南	10	390	
スギ	高木	12	425	
スギ	高木	21	350	
エノキ	北	17	325	
ムクノキ	竹生	20	330	
モチノキ	市三宅	20	320	
ツブラジイ		15		

※詳細な場所が公表されていないものもあるため図示していない 資料：環境省巨樹巨木データベース

表 2 - 3 滋賀県で大切にすべき植物群落

群落名	位置	面積 (ha)
兵主神社のクスノキ林	兵主神社	3.0
希望が丘の湿原	上流の湧水付近のミミカキグサ、モウセンゴケの湿地、下部のイトイヌノハナヒゲの湿地、谷部の川沿いのキンコウカの優先湿原など、多数の湿原	0.3

出典：滋賀県



兵主神社のクスノキ林



希望が丘の湿原

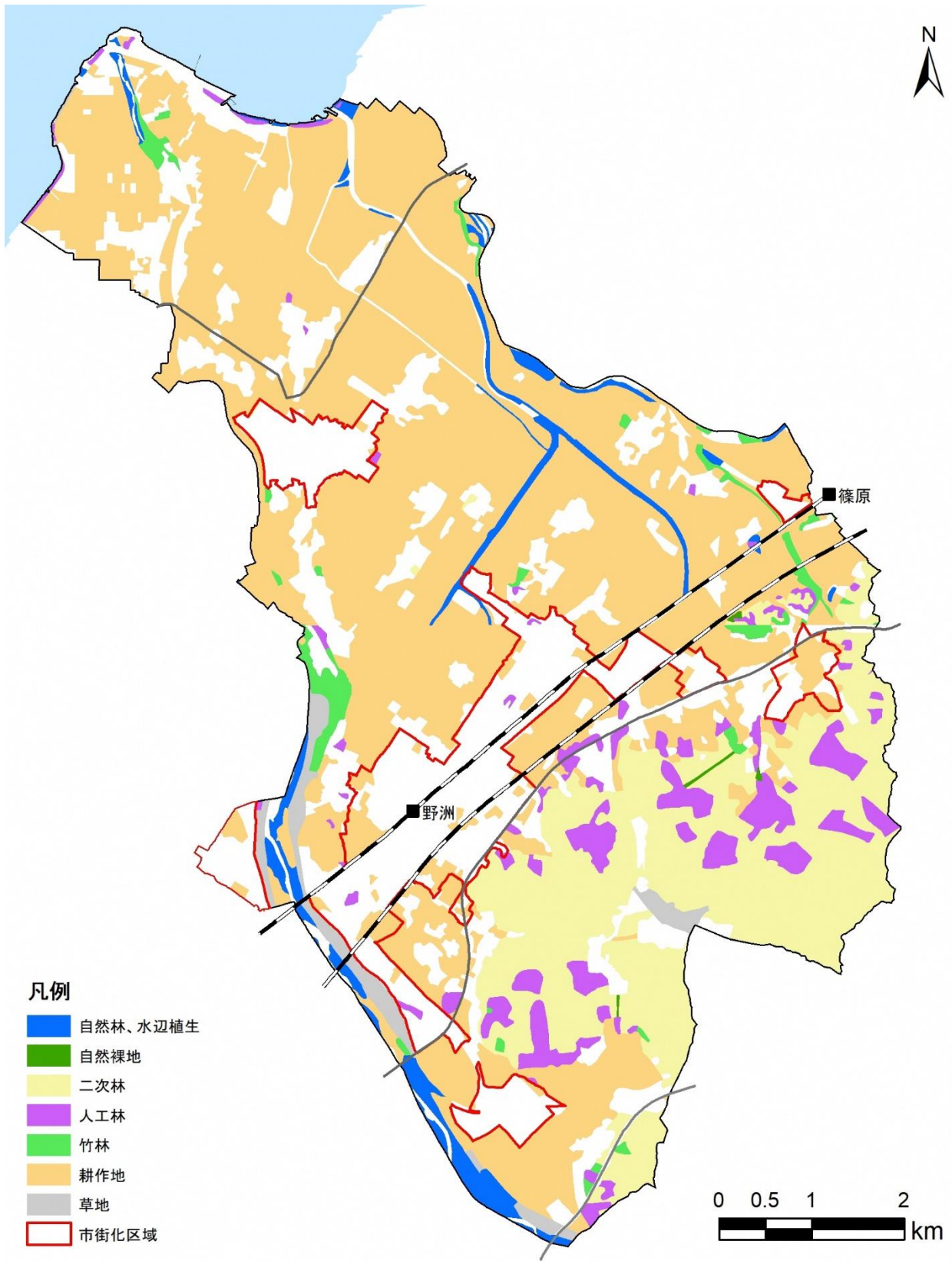


图 2 - 14 現存植生図

資料：環境省

2. 緑地の変遷

昭和 51（1976）年と平成 26（2014）年における、森林や農地などの緑地の分布状況と変化は図 2 - 15（1）（2）（3）のとおりです。

野洲駅周辺では、昭和 51（1976）年から平成 26（2014）年にかけて緑地が減少しています。他にも、全体的に市街化区域内では住宅地や商業業務地等の市街地整備にともない緑地が減少しています。

市街化調整区域においても、一部地域で緑地が減少しています。

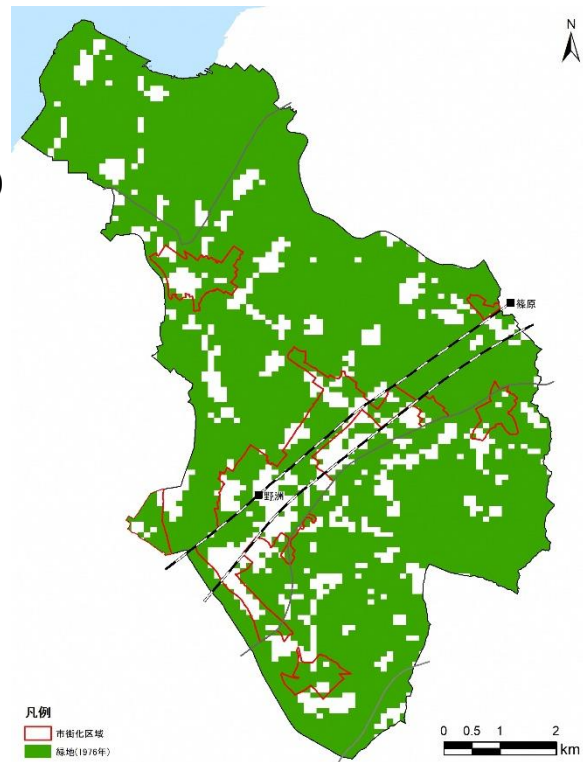


図 2 - 15（1） 緑地（1976年）

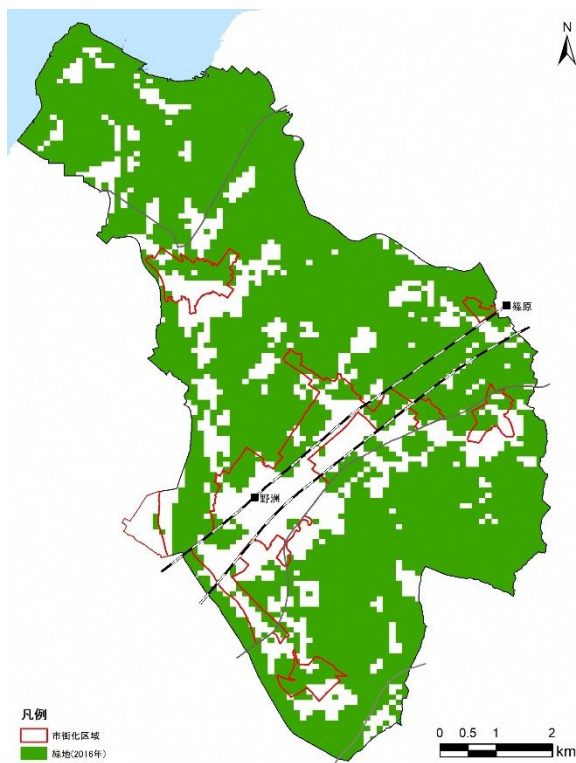


図 2 - 15（2） 緑地（2014年）

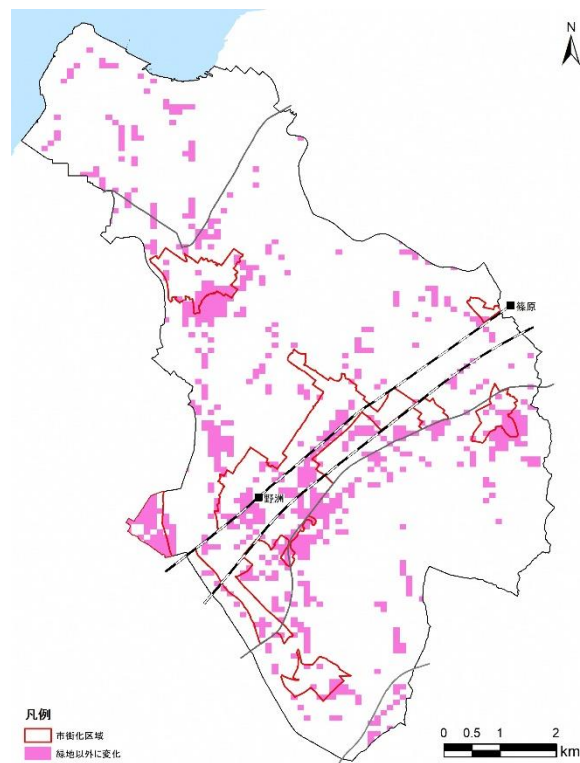


図 2 - 15（3） 減少した緑地
（1976年→2014年）

※1976年と2014年は、国土数値情報、土地利用細分メッシュデータ（100m）に基づいて、森林や農地、湖沼などの緑地に区分されたメッシュを着色している。
また、1976年に緑地であったもので、2014年に緑地以外の土地利用に区分されているメッシュを薄紫で着色している。

資料：国土数値情報

3. 都市公園等

本市の都市公園は、16箇所、41.68haが開設済みで、人口一人当たりの面積は8.14㎡となっています。地域ふれあい公園や児童遊園、農村公園を含めた都市公園等の合計では、170箇所、63.14haが開設済みで、人口一人当たりの面積は12.34㎡となっています。（いずれも令和2年4月1日時点の数値）

表2-4 都市公園等の整備状況（令和2年4月1日時点）

			整備量		一人当たり面積 ㎡/人
			ヶ所	面積 (ha)	
	住区 基幹 公園	街区公園	10	1.63	0.32
		近隣公園	1	1.20	0.23
		地区公園	0	0.00	0.00
	都市基 幹公園	総合公園	0	0.00	0.00
		運動公園	1	14.90	2.91
	基幹公園計		12	17.73	3.46
	特殊公園	風致公園	0	0.00	0.00
		動植物公園	0	0.00	0.00
		歴史公園	0	0.00	0.00
		墓園	1	4.10	0.80
		その他	0	0.00	0.00
	広場公園		0	0.00	0.00
	広域公園		0	0.00	0.00
	緩衝緑地		0	0.00	0.00
	都市緑地		1	2.10	0.41
	緑道		0	0.00	0.00
	都市林		0	0.00	0.00
県公園（緑地）		2	17.75	3.47	
都市公園計		16	41.68	8.14	
地域ふれあい公園		142	17.70	3.46	
児童遊園		4	0.84	0.16	
農村公園		8	2.92	0.57	
都市公園等計		170	63.14	12.34	
行政区域人口（人）			51,176	R2.4.1時点	

※野州市都市公園条例では、都市公園の整備目標を10㎡/人としている。

滋賀県内における市町別の一人当たり都市公園面積は図 2-16 のとおりで、野洲市は滋賀県平均や国平均をやや下回る水準となっています。

また、近隣市と比べて本市の都市公園の供用率[※]は低く、都市公園の整備が進んでいない状況です。(図 2-17)

※開設面積÷都市計画決定面積×100 (%)

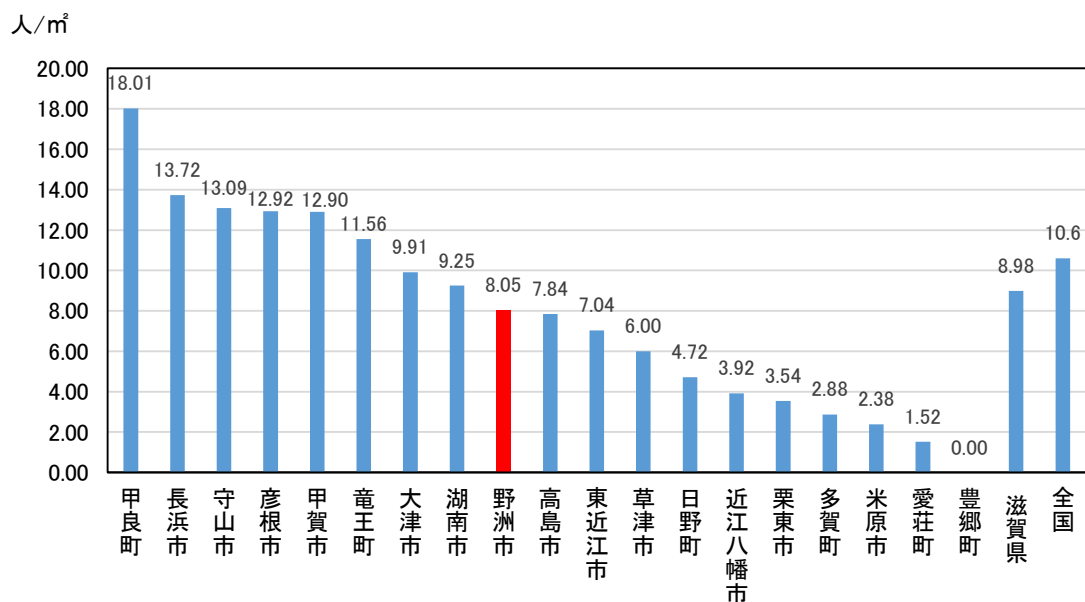


図 2-16 一人当たり都市公園面積比較 (滋賀県内市町、滋賀県、国)

※滋賀県内の数値は平成 28 年度末の数値のため、22 ページの数値と合わない。また、国の数値は平成 29 年度末のもの (資料: 滋賀県、国交省)

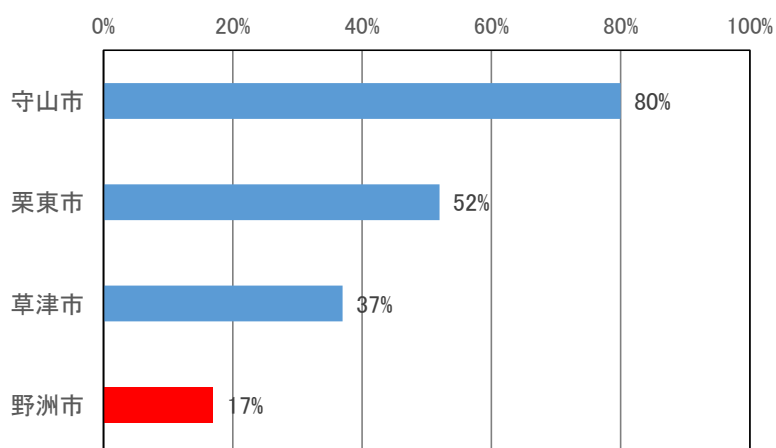


図 2-17 都市公園の供用率

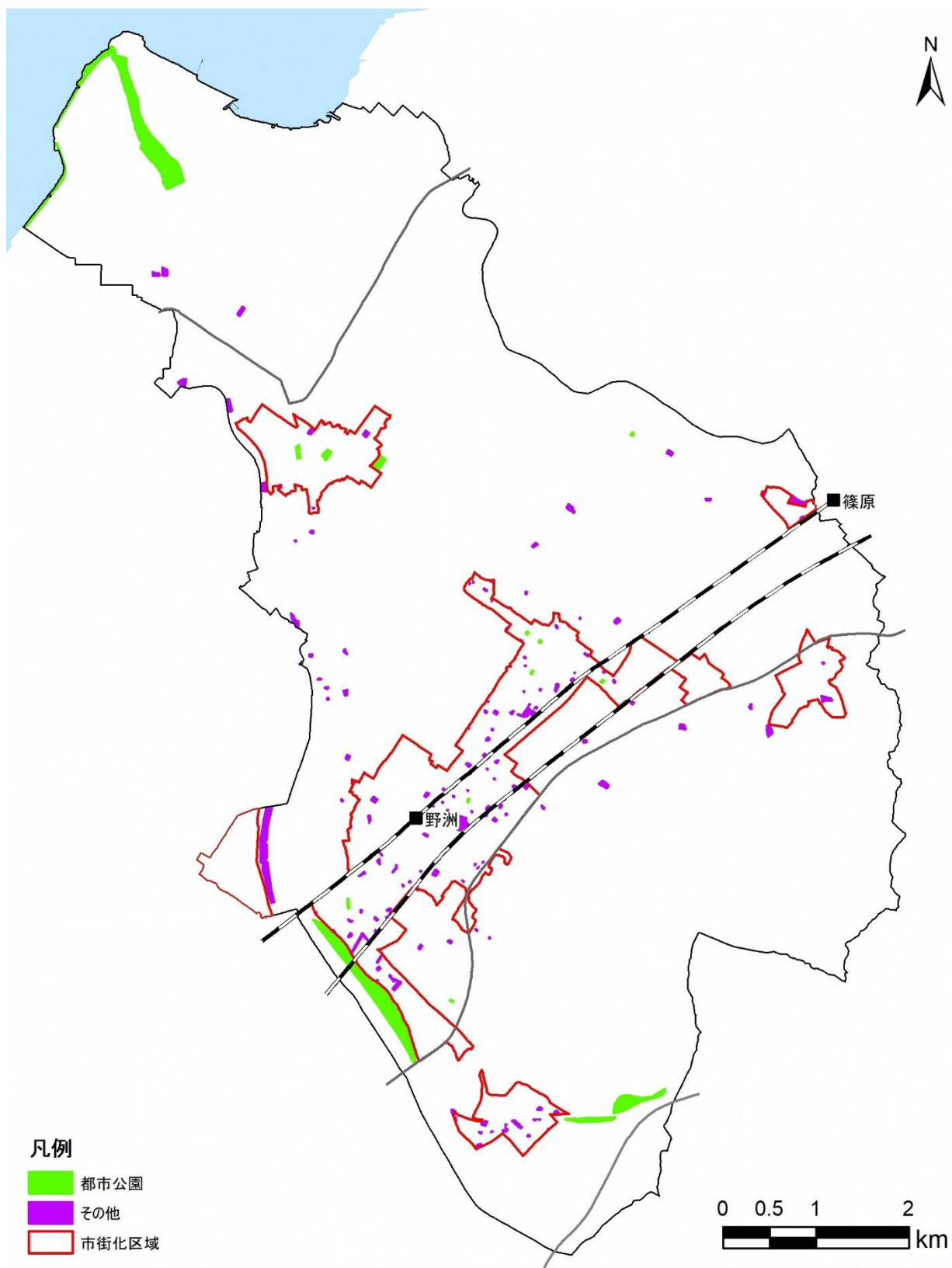


図 2-18 都市公園等分布図

4. レクリエーション施設

みどりに関連するレクリエーション施設は図2-19のとおりで、希望が丘文化公園は、本市のみならず滋賀県を代表するレクリエーションの拠点となっています。

また、琵琶湖の豊かな自然環境を生かした緑地やレクリエーション施設があります。

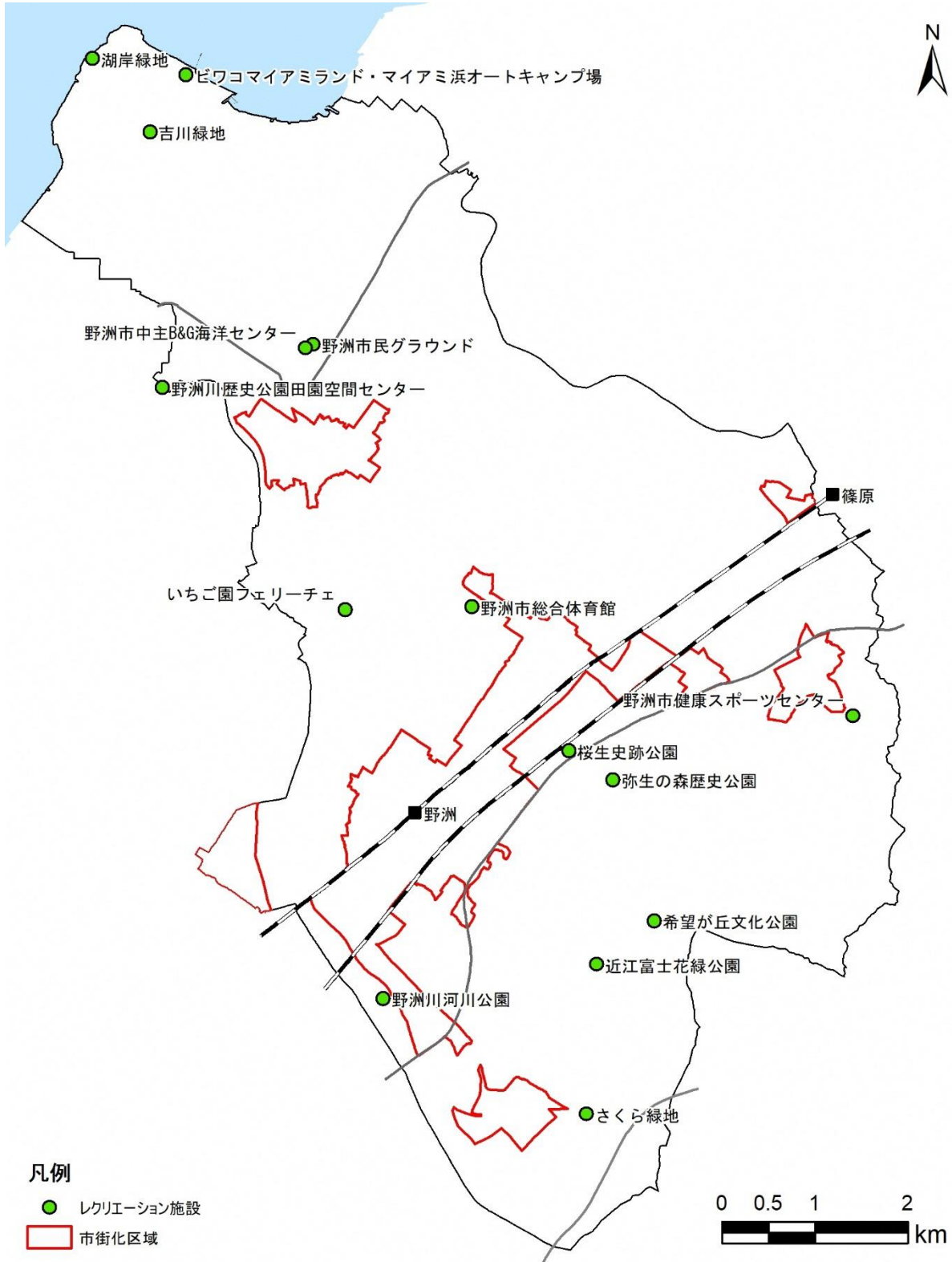


図2-19 レクリエーション施設の分布

5. 法指定

みどりに関する法指定の状況は表 2-5、図 2-20 (1) (2) のとおりです。

市の南部に広がる山林には、風致地区や自然公園区域、保安林区域等に指定されています。

市の中央部から琵琶湖にかけての平野部は、農業振興地域農用地区域となっています。

表 2-5 緑地の指定状況

種別	面積 (ha)
風致地区	766.7
自然公園区域	869.0
保安林区域	762.0
国有林	215.3
地域森林計画対象民有林	1,014.3
農業振興地域農用地区域	2,478.0
鳥獣保護区	941.3
上記重複	2,952.9
計	4,093.7

国有林、鳥獣保護区、重複面積は図上計測

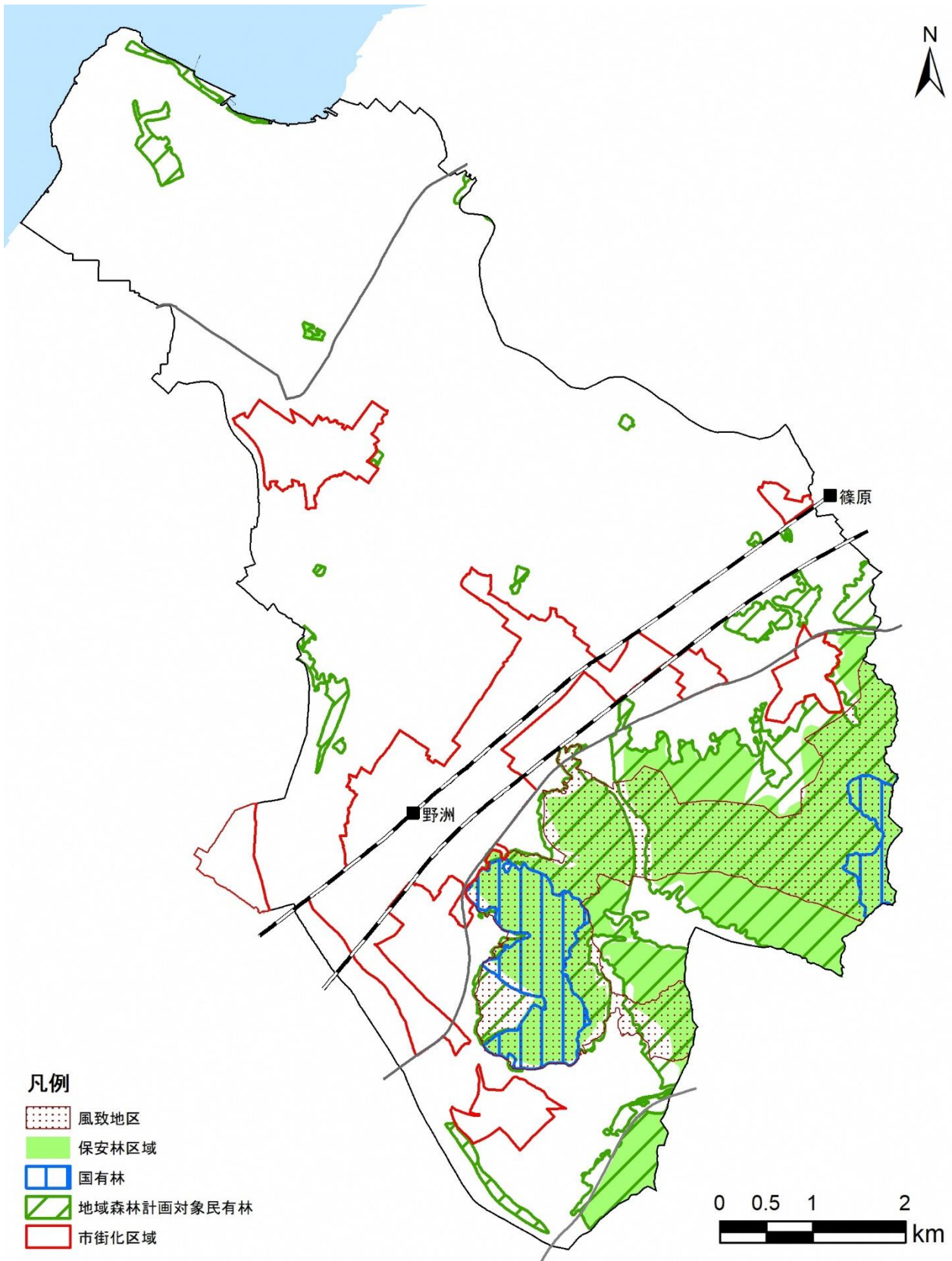


図 2-20 (1) みどりに関する法指定の状況

資料：国土数値情報

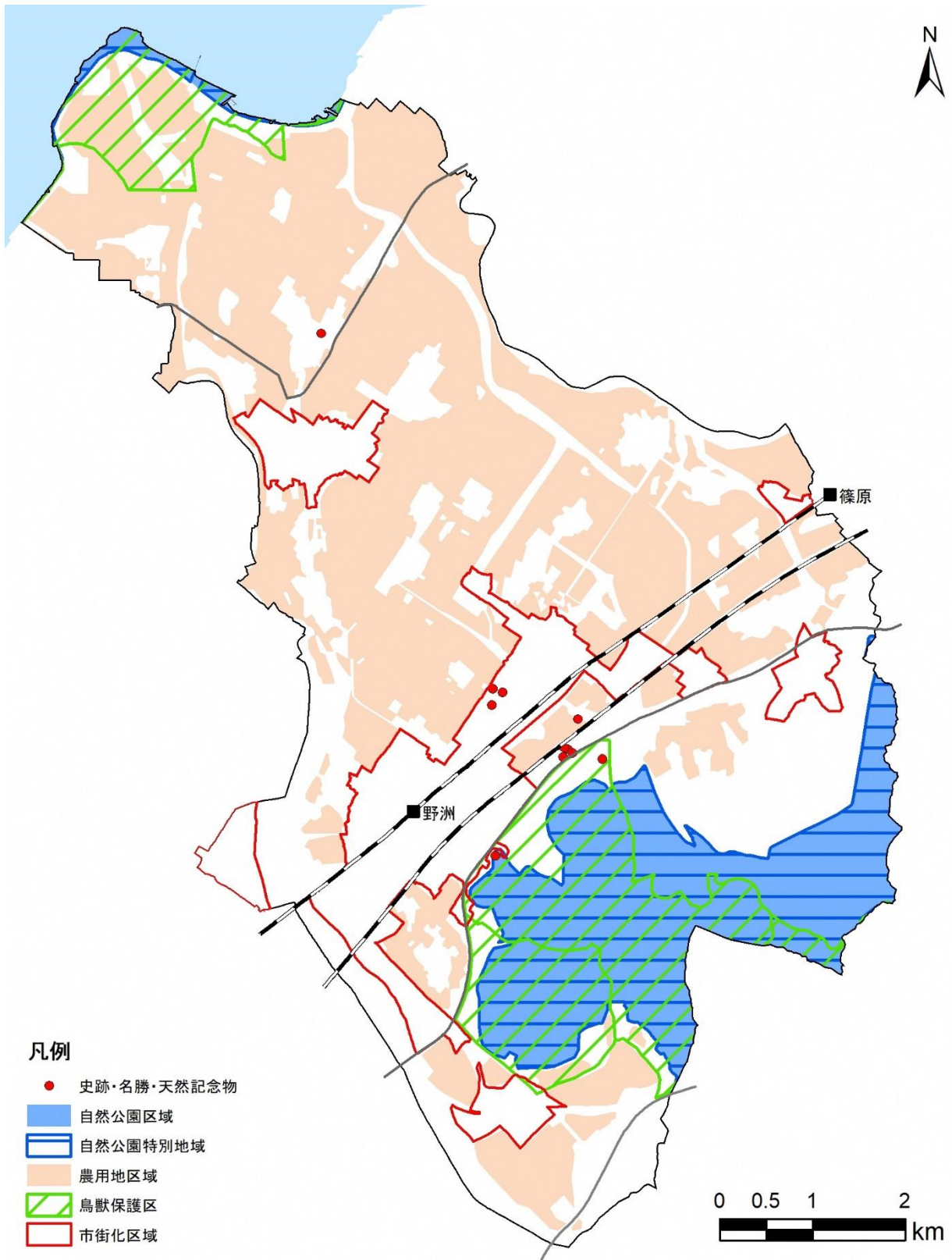


図 2-20 (2) みどりに関する法指定の状況

資料：国土数値情報

6. 緑化

1) 公共施設の緑化

公共施設については、市庁舎における緑のカーテンや道路の緑化などに取り組んでいます。

2) 住宅地や工場地等の緑化

本市では、「開発行為に関する技術基準」及び「野州市開発行為等に関する指導要綱」に基づいて、住宅開発にあたっての緑化指導に取り組んでいる他、野州市工場立地法準則条例により大規模な事業所の緑化指導も行っています。

地区計画においても、敷地境界への生垣緑化等に取り組んでいる例もあります。

また、野州市生活環境を守り育てる条例においても、条例に定める事業所は、その敷地面積に応じた植栽率の緑地を確保することを求めています。



野州市役所



敷地が緑化された事業所



地区計画による住宅地の緑化（ホープタウン錦の里）

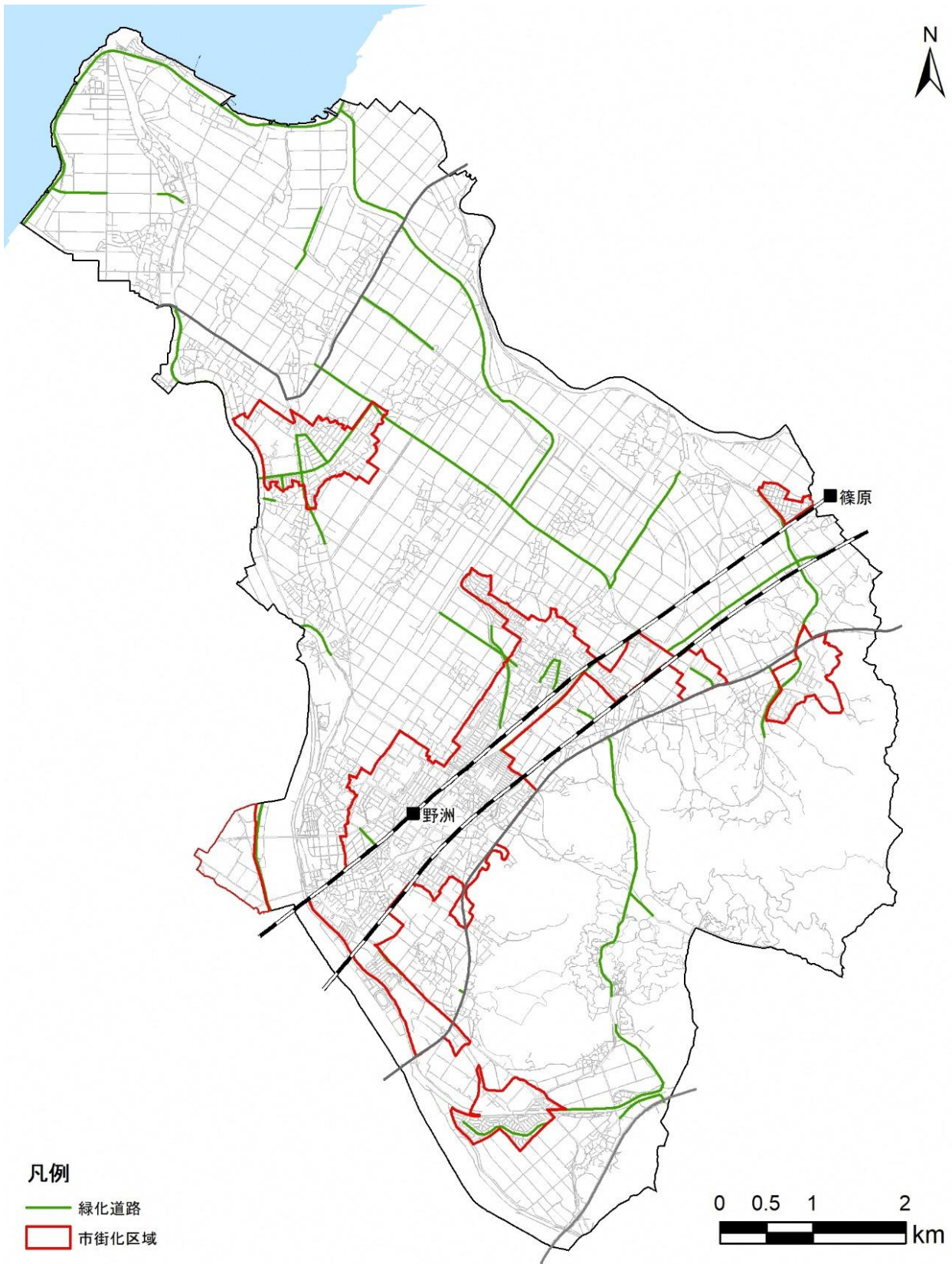


図 2-21 緑化道路の現況

7. みどりに関する活動

1) みどりに関する活動

市内で実施されているみどりに関する活動は表2-6のとおりです。

自然観察会や学習、生態調査、清掃活動、体験イベントなど、川や山などの様々なフィールドにおいて活動が行われています。

表2-6 みどりに関する活動

「川」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 家棟川エコ遊覧、エコツアー ホタルの住める川づくり 流域ネットワークづくり（「水・生物多様性フォーラム」、「ビワマスを戻すプロジェクト・フォーラム」） 家棟川、びわ湖清掃活動 家棟川流域生態調査
「山」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 里山保全活動 里山自然観察、学習会 森づくり塾 野洲の山を知る探索、山の辺の歴史ハイキングコースづくり
「湖」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> びわ湖に親しむイベント（あやめ浜まつり）、砂浜学習会等 漁民の森づくり事業 内湖環境学習会 びわ湖学習会、ヨシ苗ポットづくり体験 ヨシ群落再生事業（ヨシ植え）
「緑」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 河辺林保全活動 野洲川北流跡自然の森調査報告会 野洲川北流跡自然の森カブトムシ幼虫観察会 野洲川北流跡自然の森タケノコ堀イベント 野洲川北流跡自然の森自然観察会 樹木の管理と剪定講習会
「農業」に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業研修会（学習会） 生き物観察会

資料：第2次野洲市環境基本計画



家棟川エコ遊覧



森の生き物観察会



漁民の森づくり事業



ヨシ植事業



あやめ浜まつり



生き物観察会（須原ゆりかご水田）

2) みどりに関する制度

緑地保全や緑化に関する制度としては、法律に基づいて運用されるもののほかに、市独自の条例や要綱に基づくものがあります。

表 2-7 みどりに関する制度

野洲市生活環境を守り育てる条例	「野洲市生活環境を守り育てる条例」では、市民及び事業者は、所有し、又は管理する土地に樹木等の植栽による緑化に努めなければならないとされています。 条例に定める事業所は、その敷地面積に応じた植栽率の緑地を確保することを求めています。
野洲市開発行為等に関する指導要綱	「野洲市開発行為等に関する指導要綱」では、開発事業等の計画及び施工に当たり、開発区域の緑化推進や緩衝植樹帯の設置、環境保全等について定めています。
近隣景観形成協定	「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）」に基づき、自治会や町内会等にお住まいの皆様が、建物の形や色彩の調和、緑化等景観形成に関する事項について、お互いに取り決め（協定）を結び、相互に協力して美しく住みよいまちづくりを進めていただくための、滋賀県独自の制度です。
野洲市工場立地法準則条例	工場立地法では、敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の工場については特定工場となり届出が必要です。野洲市工場立地法準則条例において、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域では、工場の敷地面積に対し緑地面積を 10%、緑地を含む環境施設を 15%確保することを定めています。 また、野洲市特定工場緑化に関する要綱により、特定工場周辺の生活環境に配慮した緑地整備を行うことを定めています。
地区計画	都市計画法に基づく制度で、緑豊かで良好な街並みの推進、維持、保全を図るとともに、地震などの災害時におけるブロック塀等の倒壊防止、また、防犯上の観点からかき又はさくの構造の制限を定めることができます。

8. みどりに関する市民意識

1) アンケートの概要

令和2年6月に行った「野洲市のまちづくりに関するアンケート調査」から、市民の緑のまちづくりに対する意識や行動を整理しました。

(1) 調査期間

令和2年6月1日～令和2年6月19日

(2) 調査方法

■ Web アンケート

調査対象…野洲市に在住・在勤している18歳以上の方

調査方法…市ホームページのアンケートフォームから回答

■ 郵送アンケート

調査対象…18歳以上の市内在住者 2,000人

※住民基本台帳から各地域（現行都市計画マスタープランの7地域区分による）の人口などを考慮し無作為抽出

調査方法…対象者の自宅に調査票を送付し、同封の返信用封筒にて回答

(3) 配布回収結果

配布数：2000通（郵送）

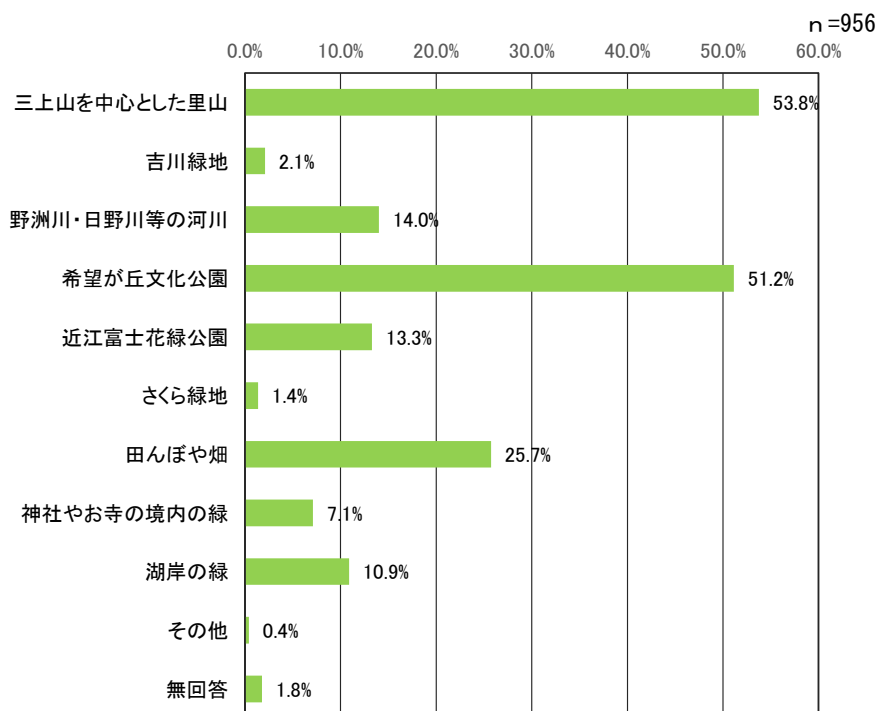
回収数：956通（webによる回収含む）

2) アンケートの結果

(1) みどり全般に関すること

■ 野洲市を代表する緑とは

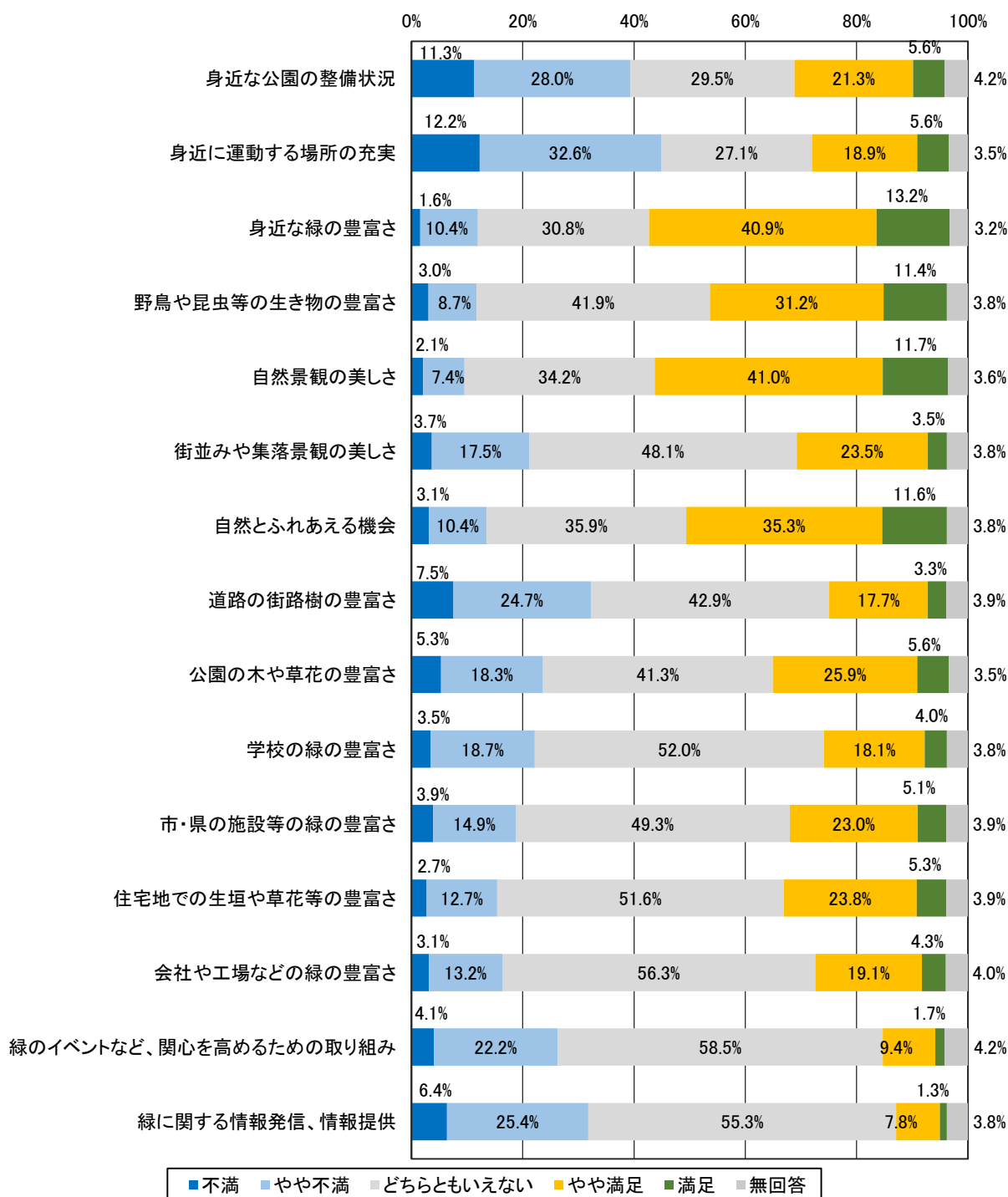
「三上山を中心とした里山」の回答が53.8%と最も高く、次いで「希望が丘文化公園」が51.2%、「田んぼや畑」が25.7%となっています。



■お住まいの地域の緑の満足度

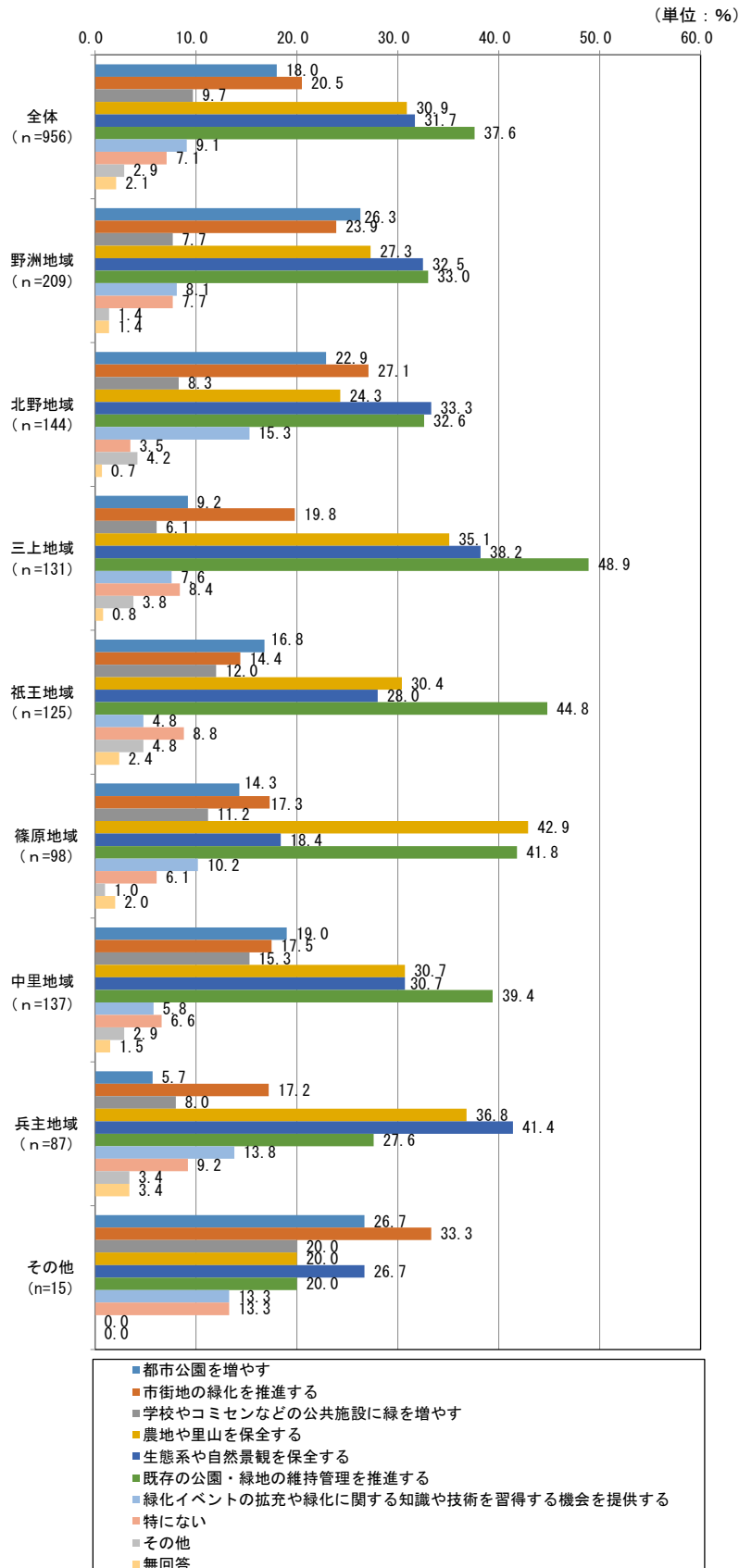
「満足」と「やや満足」の合計は、「身近な緑の豊富さ」が 54.1%と最も高く、次いで「自然景観の美しさ」が 52.7%、「自然とふれあえる機会」が 46.9%となっています。

一方、「不満」と「やや不満」の合計は、「身近に運動する場所の充実」の回答が 44.8%と最も高く、次いで「身近な公園の整備状況」が 39.3%、「道路の街路樹の豊富さ」が 32.2%となっています。



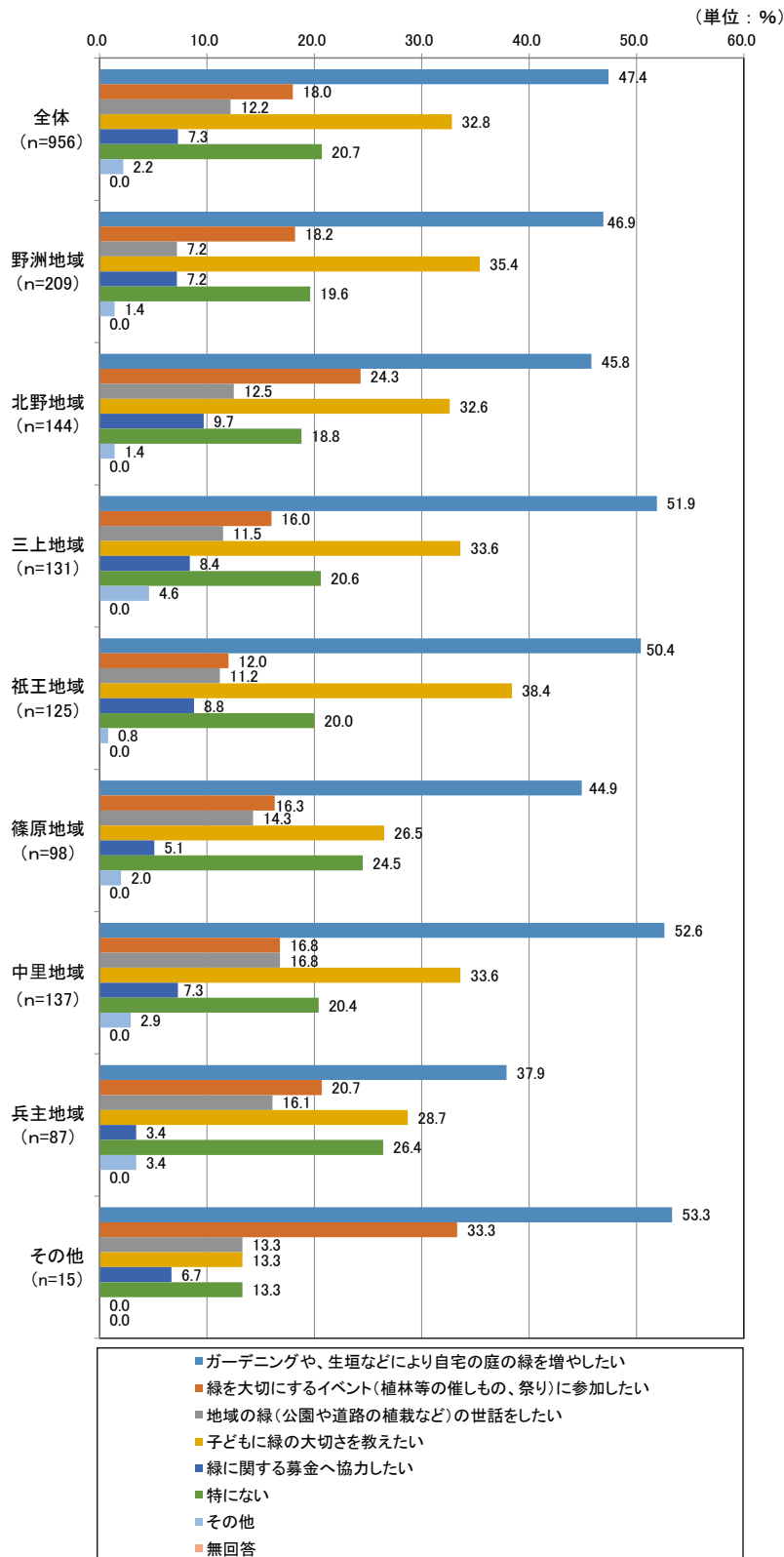
■野洲市が緑を守り育てていくべきと思う施策

三上地域、祇王地域では「既存の公園・緑地の維持管理を推進する」と回答した割合がそれぞれ48.9%、44.8%と高くなっています。一方、篠原地域では「農地や里山を保全する」が42.9%と最も高くなっています。



■自分が緑を守り育てていくために何をしていきたいか

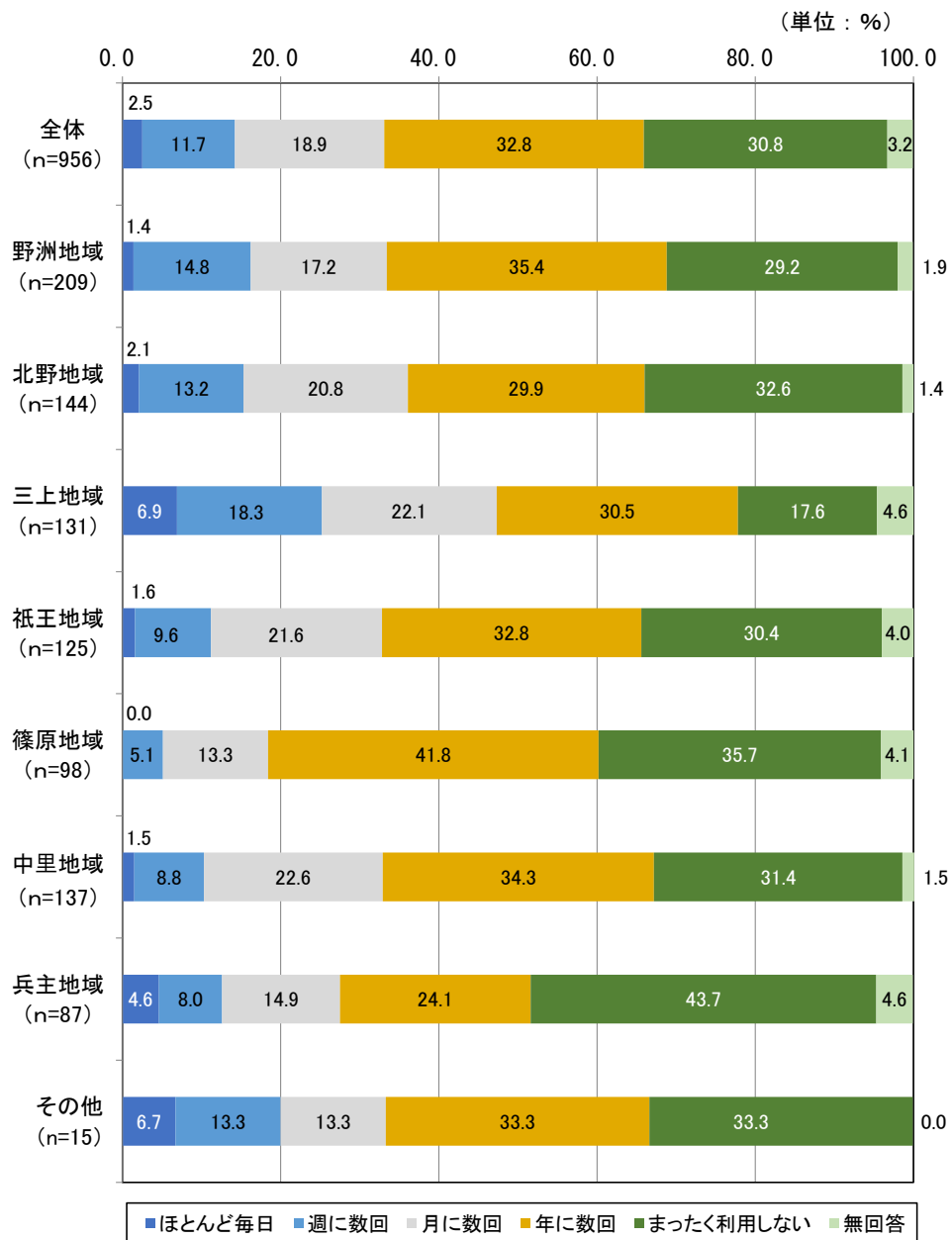
どの地域においても「ガーデニングや、生垣などにより自宅の庭の緑を増やしたい」と回答した人の割合が高くなっています。中里地域は 52.6%と他地域と比べて高く、次いで三上地域の 51.9%、祇王地域の 50.4%となっています。



(2) 公園に関すること

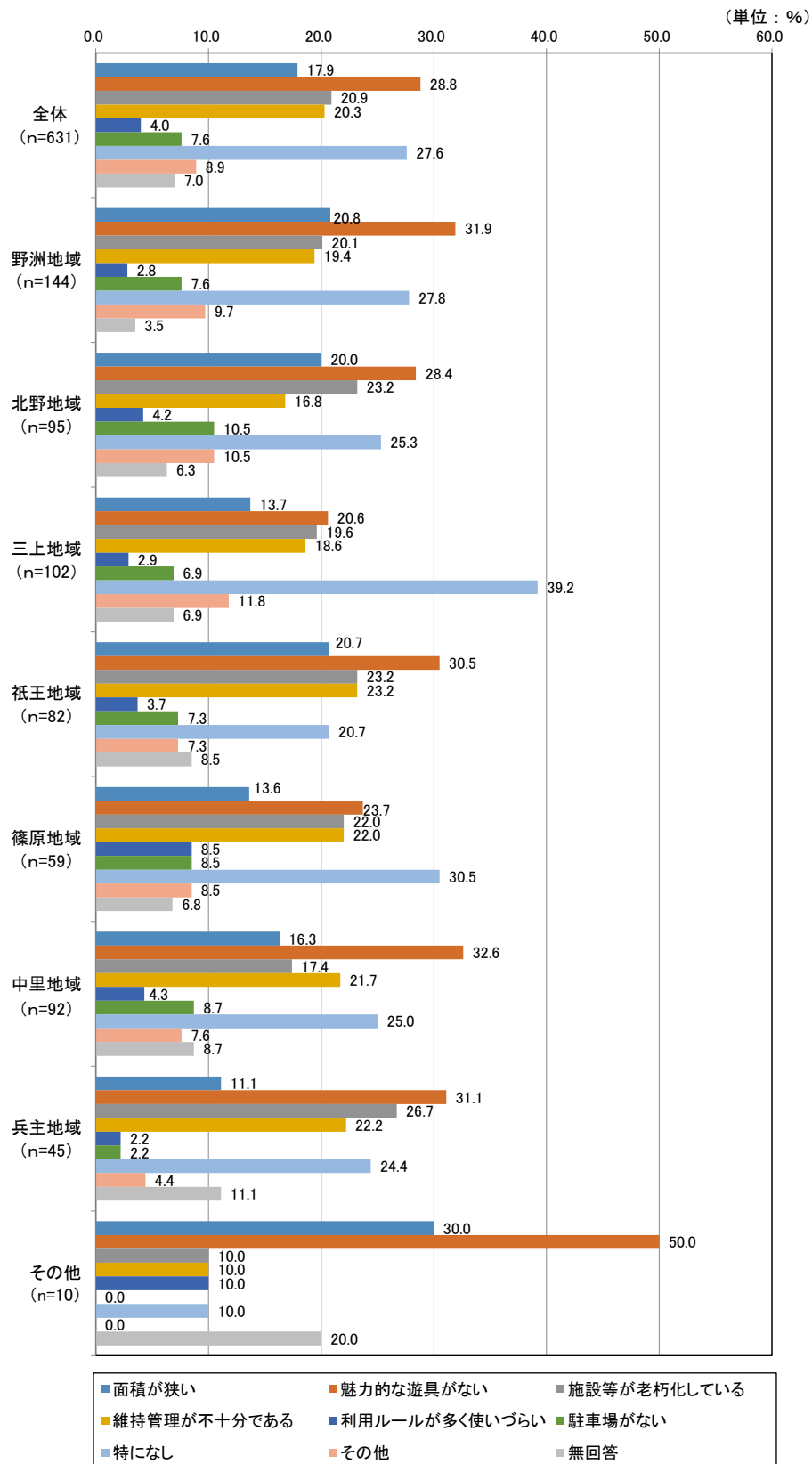
■市内の公園をよく利用するか

「ほとんど毎日」「週に数回」と回答した人の割合が高いのは三上地域で 25.2%と なっています。一方、兵主地域では「まったく利用しない」と回答した人の割合が 43.7%と最も高くなっています。



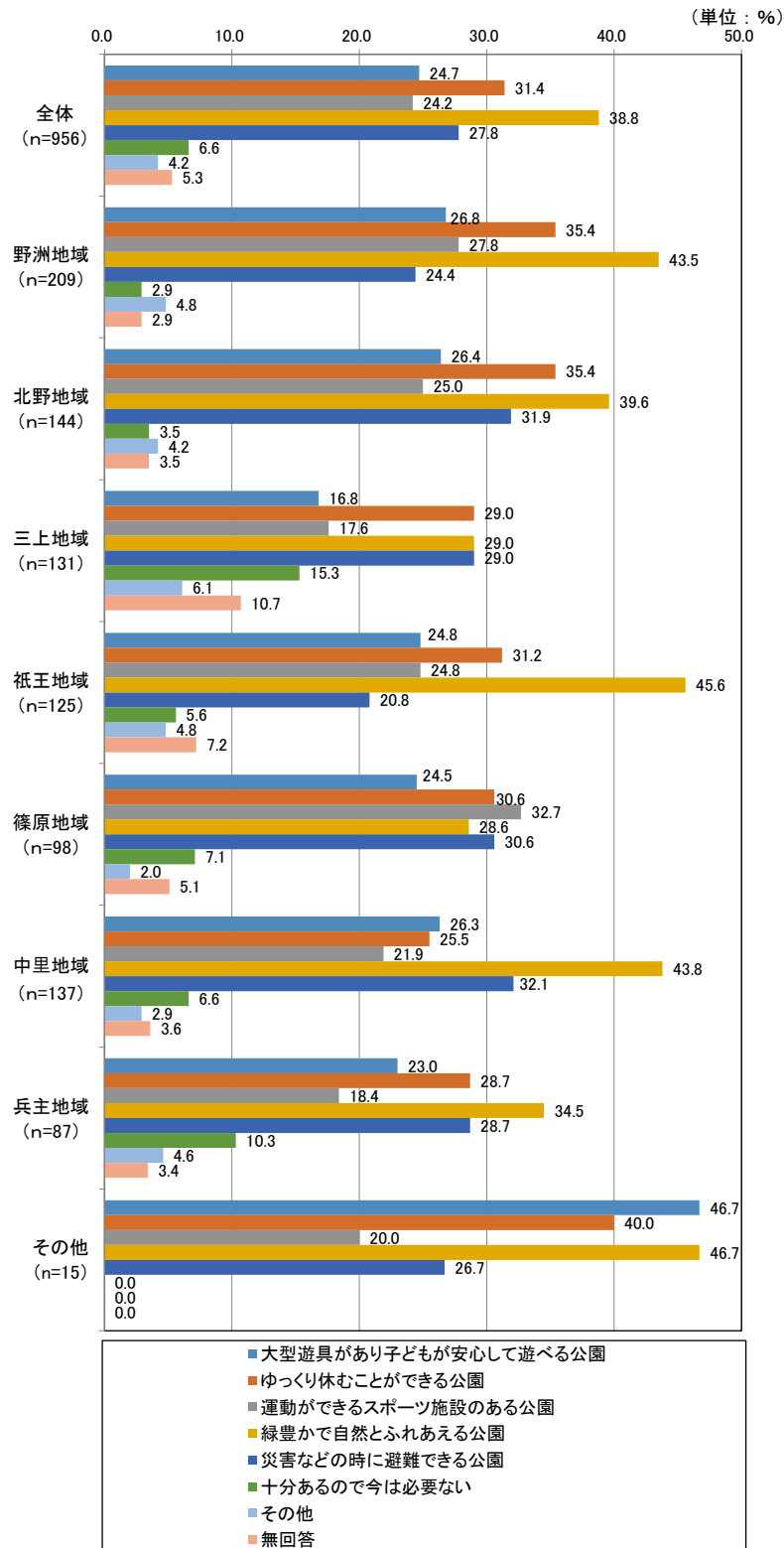
■公園で不満に思うこと

三上地域、篠原地域では「特になし」が最も高くなっていますが、他の地域では「魅力的な遊具がない」と回答した人の割合がいずれも最も高くなっています。



■どのような公園が必要であると思うか

ほとんどの地域で、「緑豊かで自然とふれあえる公園」や「ゆっくり休むことができる公園」と回答した人の割合が高くなっています。篠原地域では「運動ができるスポーツ施設のある公園」と回答した人の割合が最も高くなっています。



(3) まとめ

■全体の傾向

- 野洲市を代表する緑としては、「三上山を中心とした里山」「希望が丘文化公園」「田んぼや畑」などが認知されています。
- 居住地域の緑の満足度については、「身近な緑の豊富さ」「自然景観の美しさ」「自然と触れ合える機会」など自然の緑や景観についての満足度が高い一方、「身近に運動する場所」「身近な公園の整備」「道路の街路樹」といった人工的な緑についての不満度が高くなっています。これらを反映して、今後取組むべき施策についても、「既存公園の維持管理の推進」「農地や里山の保全」「生態系や自然景観の保全」といった項目をあげています。
- 市内の公園の利用頻度は、週に1回以上利用している人の割合は1割強にとどまり、「全く利用しない」や「年に数回」の利用の人が全体の6割を超えています。
- 公園に対して不満に思うことは、魅力的な遊具がない点や老朽化、維持管理の問題等が指摘されています

■地域別の傾向

- 緑の量の豊富さについて評価が高いのは三上地域、篠原地域となっている一方、北野地域は評価が低くなっています。
- 身近な公園整備の満足度は、三上地域、兵主地域で高く、反対に祇王地域、野洲地域では不満度が高い傾向がみられます。
- 公園利用時の不満点については、三上地域では「特になし」との意見が多く、満足度が高いといえます。その他の地域では、いずれも「魅力的な遊具がない」が高くなっています。
- どのような公園が必要かについては、いずれの地域も「緑豊かで自然とふれあえる公園」が高くなっていますが、なかでも祇王地域が他の地域と比べて高くなっています。
- 緑を守り育てていくための今後の施策としては、三上地域、祇王地域、篠原地域で「既存の公園・緑地の維持管理を推進する」と回答した割合が高く、篠原地域では「農地や里山を保全する」が高くなっています。

第3章 みどりの課題

本市におけるみどりの課題は以下のとおりです。

■ みどりの保全に関する課題

地球的規模の環境問題が深刻化するなかで、自然環境の再生と生活との共生を図ることが重要となっています。また、人々の価値観の多様化にともない、自然とのふれあいは日常生活の上でも非日常的な生活の中でも重要視されるようになっていきます。

本市には豊かな山林や水辺、田園環境が豊富にあります。これらの自然環境は、市民のみならず、広域的な観点からも貴重な資源としてとらえられることから、今後もこの自然環境を保全・再生・活用していくことが必要です。

また、里山や鎮守の森、古墳周辺の緑地などは、ふるさとの景観や歴史を物語る上でも重要な役割を担っています。このようなみどりは、本市を代表する緑として維持・改善し、その価値を活かすことが必要です。

■ 公園の整備に関する課題

現在の一人当たり都市公園面積は約 8 m²/人で、目標とする 10 m²/人を満たしていません。また、都市公園の供用率も低い状況です。

一方で、本市の人口はピークを迎え、今後は長年にわたって人口減少が続くことが予測されていることから、今後の人口動向や地域ニーズをふまえた公園緑地の適正配置が必要です。

また、安全・安心で魅力ある市街地の形成のために、グリーンインフラである都市公園は重要な存在です。市民アンケートにおいて身近な公園や運動する場所への不満の声が多く見られたことから、防災や市民の健康増進、子育て支援、コミュニティ活動の拠点となるような公園の整備が必要です。

■ 公園のマネジメントや魅力向上に関する課題

本市には、170 箇所の都市公園等が設置されていますが、これらの中には供用から年月を経たものも少なくありません。身近な公園は、誰もが日常的に利用する場所であり、コミュニティの場としても重要ですが、市民アンケート結果を見ると、月に数回以上公園を利用する人の割合は約 3 割となっています。

また、本市を代表する公園として野洲川河川公園がありますが、河川敷を利用した公園であるため、施設整備の自由度に制限があります。

今後は、こうした既存公園に対するライフサイクルコストを意識した適切なマネジメントや魅力の向上、利用の促進に取り組むことが必要です。

■都市の緑化に関する課題

身近にみどりを感じる生活環境の実現のためには、公共施設や民有地の緑化が重要です。

公共施設については、民有地緑化のモデルとなるような緑化が必要です。また、市街地内の土地の多くを占める民有地の緑化については、緑化の取組を確実なものとする方策を推進することが必要です。

■協働のまちづくりに関する課題

みどりのまちづくりへの市民参加に関しては、地域による維持管理や体験学習、民間による公園の運営など、様々な取組が始まっています。また、滋賀県と連携した緑化パンフレットや緑の募金リーフレットの配布等にも取組んできました。

一方で、市民アンケートによると、みどりに関する情報発信や情報提供に対する不満の声が比較的多くみられました。

今後、みどり豊かなまちづくりを進めていくためには、行政による取組だけでは不十分であり、緑の担い手を育成するとともに、みどりに関する各種情報の発信や収集に努め、市民等の主体的な活動を支援する協働のまちづくりを推進することが必要です。

第4章 みどりの基本方針

第1節 みどりの将来像

「第2次野洲市総合計画」では、都市の将来像を『多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち』としています。

また、野洲市都市計画マスタープランでは、将来都市像を『活力ある都市と豊かな自然が調和した にぎわいとやすらぎのあるまち』としています。

本計画では、これらの将来像をふまえて、みどりの将来像を以下のとおりとします。

(案) 豊かなみどりが活力と交流を生むまち

また、豊かなみどりが活力と交流を生むまち実現のために、みどりの拠点や特色あるエリア、水と緑の軸などで構成される将来像を表4-1、図4-1に示します。

表4-1 みどりの将来像

みどりの拠点	三上山、希望が丘文化公園、湖岸緑地（吉川緑地含む）など、今後も市を代表する緑として保全、充実、活用を図る拠点
みどりあふれる市街地エリア	野洲駅周辺や北部合同庁舎付近など、都市活動や人々の生活の拠点となる地域で、公園や緑化された市街地等、みどりがあふれるエリア
みどりと共生する産業エリア	都市計画マスタープランで産業、商業、住宅機能を誘導する拡大市街地として位置づけられたエリアで、市民のニーズに合った公園の整備や緑化など、みどりと共生する市街地の形成を図るエリア
森との交流エリア	自然公園区域や風致地区に指定されている三上山から鏡山一帯で、豊かな自然環境の保全とともに、自然とふれあうレクリエーションの場として機能の向上を図るエリア
田園環境保全エリア	主に市の中部から北部一帯に広がる農地・集落地など、農地の保全と活用、周辺の住環境の向上を図るエリア
水と緑の軸	野洲川（野洲川河川公園、野洲川北流跡自然の森含む）や家棟川、琵琶湖岸など、特色ある水辺環境や景観を活かした水と緑の空間を形成していく軸

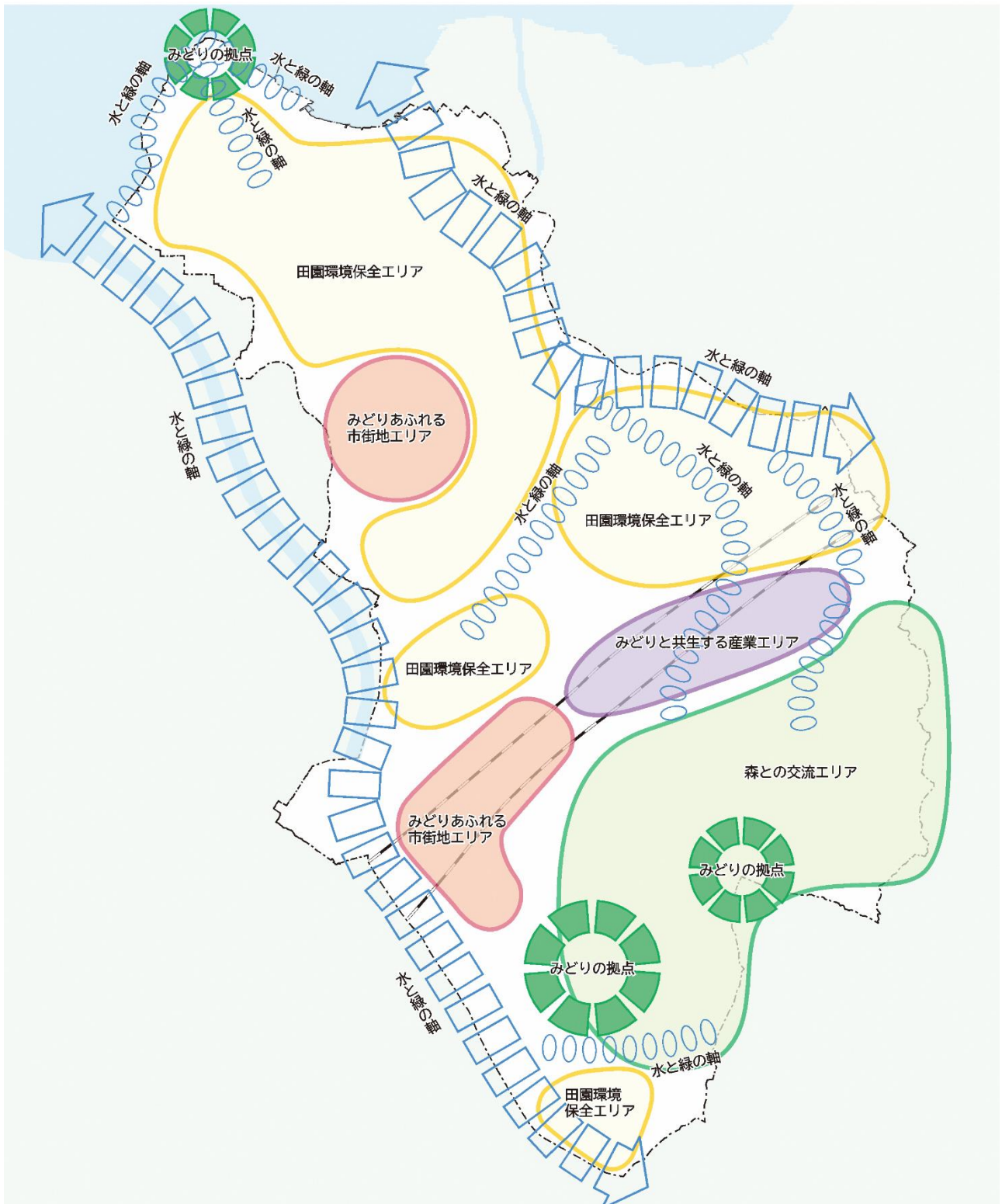


図 4-1 みどりの将来像図

第2節 みどりの基本方針

みどりの課題や上位計画、みどりの将来像を踏まえ、みどりの基本方針を以下のように設定します。

保全

かけがえのないみどりを守ります

本市は、三上山などの山林や琵琶湖や河川の水辺、のどかな田園など自然環境に恵まれたまちです。これらのかけがえのないみどりを保全・再生し次世代に引き継いでいくことで、人と自然が共生する都市を目指します。

創出

活力と交流を生むみどりを増やします

身近な公園は、都市の活力を生み、市民にとってのコミュニティ活動や交流、憩い、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所あるいは生物の生息空間としても重要な役割を担っています。

公園の新規整備や適正配置に取り組むとともに、幅広い年代や多面的に利用され愛される公園づくりを目指します。

育成

身近なまちのみどりを育みます

身近にみどりを感じることでできる野洲市の実現のために、公共施設や民有地の緑化を進めて新たなまちのみどりを育みます。

連携

市民とともにみどりの輪をひろげます

みどり豊かなまちの実現のためには、市民と事業者、市が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くことが大切です。市民のみどりに対する関心を高め、身近な自然環境などを学び体験できるような取組を行い、みんなでみどりの輪をひろげていきます。

第3節 みどりの目標

1. 人口の将来見通し

人口の将来見通しは、第2次野州市総合計画との整合を図り、2030年（令和12年）では4万9千人程度とします。（2040年（令和22年）では4万8千人程度）

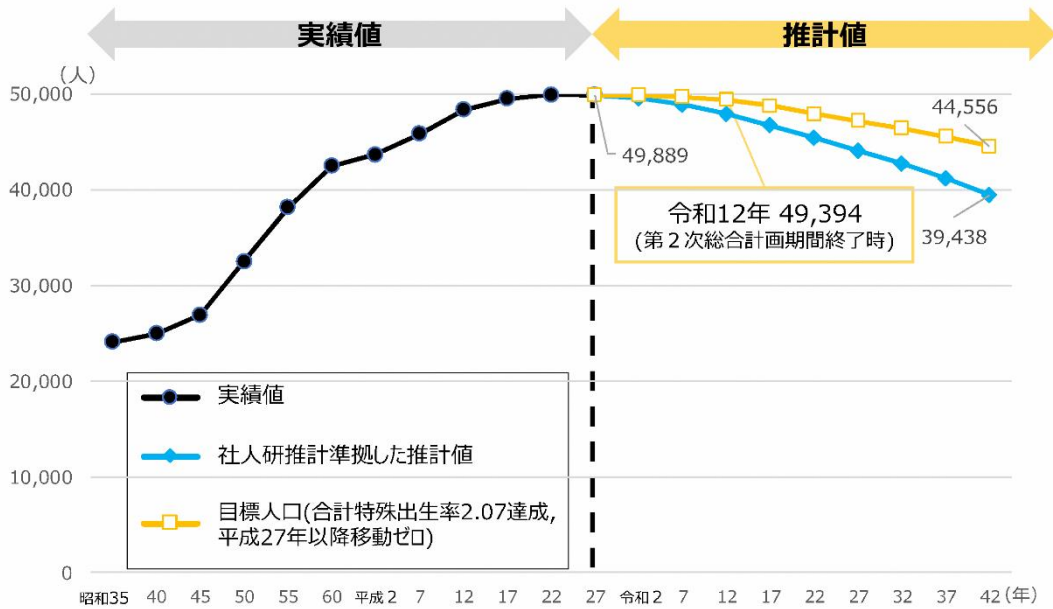


図4-2 今後の人口推移

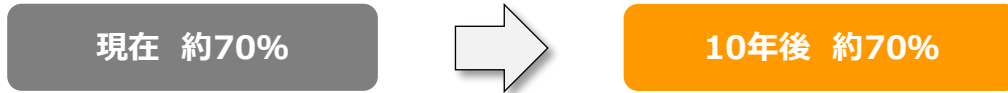
資料：第2次野州市総合計画基本構想

2. みどりの目標

みどりの将来像の実現に向け、みどりの基本方針に対応した、みどりの量や質を表す目標指標を以下のように設定します。

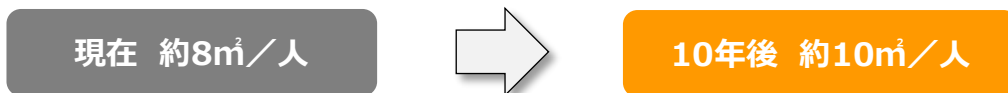
目標指標① 市全体に対するみどりの割合

将来的にも、現在と同じみどりの量を維持することを目標とします。



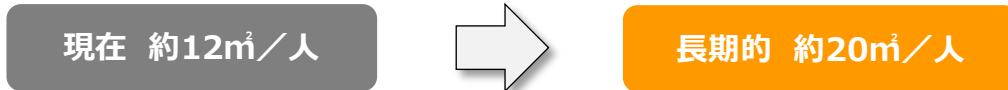
目標指標② 市民一人当たりの都市公園面積

今後の人口動向を踏まえ、市民一人当たりの都市公園面積 10 m²/人以上を確保することを目標とします。



目標指標③ 市民一人当たりの都市公園等[※]面積

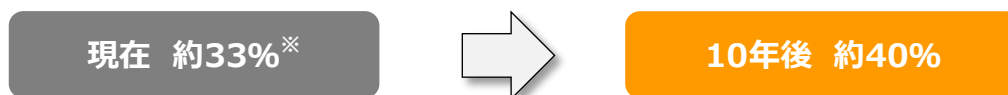
都市公園以外の公園を含めた都市公園等の市民一人当たりの面積は、長期的に 20 m²/人以上を確保することを目標とします。



※都市公園等とは、都市公園、地域ふれあい公園、児童遊園、農村公園のこと

目標指標④ 公園を利用する人の割合

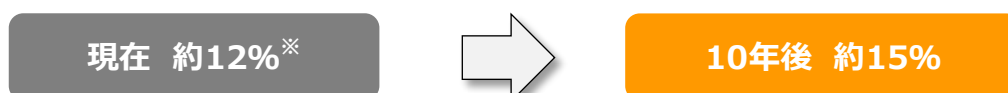
市民に親しまれる公園づくりを目指し、公園をよく利用する人の割合を増やすことを目標とします。



※市民アンケートで、「公園を毎日利用する」「週に数回利用する」「月に数回利用する」と答えた人の割合

目標指標⑤ 地域のみどりを守り育む活動をしている人の割合

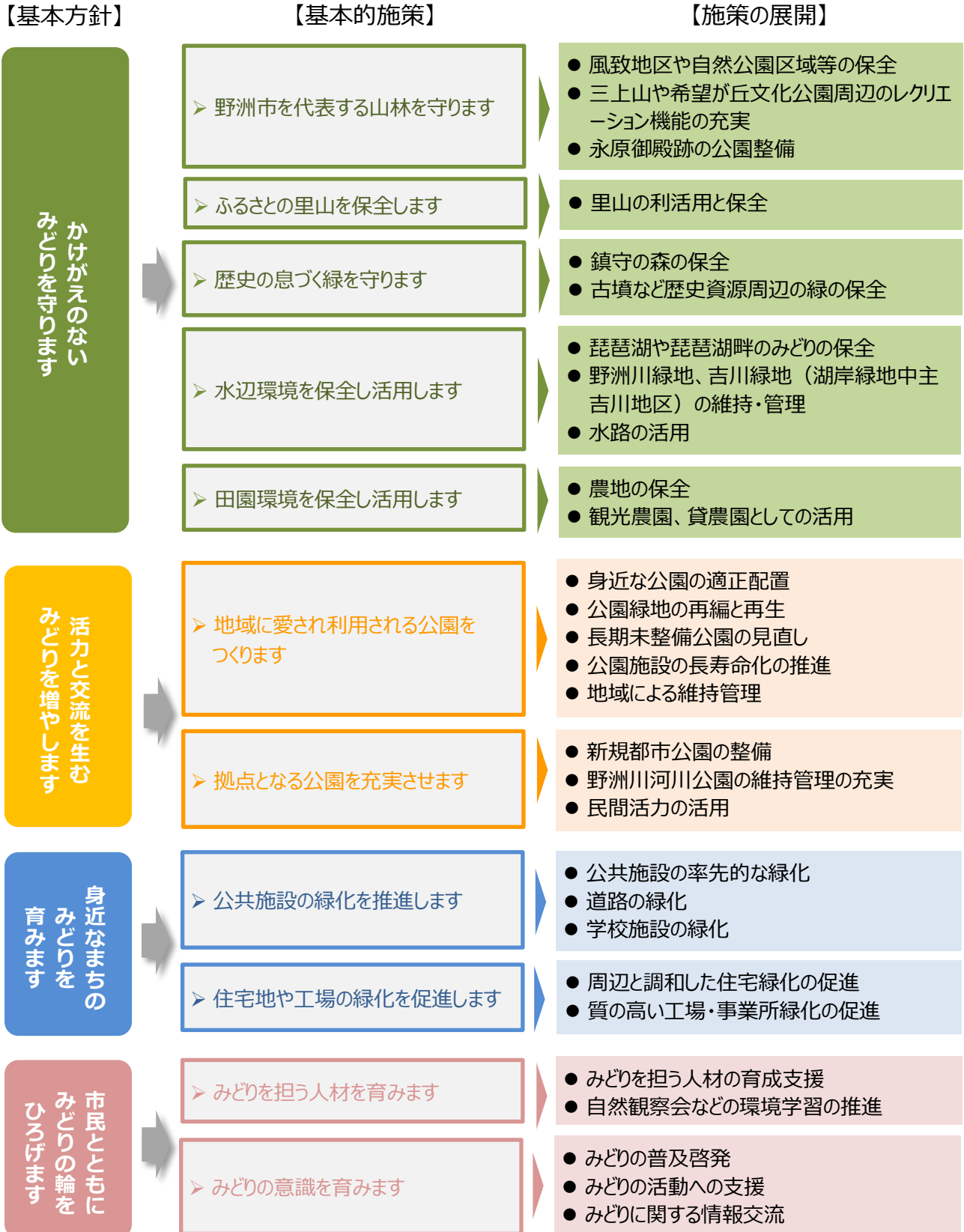
市民との協働によるみどりのまちづくりを目指し、地域のみどりの世話に関わる市民の割合を増やすことを目標とします。



※市民アンケートで、「地域の緑の世話をしたい」と答えた人の割合

第5章 みどりの取組

第1節 施策の体系



第2節 みどりの施策

1. かけがえのないみどりを守るための施策

風致地区や自然公園区域等の保全

三上山から鏡山一帯の森林は、風致地区や、自然公園、保安林区域等に指定されています。

これらの山林は、本市のみどりの骨格を成す存在であり、今後も、原則としてこれらの指定を継続することにより、その保全を図ります。

また、建築・開発行為に対しては、「野州市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の基準による適正な指導・誘導を行います。



三上山

三上山や希望が丘文化公園周辺のレクリエーション機能の充実

三上山は、なだらかな稜線を描くその美しい姿から、近江富士とも呼ばれ、多くの登山客が訪れています。

また、希望が丘文化公園は、東西約4km、南北約1km、面積416haに及ぶ公園で、公園内には文化ゾーン、野外活動ゾーン、スポーツゾーンなどが整備されています。隣接する近江富士花緑公園も、四季を通じて花と緑に親しむことができる場として親しまれています。

三上山や希望が丘文化公園、近江富士花緑公園は、本市のみならず滋賀県を代表するレクリエーションの拠点でもあることから、施設の充実を推進、促進します。



希望が丘文化公園

永原御殿跡の公園整備

近世初期の御茶屋御殿（将軍上洛時の宿）であった永原御殿跡については、国史跡への指定を踏まえ、竹木の伐採等の管理とともに、本市の歴史を象徴する貴重な歴史資源として公園緑地化を検討します。



永原御殿跡

里山の利活用と保全

本市の南部には、集落と一体となった里山の景観があります。

里山は、地域の風土に根ざした多様で豊かな環境を形づくっているだけでなく、山を守ることが琵琶湖を守ることもつながっています。

したがって、森林組合と連携した森林資源としての有効活用に努めるとともに、漁業者と一緒にした植樹活動、里山観察会の場としての活用、森林法による適切な指導等により、今後もその利活用と保全に取り組めます。



漁民の森づくり

鎮守の森の保全

兵主神社は、鎮守の森として貴重な環境を保っています。境内のクスノキ林は、滋賀県で大切にすべき植物群落に指定されています。今後、（仮称）兵主神社庭園保存活用計画の策定と境内林の保全と適切な維持管理に取り組めます。

その他、市内に点在する寺社における樹木、樹林も郷土の歴史に根ざした貴重なみどりです。

これらの樹木、樹林地については、その保全のために保護樹・保護樹林や景観重要樹木の指定について検討します。

また、現在も行われている地元による維持管理活動については、今後も継続するよう支援を行います。



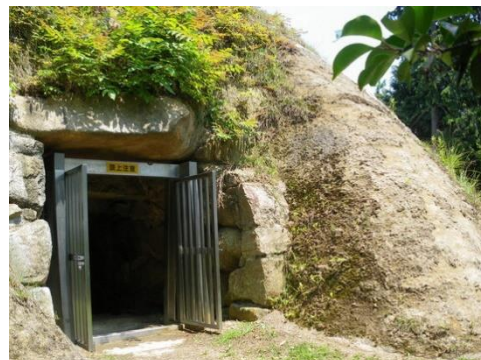
兵主神社

古墳など歴史資源周辺の緑の保全

本市は、日本最大の銅鐸が出土したことで知られ、出土地周辺の国指定の大岩山古墳群など史跡と一体となった緑が数多く存在しています。これらの歴史的資源と一体となったみどりは、地域住民に憩いと潤いを与えるものであることから、将来にわたって、史跡を活かしつつ周囲の樹林地の保全に努めます。



弥生の森歴史公園



桜生史跡公園

琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全

琵琶湖は、本市にとって自然の恵みを与えてくれるだけでなく、レクリエーションの場、観光資源、景観資源でもあります。

今後も、琵琶湖国定公園としての琵琶湖の保全はもとより、琵琶湖畔のクロマツの保全、家棟川河口部におけるビオトープの管理や、水生生物の生息環境を保全するために湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します。

また、マイアミ浜やあやめ浜全体の緑地保全を促進します。



クロマツの保全活動



琵琶湖（ビワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場）

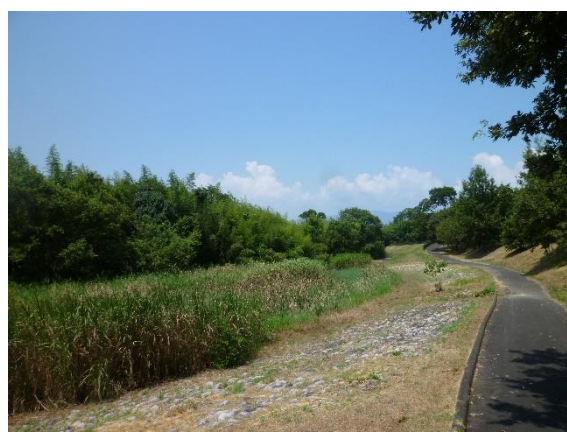
野洲川緑地、吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の維持・管理

本市の東西には県内有数の河川である野洲川と日野川が流れています。

また、家棟川等の河川が田園地帯を流下して琵琶湖に注いでおり、魚や野鳥などの生物の生息空間となっています。

これらの河川のみどりは、市南部の山地と琵琶湖を結ぶビオトープネットワークの一環としても重要です。

また、野洲川緑地や吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の緑地については、自然とふれあえる空間として、今後も自然環境の保全と再生に向けた適切な維持・管理を促進します。



吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）

水路の活用

田園が広がる本市において農業用水路も貴重なみどりの資源です。

かつては、市内を水路が縦横に走り船運を利用した農業が営まれていましたが、農業の近代化にともない水路が埋め立てられるなどの効率化が図られてきました。

一方で、農業用水路や田んぼを利用した魚のゆりかご水田プロジェクトのような取組も行われています。

今後も、集落内水路等での親水空間整備や、多様な生態系が育まれる空間となるような水田・農業排水路などの環境にやさしい整備を推進します。



魚のゆりかご水田プロジェクト

農地の保全

本市は、野洲川下流地帯の肥沃な土壌と豊富な用水に恵まれ、古くから良食味・良品質米の収穫される穀倉地帯として発展してきました。現在も、広がりを持った美しい田園風景が見られます。

農地は、食料生産基盤としてだけでなく、洪水の抑制や、多様な生きものの生息場所ともなります。また、美しい農村の風景は人々の心を和ませてくれるなど、多面的な機能を有しています。

したがって、「野洲市農業振興計画」に基づきながら、優良農地の保全や農村景観の維持、人と生態系にやさしい農業を推進します。



広がりのある田園風景



環境保全型農業研修会

観光農園、貸農園としての活用

都市農地については、これまでの「宅地化すべきもの」から、環境共生型の都市を形成するうえで重要な役割を果たすものとして認識されるようになったことをふまえて、市内の地域住民の身近なオープンスペースの場などとして、市街地や市街地に隣接する農地の観光農園、貸農園としての活用を促進します。

2. 活力と交流を生むみどりを増やすための施策

身近な公園の適正配置

本市には多くの公園がありますが、規模が小さい地域ふれあい公園が大半で、都市公園に関してはその分布に地域的な偏りが見られます。

また、市民アンケートにおいても、身近な公園の整備状況についての不満度が高くなっています。

したがって、今後の人口動向や地域のニーズ等を踏まえて、市域全体での公園の適正配置に取り組めます。

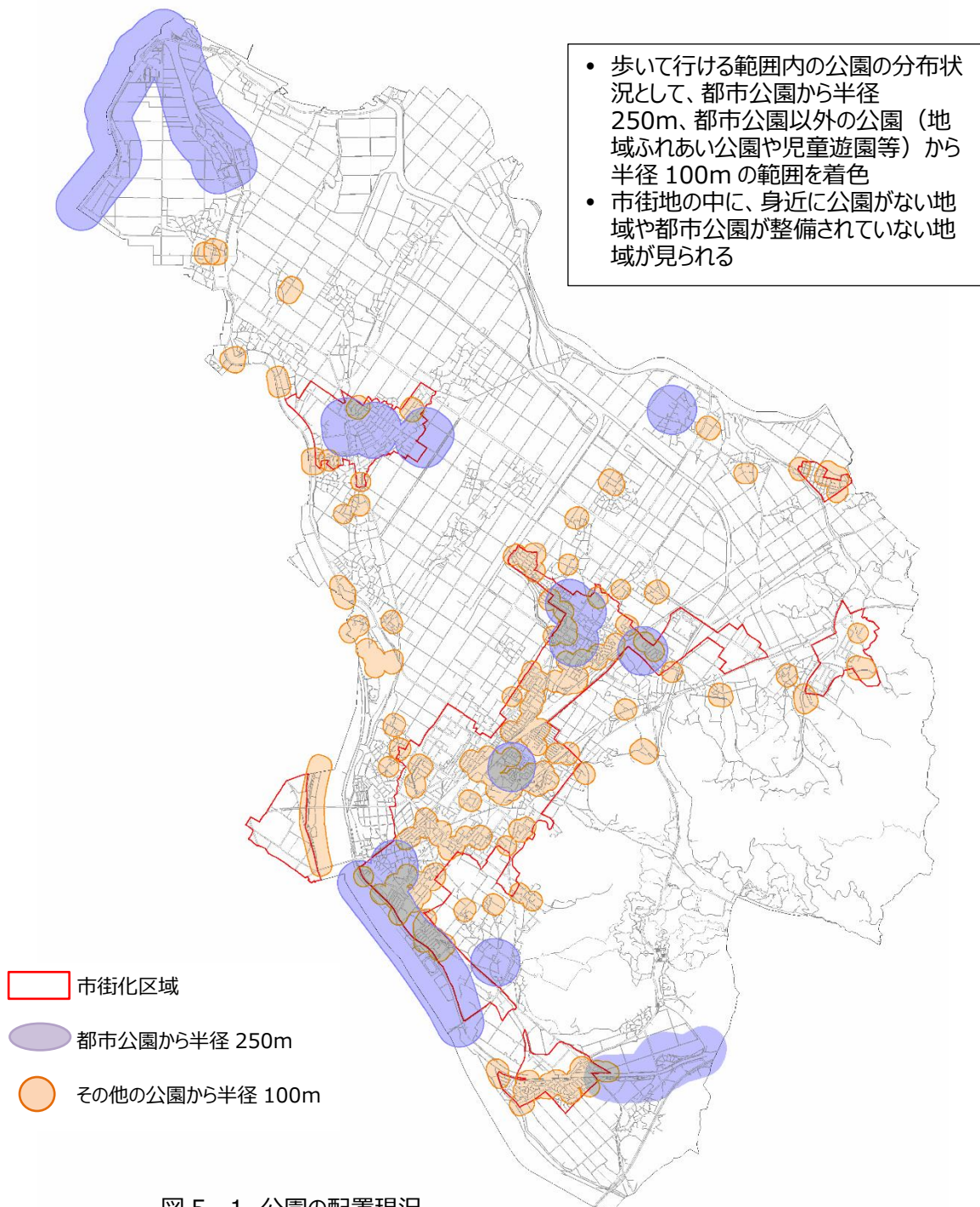


図 5-1 公園の配置現況

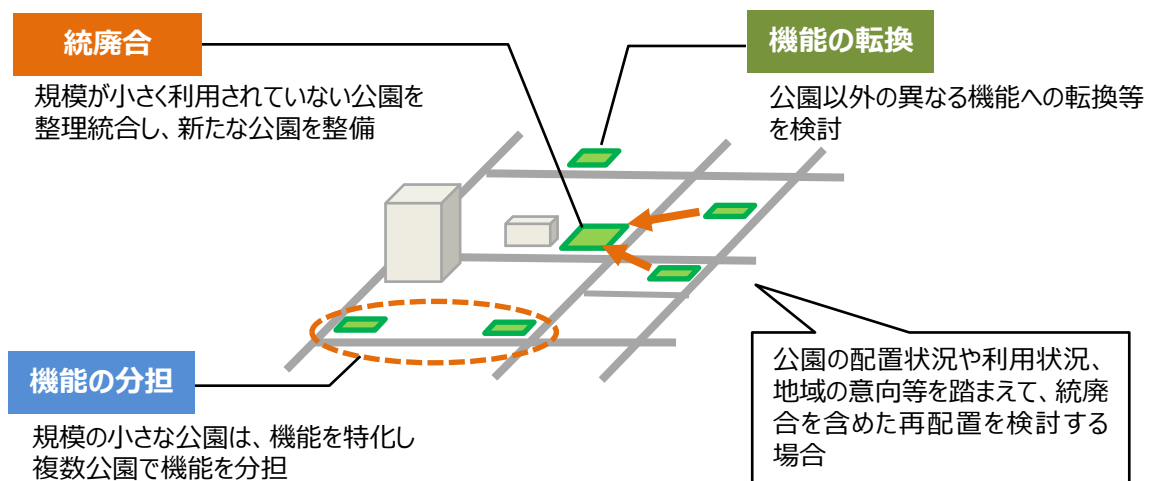
公園緑地の再編と再生

本市の公園の中には、規模が小さく利用目的が限定されるために、あまり利用されていない公園も見られます。また、遊具の老朽化や魅力不足を指摘する意見も聞かれますが、一方でメンテナンスや維持管理にかかる負担も課題となっています。

今後も進む少子高齢化や人口減少などに対応するためには、健康増進や子育てしやすい環境づくりに配慮した、子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの核となるような公園が求められます。

したがって、既存公園については、統廃合を含めた再配置や再生に取り組むこととします。

■ 統廃合を含めた再配置の考え方

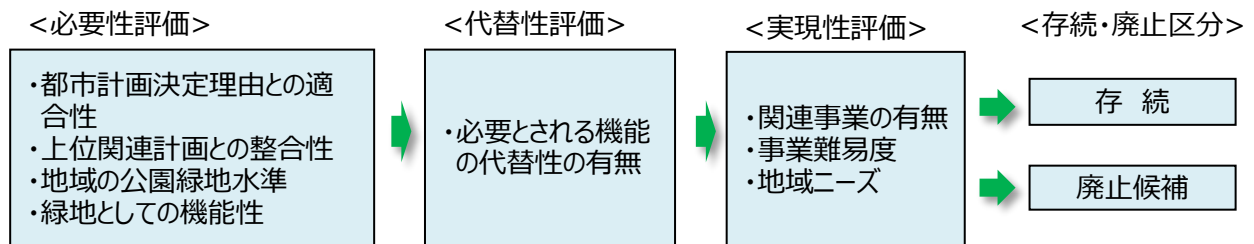


長期未整備公園の見直し

本市には、都市計画決定がなされてから長期間未整備の状態の都市計画公園があります。

これらについては、公園の配置状況をはじめ、環境、レクリエーション、防災、景観機能など多角的な視点から公園の必要性や代替性、実現性等の考え方を整理したガイドラインを作成した上で見直しを行います。

■ 長期未整備公園見直しの考え方



公園施設の長寿命化の推進

既存の公園は、これまでも随時、必要な維持修繕に取り組んできましたが、今後は、対処的な維持管理から予防保全的な維持管理へ転換を図るために公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の安全性の確保、コストの縮減、平準化を図る維持補修を行います。

地域による維持管理

本市では、これまでも地域による公園の維持管理に取り組んできました。

今後も地域に愛され利用される公園づくりの観点から、樹木や公園施設等の点検や清掃活動、花壇管理等を地域と一体となって取り組みます。



地域による維持管理（さくら緑地）

新規都市公園の整備

平成 27 年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

頻発する自然災害時に対する防災・減災や魅力ある市街地の形成のためにも、こうした機能を持つ都市公園等の整備が重要であり、本市においても、新規公園の整備に取り組むこととします。

【新規公園整備にあたっての方針】

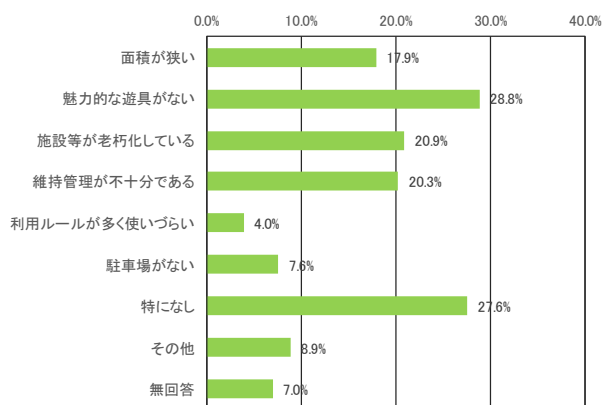
①新規公園に導入する役割

◆健康増進、子育て支援、コミュニティ活動の拠点としての機能

市民アンケートによると、市内の公園で不満に思うこととして、「魅力的な遊具がない」との回答が多くみられました。

また、今後どのような公園が必要であるかとの質問に対しては、「緑豊かで自然とふれあえる公園」「ゆっくり休むことができる公園」といった意見が多くみられました。

こうした市民の声や、今後の高齢化や人口減少社会も見据えて、みどりがあふれ、健康増進や子育て支援、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。



公園で不満に思うこと（アンケートより）

◆防災・減災機能

自然災害時における防災・減災機能の役割を考慮し、例えば多目的広場や備蓄倉庫、かまどベンチ、防火水槽、ソーラー照明設置等の施設が充実した公園づくりを目指します。

◆生き物の生息環境としての機能

平成 20 年に制定された生物多様性基本法を受けて、滋賀県でも「生物多様性しが戦略」を策定しています。公園の緑は、生物多様性を確保する場であるだけでなく、子どもたちにとって数少ない生物とのふれあいの場となる重要な存在です。

そのため新しい公園の整備にあたって、自然環境にも考慮し、生き物の生息環境となるような公園づくりを目指します。

②整備候補地域

新規公園については、「都市計画マスタープラン」において、産業系拡大市街地に位置づけられた地域への整備を目指します。

産業系拡大市街地は、主に若年層世帯の流入促進や流出抑制を目指した住宅・宅地の供給、都市の活力向上のための産業用地、または、周辺住民の利便性の向上に必要な商業用地を確保するための市街地としており、健康増進や子育て、コミュニティ活動の支援のためにも公園整備が求められる地域です。

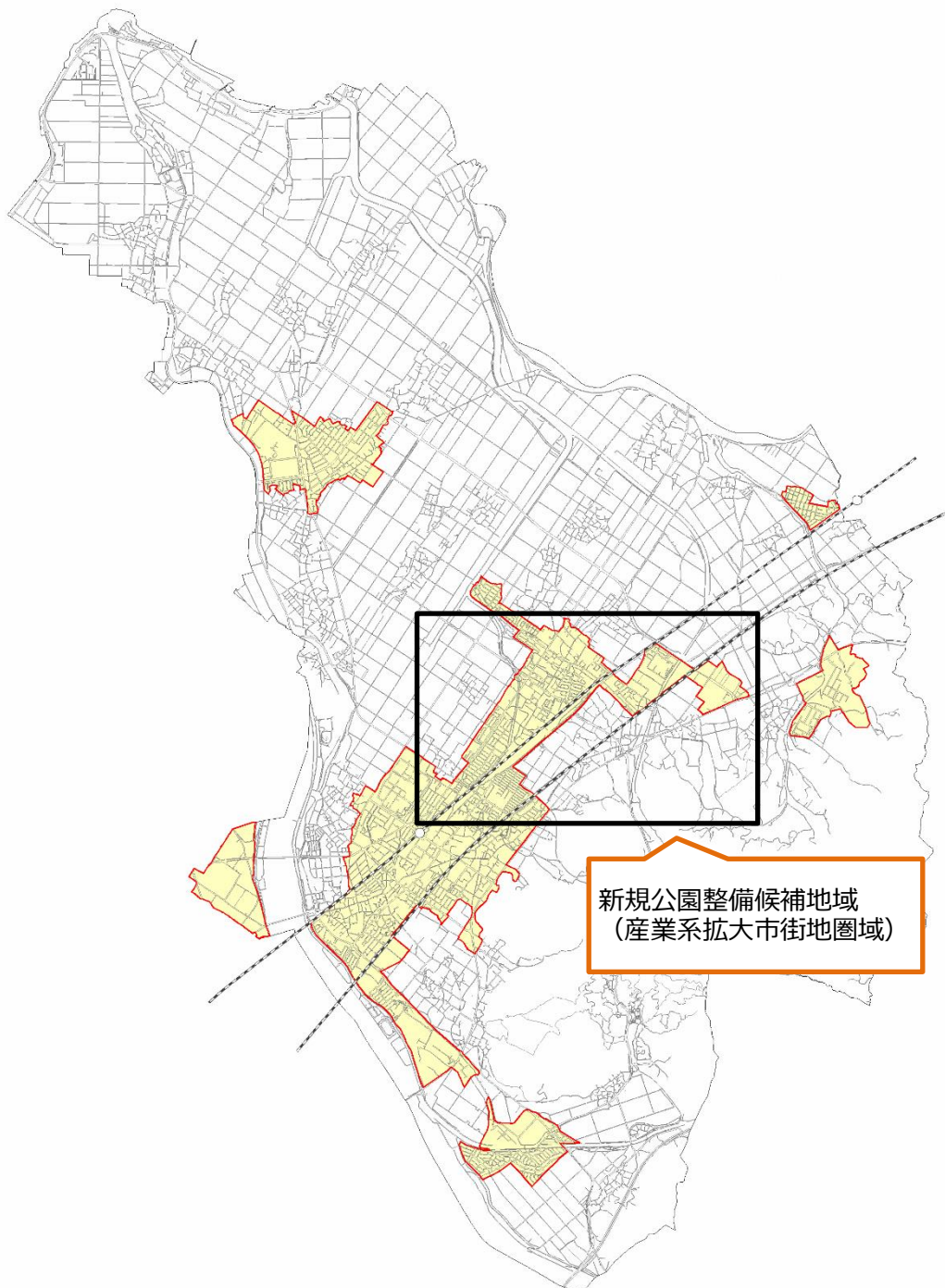


図 5-2 新規公園整備候補地域

■産業系拡大市街地圏域拡大図



野洲川河川公園の維持管理の充実

本市を代表する公園として「野洲川河川公園」がありますが、河川敷を利用した公園のため施設整備の自由度が制限されています。

今後、市全体における公園緑地の機能分担を検討していくなかで、野洲河川公園についても、ふさわしい機能の在り方を検討し、維持管理の充実とともに、利用しやすい公園づくりを推進します。



野洲川河川公園

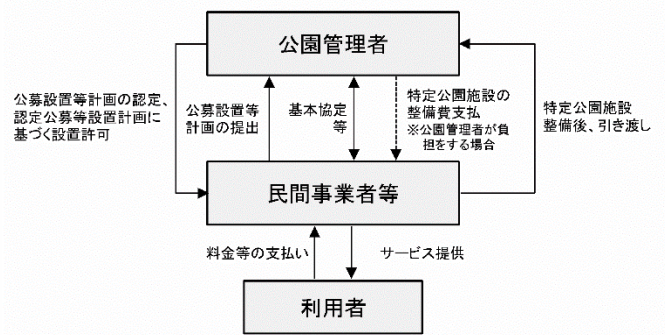
民間活力の活用

本市では指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度は多様化する市民サービスに対応し、民間の有する能力、ノウハウを活用しつつ、市民満足度の向上、行政コストの縮減を図るもので、今後も制度本来の趣旨が達成できるよう、効果的、効率的に機能させ、引き続き推進します。

また、新たな公園の整備や既存公園のリニューアルにあたっては、パーク PFI 等の官民連携手法の活用を検討するとともに、ワークショップ等の手法をも取り入れた市民参加による公園づくりに努めます。



制度概要図

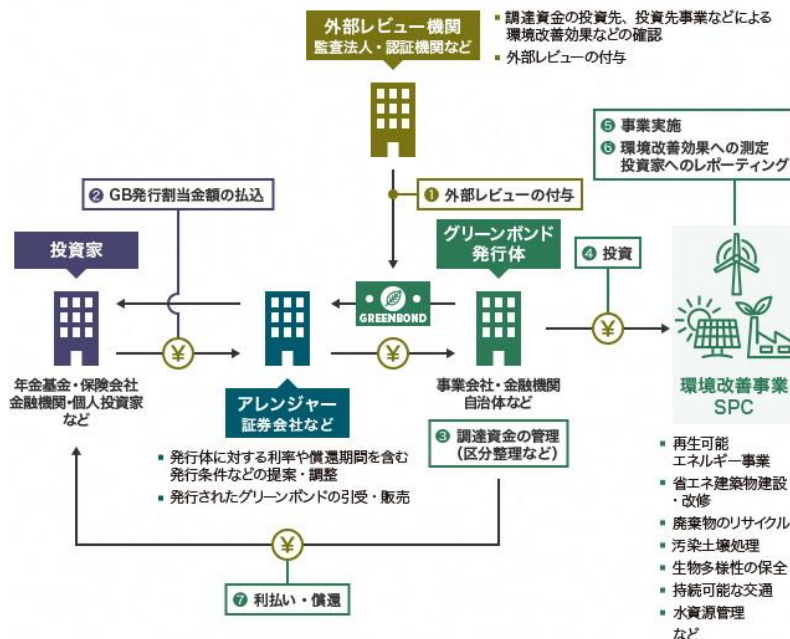


Park-PFI の事業スキーム

出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国交省）

さらに、民間資金を活用した豊かな都市環境の形成に向けて、グリーンボンド[※]のような仕組みを活用することも検討します。

※グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、グリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のことです。環境配慮への積極的な姿勢を地域社会やステークホルダーに訴求するとともに、ESG 投資への関心が高い投資家と関係を構築できることで資金調達基盤の強化につながるなどのメリットがあります。



グリーンボンド発行の一般的スキーム

出典：グリーンボンド発効促進プラットフォーム（環境省）

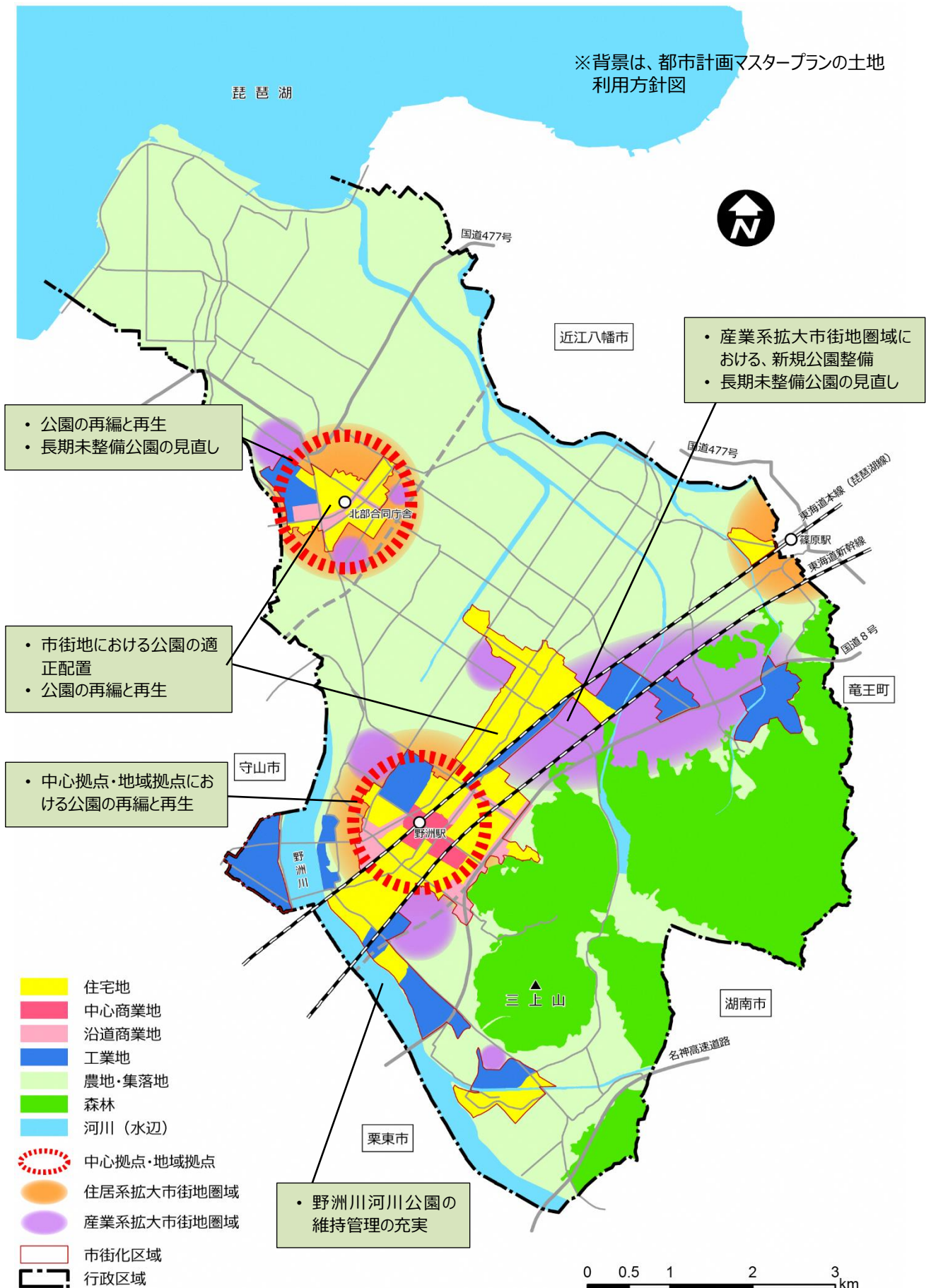


図 5-3 公園の整備方針

3. 身近なまちのみどりを育むための施策

公共施設の率先的な緑化

市役所、図書館などの公共施設は、敷地や建物の規模の大きなものが多く、市街地における緑のシンボルとなりうる存在です。

したがって、都市緑化のモデルとなるよう、親しみやすさを感じられる緑の空間を整備することによって、市街地景観の向上に役立つ緑視効果の高い緑の創出に努めます。



野洲市役所



野洲図書館

道路の緑化

街路樹は市民のみならず、市外からの来訪者の目に触れる機会も多い緑です。

そのため、既存の街路樹の適切な維持管理に取組むとともに、新規の道路整備にあたっては、安全で利用しやすい空間を確保しながら、街路樹による緑化や道路空間を活用した潤いのある景観の創出を検討します。

また、地域に愛される緑として育てるために、周辺住民等との協働による維持管理に取組むことを検討します。



街路樹

学校施設の緑化

学校施設については、周囲からの景観・遮蔽に配慮した緑化とともに、子どもたちが生態系の観察等を通じて自然の大切さを理解できるような学校敷地の緑化を推進します。



学校の緑化

周辺と調和した住宅緑化の促進

市街地における緑の確保は、公的空間だけで行うには限界があり、市街地の大半を占める民有地の緑化を推進することが必要です。

したがって、野洲市景観計画や地区計画、建築協定、緑化協定などの制度を活用した住宅地の緑化や、滋賀県の近隣景観形成協定制度（表 5-1）を活用した緑化を促進します。

また、開発行為に対しては、「野洲市生活環境を守り育てる条例」や「野洲市開発行為等に関する指導要綱」に基づく適切な緑化指導に取り組めます。

参考 景観計画の概要

重点地区 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域	野洲駅南地区 琵琶湖景観形成地区 琵琶湖景観形成特別地区 沿道景観形成地区（大津能登川長浜線（旧同含む））
一般地区 広域を対象に大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く野洲市全域

区域全体(中山道沿道を除く)の一般景観形成図



景観形成図



重点地区における景観形成図（野洲市景観計画より）

表 5-1 野洲市内の近隣景観形成協定（滋賀県 HP より）

協定地区名	協定名
野洲市吉川	吉川区緑豊かなまちづくり協定
野洲市安治	さとみちに香り広がるまちづくり協定
野洲市小比江	水と緑と語らい広場のあるまちづくり協定
野洲市西河原	自然を育み心のふれあうまちづくり協定
野洲市虫生	歴史香る花と緑が豊かな虫生のまちづくり協定
野洲市比留田	緑豊かなうらおいと「和」のあるまちづくり協定
野洲市木部	「門前町すてき木部」まちづくり協定
野洲市吉地	吉地区住み良い緑のまちづくり協定
野洲市菖蒲	自然を守りときめくあやめのまちづくり協定
野洲市堤	沢ガコの棲むまちづくり協定
野洲市比江自治会	心和むまちを創造するまちづくり協定

質の高い工場・事業所緑化の促進

新たな工場・事業所の整備に際しては、「野洲市生活環境を守り育てる条例」や「野洲市工場立地法準則条例」に基づく適切な指導を行い、敷地の緑化等を促進します。

また、本市内には大規模な工場が数多く立地しており、それらの中には工場緑化に関する全国的な表彰を受賞するような良好な緑化の取組事例も見られます。

このような優良緑化の事例や緑化方法を紹介することで、質の高い工場緑化を推奨します。



2019年度 全国みどりの工場大賞を受賞した
京セラ株式会社滋賀野洲工場

4. 市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

みどりを担う人材の育成支援

本市では、地域による公園や社寺林の維持管理等に取り組んできましたが、こうした活動以外にも、森林保全活動や緑化活動といった様々な活動を、市民や地域が自主的に展開していくことを促進するためには、みどりの活動を担う人材の育成が必要です。

したがって、みどりに関する専門家等によるアドバイスや技術講習会の開催、緑の少年団への支援等に取り組むとともに、アダプト制度のような、市民が広くみどりの活動に参加できる仕組みについても検討します。



剪定講習会

👉 緑の少年団

緑の少年団は、昭和 35 年にグリーンスカウトの名前で少年団をつくるよう呼びかけたのが始まりで、「緑に親しみ、緑を愛し、これを育てつつ、健全な心身を養い、互いに力を合わせて社会のために役立つ自主的な活動をする」ことを目的に、様々な活動に参加しています。

《主な活動実績》

学習活動	緑の標語づくり、三上山登山、グリーンジャンボリー
奉仕活動	緑の募金活動、植樹活動、社会貢献活動、清掃活動
レクリエーション活動	キャンプ、清掃ハイク



自然観察会などの環境学習の推進

本市では、これまでもエコツアーや里山保全活動、自然観察会などの、みどりに関する活動に取り組んできました。

また、企業と連携した環境教育も実践されています。

今後も、こうした各種活動と連携しつつ、自然と触れ合いながら学習できる機会の創出に努めます。



家棟川エコ遊覧



秋の観察会

みどりの普及啓発

滋賀県と連携し、緑化功労者の表彰、緑化推進に関するポスター、写真、作文募集や展示など、みどりに関する普及啓発活動を推進します。

また、市内には植樹や清掃活動といった CSR 活動に取り組んでいる事業所もあることから、今後はこうした CSR 活動についても市で積極的に紹介し、民間と連携したみどりの普及啓発活動に努めます。

みどりの活動への支援

市民が主体となった住宅の緑化を支援するために、引き続き滋賀県緑化推進会と連携した記念樹や苗木、花の種の配布に取り組めます。

また、良好なみどりの景観形成に寄与する活動に対して、野洲市景観条例に基づいて、技術的援助や費用助成を行うことを検討します。

所有者の高齢化等により管理が難しくなった庭木の伐採や手入れ等に関する市民からの相談に対しては、シルバー人材センターを紹介するなどの支援を行います。

そのため、市民活動団体データベースの活用をはじめ、河畔林の再生等のみどりに関する活動を続けている団体との連携を深め、市民や団体、事業者の活動の広がりを支援します。



市民活動団体データベース（野洲市ホームページ）

👉 野洲川北流跡自然の森における活動（緑の推進委員会）

野洲川北流跡自然の森において定例活動を実施し、散策路の整備として竹林伐採や実生育成のための草刈等を行っています。

滋賀県立大学と連携した生態調査や、小学生を対象にしたカブトムシ幼虫観察会、タケノコ採りイベントなどを実施し、自然の森の大切さを伝える活動が行われています。



竹林の伐採



自然の森巡り



タケノコ採り



森の生き物観察会

みどりに関する情報交流

緑の活動に取り組む市民やまちづくり団体に対し、環境保護活動への民間による支援策や、みどりのまちづくりに関する先進的な取組事例、ノウハウ、専門家に関することなどの情報を発信します。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）も活用しながら、閲覧者を起点とした情報の拡散や、みどりのまちづくりに関わる人たちの交流促進を目指します。

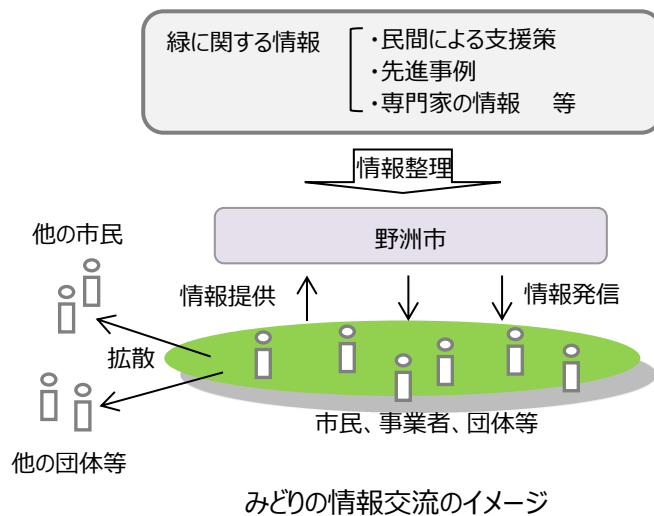


表 5-2 民間等による支援策の例

名 称	内 容
「公益信託農林中金森林再生基金（農中森力基金）」助成事業	・地域の森林に対する長期ビジョンを持った活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる事業に対する助成
森林・山村の多面的機能発揮対策（国交付金事業）	・地域の活動組織が実施する森林づくり活動や森林レクリエーションなどの活動に対して助成
公益財団法人関西みらい銀行 緑と水の基金	・滋賀県において、緑化推進活動及び水質保全活動に取り組む自治会や住民グループなどの地域団体に助成
公益社団法人国土緑化推進機構「緑の募金公募事業」	・一般公募により森林ボランティア団体等へ交付金を助成
夏原グラント	・NPO 法人、市民活動団体、学生団体等が行う琵琶湖及びその流域の自然環境の保全活動に対して助成
NTT 自然環境保護基金	・自然環境の保護に助成（公益財団法人大阪コミュニティ財団）
花王・みんなの森づくり活動助成	・国内で森づくりの活動に取り組んでいる団体に助成
（独）環境再生保全機構「地球環境基金」	・環境保全やその普及啓発、調査研究活動に助成
子どもゆめ基金助成金	・キャンプや自然観察などの自然体験活動などに助成
株式会社コメリ「コメリ緑資金の会」	・緑や花に囲まれた美しいふるさとづくりを目的とした、公共性のある緑化活動に助成
JT 青少年育成に関するNPO 助成事業	・青少年の健全な育成のために、地域と一体となって取り組む事業で、環境美化や環境保全活動に助成
セブン-イレブンみどりの基金	・自然環境の保護・保全活動や体験型環境活動などに助成
全労済地域貢献助成事業	・地域の自然環境を守る活動などに助成
TaKaRa ハーモニストファンド助成事業	・自然環境(生物の生態把握等も含む)に関する実践的な研究活動に助成
東洋ゴムグループ環境保護基金	・環境の保護、保全活動に助成（公益財団法人大阪コミュニティ財団）
トヨタ環境活動助成プログラム	・国内外の環境活動に助成
花博記念協会助成事業	・花の万博の理念「自然と人間との共生」に資する調査研究、技術開発、活動、行催事等に助成
パタゴニア日本支社環境助成金プログラム	・日本国内の草の根の環境グループの活動を支援

名 称	内 容
日立環境財団環境 NPO 助成	・「環境と経済との調和」又は「環境と科学技術との調和」に資する活動を対象とした環境 NPO に助成
(財) 日野自動車 グリーンファンド	・自然教育、自然保護思想の普及、自然環境保全に資する啓発などに助成
藤本倫子環境保全活動 助成基金	・環境保全活動や環境教育教材開発などに助成
プロ・ナトゥーラ・ファンド 助成事業	・野生動植物、生態系の保護活動などに助成
緑と水の森林基金公募事業	・森林・緑・水に対する国民の認識を深めるための普及啓発活動などに助成
「緑の募金」公募事業	・一般公募、特定分野に絞った特定公募など数種類の公募がある
公益財団法人トヨタ財団 地域社会プログラム	・日本国内の地域社会の再生・振興に向けて、実践的な活動を支援
愛・地球博成果継承発展 助成事業	・環境に配慮した活動又は環境を保全する活動を推進する事業に助成
日本財団 助成事業 プログラム	・社会福祉・教育・文化などの活動に助成
公益信託 大成建設 自然・歴史環境基金	・自然環境や、歴史的建造物等の保全に資する事業に助成
TOTO 水環境基金	・水にかかわる環境活動に継続して取組む団体への支援

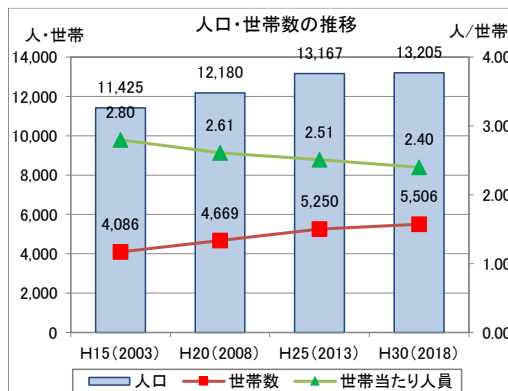
資料：滋賀県ホームページ（滋賀県協働の森づくり応援サイト）等

第3節 地域別のみどりの施策

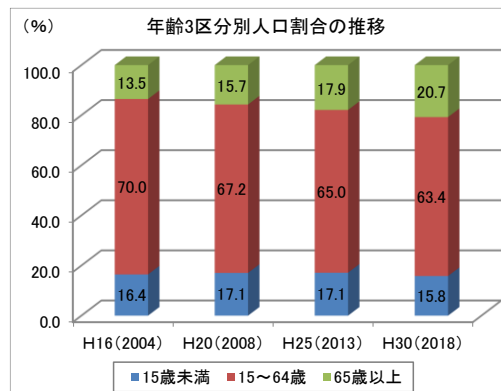
1. 野洲地域

■人口推移

- ・人口は増加傾向から横ばいに推移し、世帯数は人口を上回る割合で増加しています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べ低くなっていますが、本地域でも高齢化が進行中です。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
野洲地域	11.73	-12.9	-28.6	28.3	26.3	33.4

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

**若者から高齢者まで多世代が集い、暮らす、
便利で快適なにぎわいのあるまち**

■みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準は 10 ㎡を超えていますが、野洲川河川公園に依るところが大きく、身近な公園や運動する場所への満足度は高くありません。
- ・市の中心的地域で、最も多くの人口を抱えていることから、公園の整備・充実や、適切な配置・再編等に取り組むことが必要です。

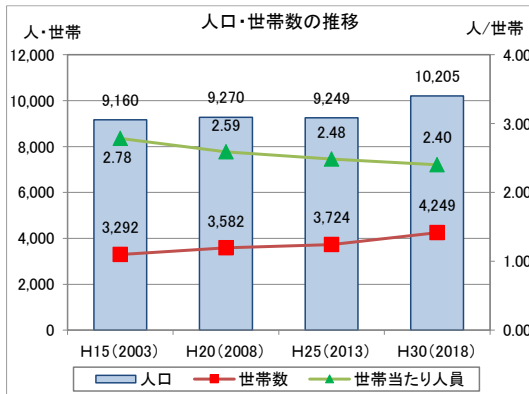
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 野洲川河川公園の維持管理の充実
- 風致地区内の建築・開発行為に対する適切な指導・誘導

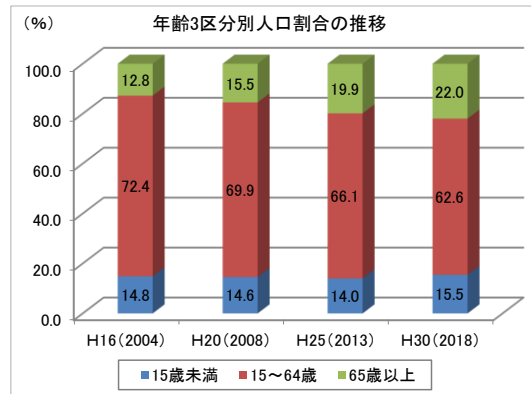
2. 北野地域

■人口推移

- ・人口は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成30年に大きく増加し、1万人を超えています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べ低くなっています、本地域でも高齢化が進行中です。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
北野地域	2.01	-11.8	-30.5	30.5	22.9	36.1

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

**緑豊かな住環境を守り、
人が笑顔で安心して過ごせるまち**

■みどりの方針

- ・住宅や工場、農地が混在する地域で人口も増加中ですが、一人当たり公園面積水準が最も低くなっています。
- ・身近に運動する場所への満足度も低いことから、公園の整備・充実や、適切な配置・再編、大規模工業地を含む都市緑化に取り組む必要があります。

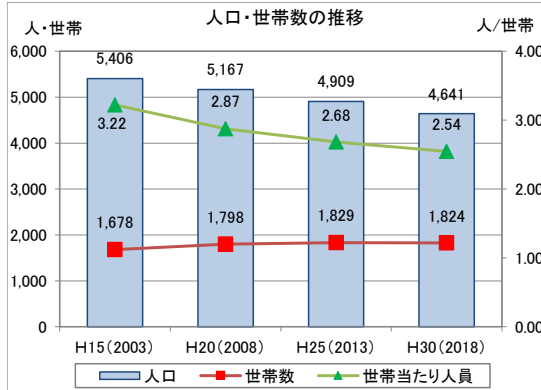
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- JR 野洲駅北口における大規模工業地に至る都市緑化指導
- 野洲川における、野生動植物の生息・生育環境の確保・保全への配慮

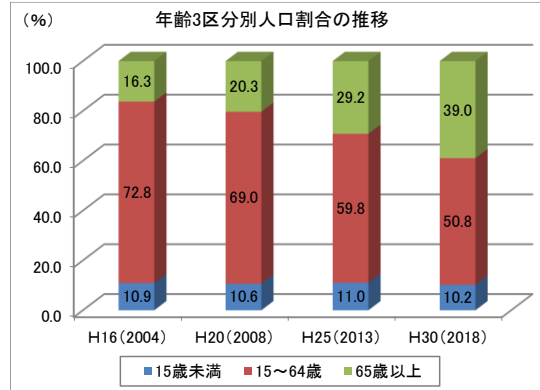
3. 三上地域

■人口推移

- ・人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べて非常に高く、高齢化が大きく進行中です。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
三上地域	39.07	15.2	14.5	69.5	9.2	47.3

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

子どもから高齢者まで、安全・安心に、快適に暮らせるまち

■みどりの方針

- ・本市を代表する三上山や希望ヶ丘文化公園等があり、公園や緑の豊かさなどに対する評価が高い地域です。
- ・公園利用の割合も各地域の中で最も高いことから、今ある緑の保全や適切な公園の維持管理、施設の充実等に取り組むことが必要です。

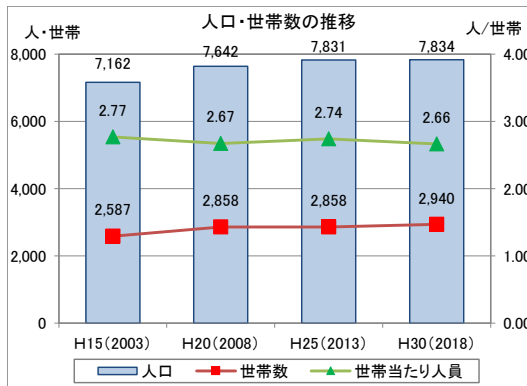
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 三上山、希望ヶ丘文化公園等の丘陵地における自然環境の保全。
- 野洲川での野生動植物の生息・生育環境の確保・保全への配慮
- 野洲川河川公園や下の川原緑地、下の新田緑地の適切な維持管理
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

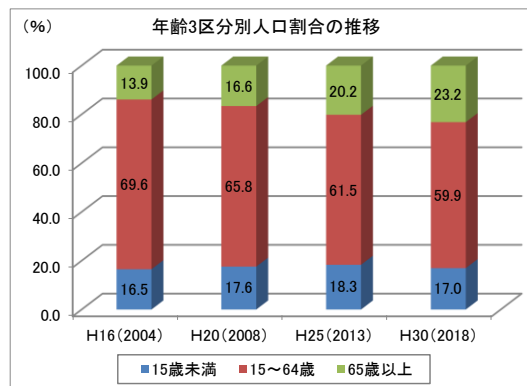
4. 祇王地域

■人口推移

- ・人口は、ほぼ横ばいに推移していますが、今後は減少に転じると予測されています。
- ・高齢化率は、他地域に比べるとやや低くなっていますが、近年高齢化が急速に進行しています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
祇王地域	2.84	-34.4	-35.2	44.0	16.8	32.8

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

**地域に伝わる歴史や自然の中に、
新たな伝統をつくり出す魅力あるまち**

■みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準が2番目に低く、身近な公園や運動する場所に対する満足度が最も低い地域です。
- ・公園の整備・充実や、適切な配置・再編、大規模工業地を含む都市緑化に取り組むとともに、水辺等の地域資源の保全が必要です。

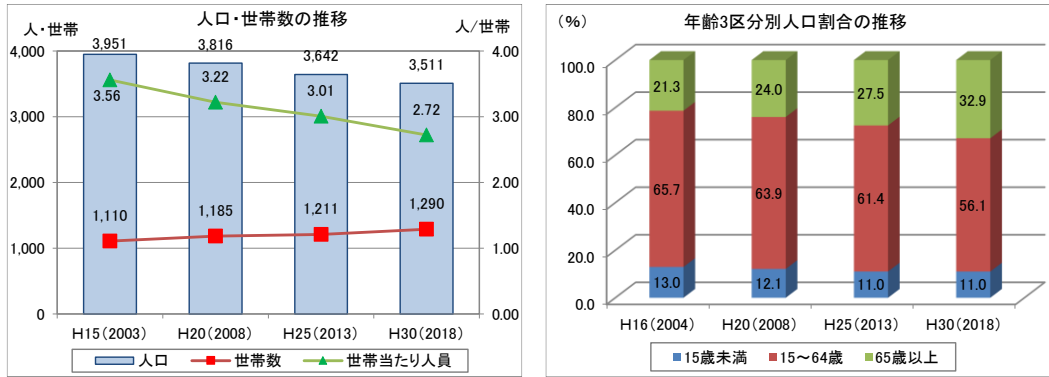
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 希望が丘文化公園における、自然とふれあえる環境やスポーツ・レクリエーション施設等の整備促進
- 家棟川、童子川等での、野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備や水辺空間の保全・創造
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

5. 篠原地域

■ 人口推移

- ・人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。
- ・高齢化率は、年々増加しており、他の地域に比べて高い状況が続いています。



■ 公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
篠原地域	5.90	-30.6	-31.7	57.1	14.3	18.4

出典：住民基本台帳

■ まちづくりの方向性（都市計画マスタープランにおける地域の将来像）

都市と自然が共存し、安心して過ごせるまち

■ みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準が低く、身近な公園や運動する場所に対する満足度も低いことから、公園の整備・充実や、適切な配置・再編、大規模工業地を含む都市緑化に取り組むとともに、水辺等の地域資源の保全が必要です。

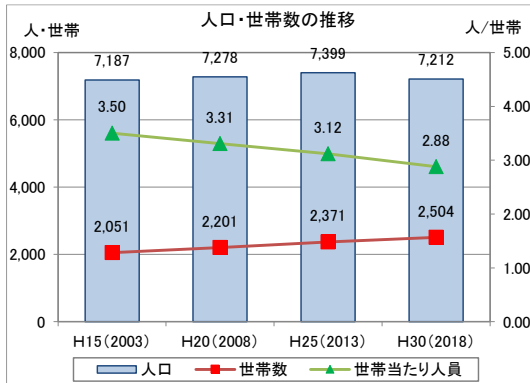
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

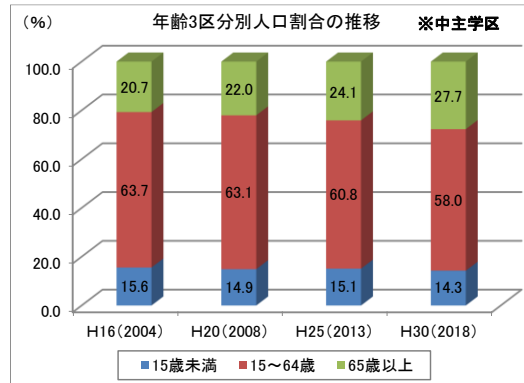
6. 中里地域

■人口推移

- ・人口は、微増傾向が続いていましたが、近年減少に転じています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べるとやや高く、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
中里地域	5.24	-8.0	-16.8	43.0	19	32.9

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

**豊かな水と緑にかこまれた、
自然と共存する住み心地のよいまち**

■みどりの方針

- ・市北部の中心地域ですが、市街地以外では集落地・農地が広がる田園環境が保たれた地域です。
- ・一人当たり公園面積水準は高くありませんが、公園や運動する場所に対する満足度が特に低いわけでもありません。
- ・公園の整備・充実や、適切な配置・再編、水辺等の地域資源の保全が必要です。

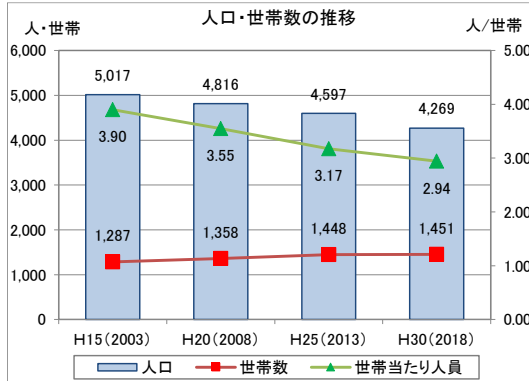
【主な取組】

- 市街地内における、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編
- 生態系や親水性に配慮した水辺空間の保全・充実、河川改修

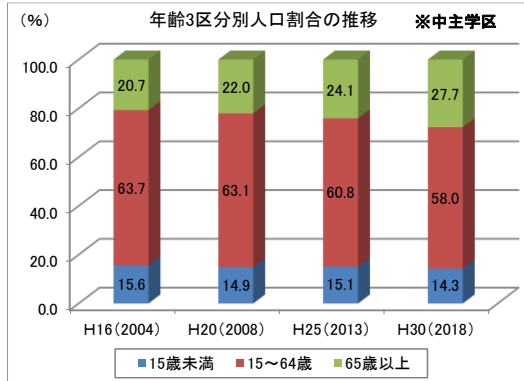
7. 兵主地域

■人口推移

- ・人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。
- ・高齢化率は、他の地域に比べるとやや高く、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■公園等の整備水準と市民のみどりに対する意向

地域	一人当たり公園面積 (㎡/人)	市民意向(アンケート結果)				
		身近な公園の整備状況 (肯定-否定)	身近に運動する場所の充実 (肯定-否定)	身近な緑の豊富さ (肯定-否定)	公園の数を増やしてほしい割合	月1回以上公園を利用している割合
兵主地域	45.45	-1.2	-1.1	47.1	5.7	27.5

■まちづくりの方向性 (都市計画マスタープランにおける地域の将来像)

琵琶湖の水辺を背景に、
自然とともに暮らすまち

■みどりの方針

- ・一人当たり公園面積水準が最も高く、良好な田園環境が保たれています。琵琶湖湖畔には、ピワコマイアミランド等のレクリエーション施設が立地するなど、みどり豊かな地域です。
- ・人口減少が最も顕著な地域であり、公園の整備・充実、適切な配置・再編に取り組むとともに、良好な自然環境の保全が必要です。

【主な取組】

- 集落地やその周辺における、公園等の整備と充実、適切な配置と再編
- 琵琶湖一帯における、貴重な自然環境の保全と、自然資源を活かした観光レクリエーション機能の充実
- 家棟川河口部におけるビオトープの保全など、動植物の生息・生育環境の確保への配慮、自然にふれ、親しむことのできる水辺空間の整備・保全
- 兵主神社の社寺林の保全と適切な維持管理

(参考 地域みどりの現況)

■ 地域別の一人当たり公園面積

- ・三上地域、兵主地域で 20 m²/人を超えています、北野地域、祇王地域では 5 m²/人未満となっています。

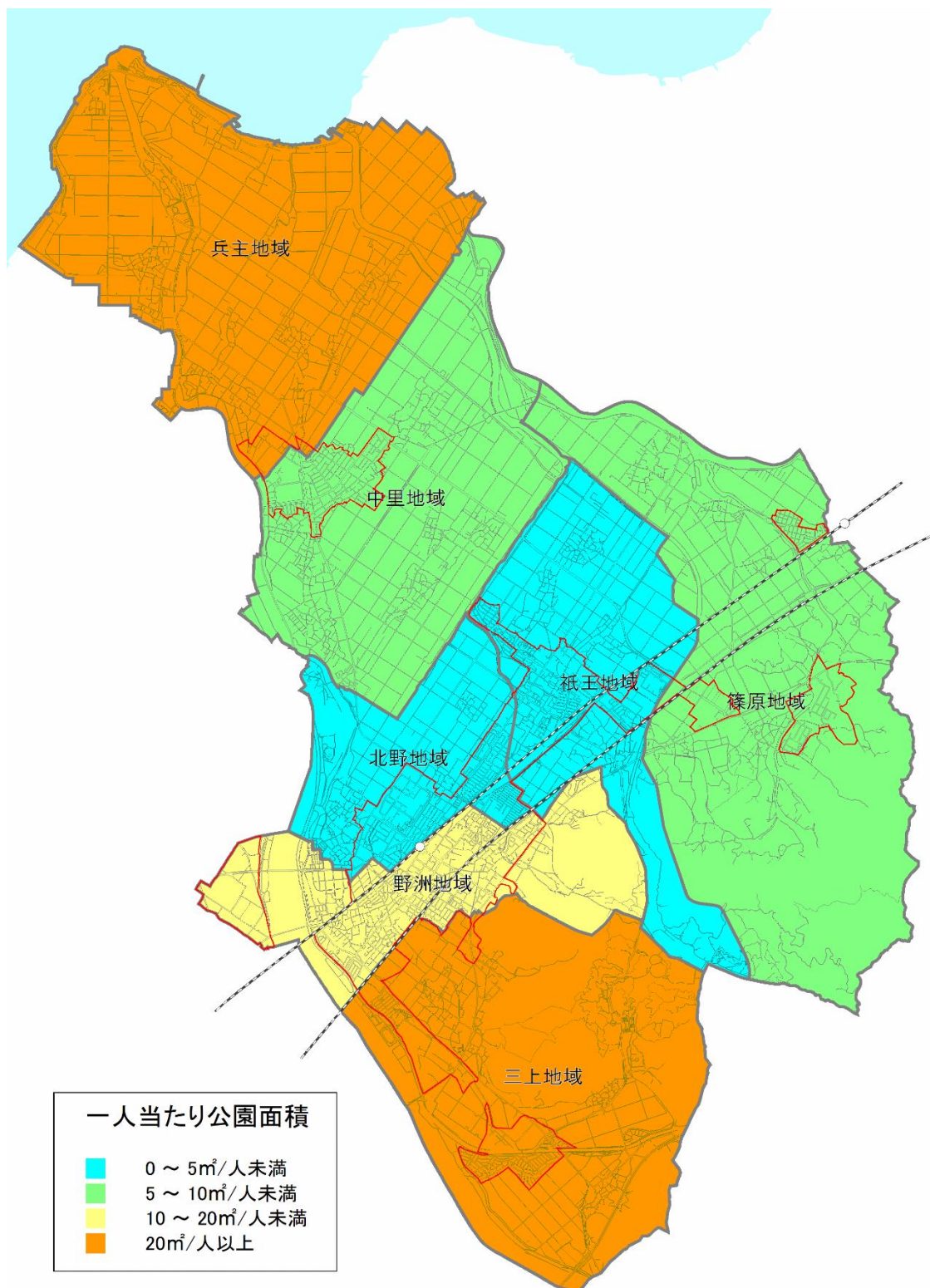


図 5-4 地域別の一人当たり公園面積

■公園の誘致圏

・歩いて行ける範囲内の公園の分布状況として、都市公園から半径 250m、都市公園以外の公園（地域ふれあい公園や児童遊園等）から半径 100m の範囲をみると、市街地の中に、身近に公園がない地域や都市公園が整備されていない地域が見られます。

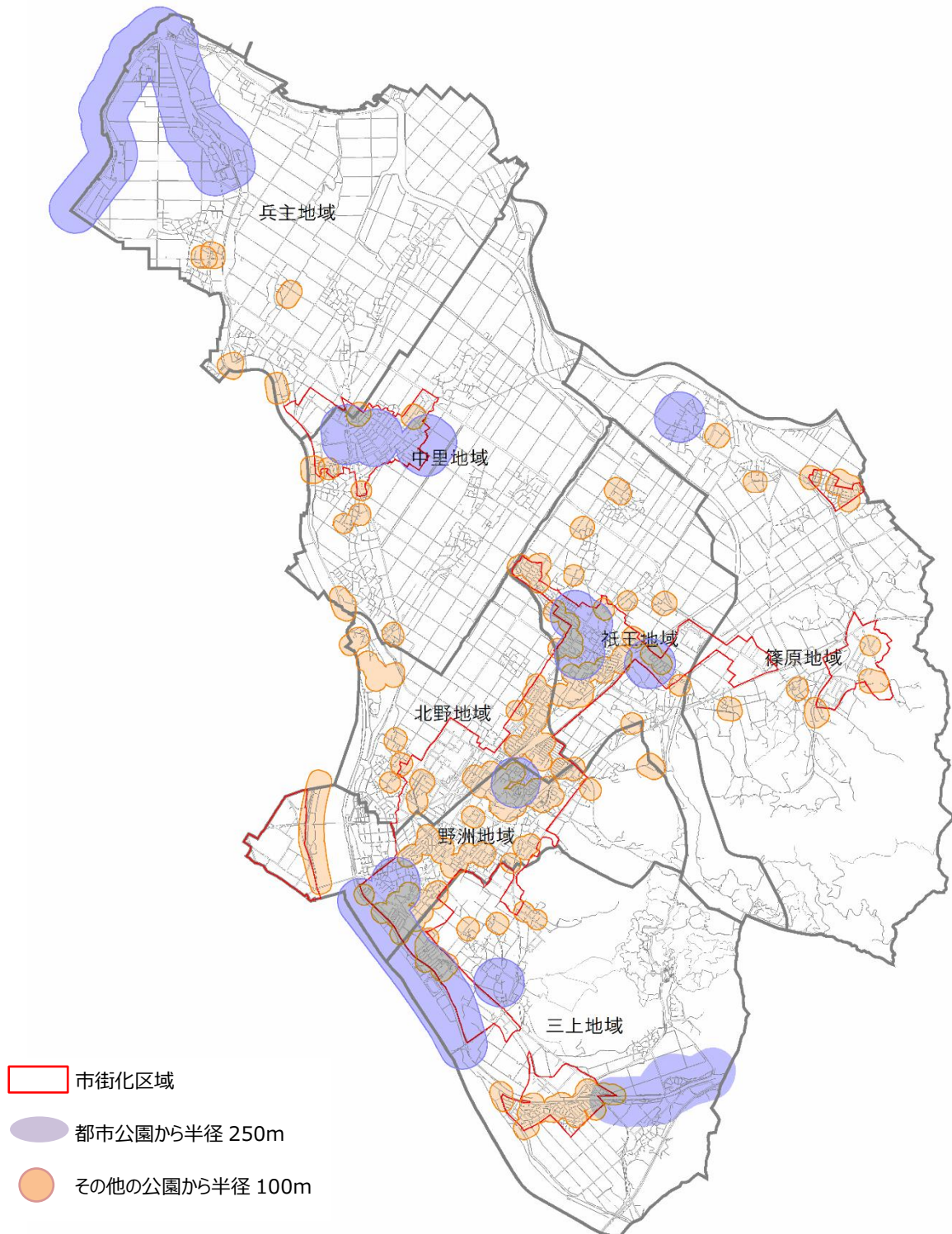


図 5-5 公園の配置状況

■身近な公園の整備状況に対する満足度（アンケートより）

- ・「満足」「やや満足」から「不満」「やや不満」の割合を引いた数値をみると、三上地域のみ満足度がプラスで、他の地域はマイナス評価となっています。
- ・祇王地域、篠原地域は、特に不満度が高くなっています。

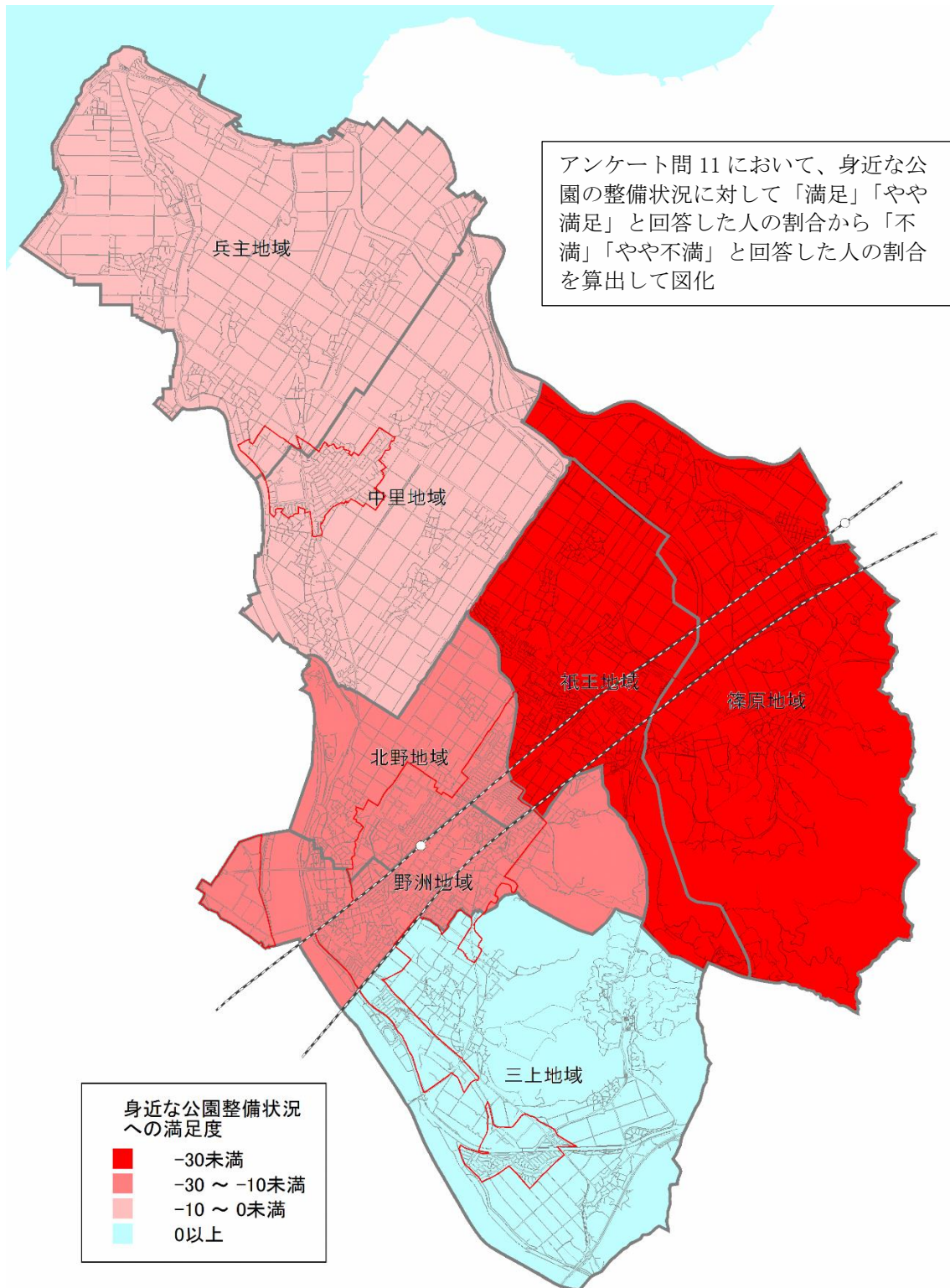


図 5-6 地域別の身近な公園への満足度

■身近に運動する場所の充実に対する満足度（アンケートより）

- ・「満足」「やや満足」から「不満」「やや不満」の割合を引いた数値をみると、三上地域のみ満足度がプラスで、他の地域はマイナス評価となっています。
- ・祇王地域、篠原地域、北野地域は特に不満度が高くなっています。

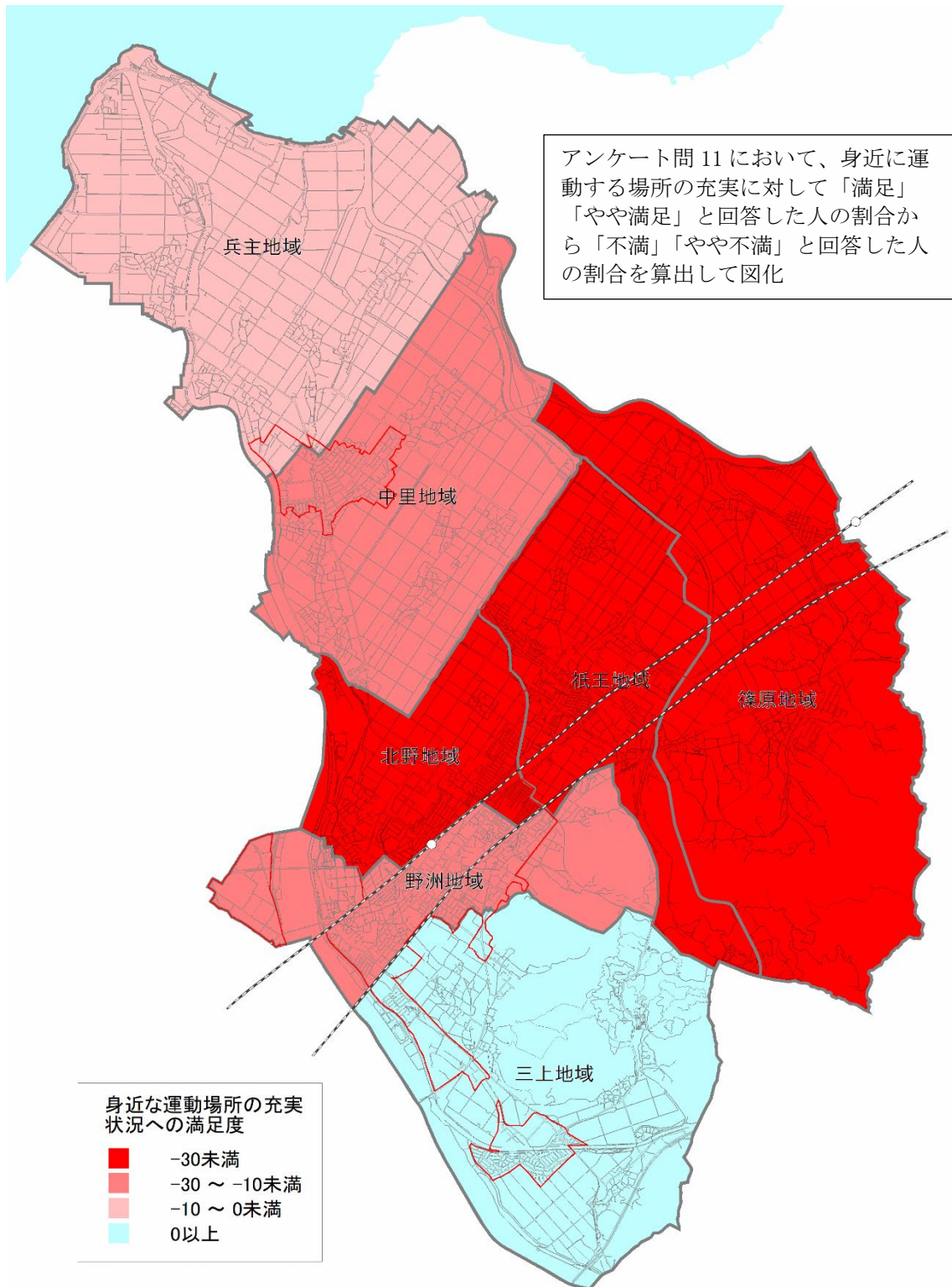


図 5-7 地域別の身近に運動する場所への満足度

■身近な緑の豊富さに対する満足度（アンケートより）

- ・「満足」「やや満足」から「不満」「やや不満」の割合を引いた数値をみると、全ての地域でプラス評価となっています。
- ・三上地域、篠原地域で特に満足の傾向が強くなっています。

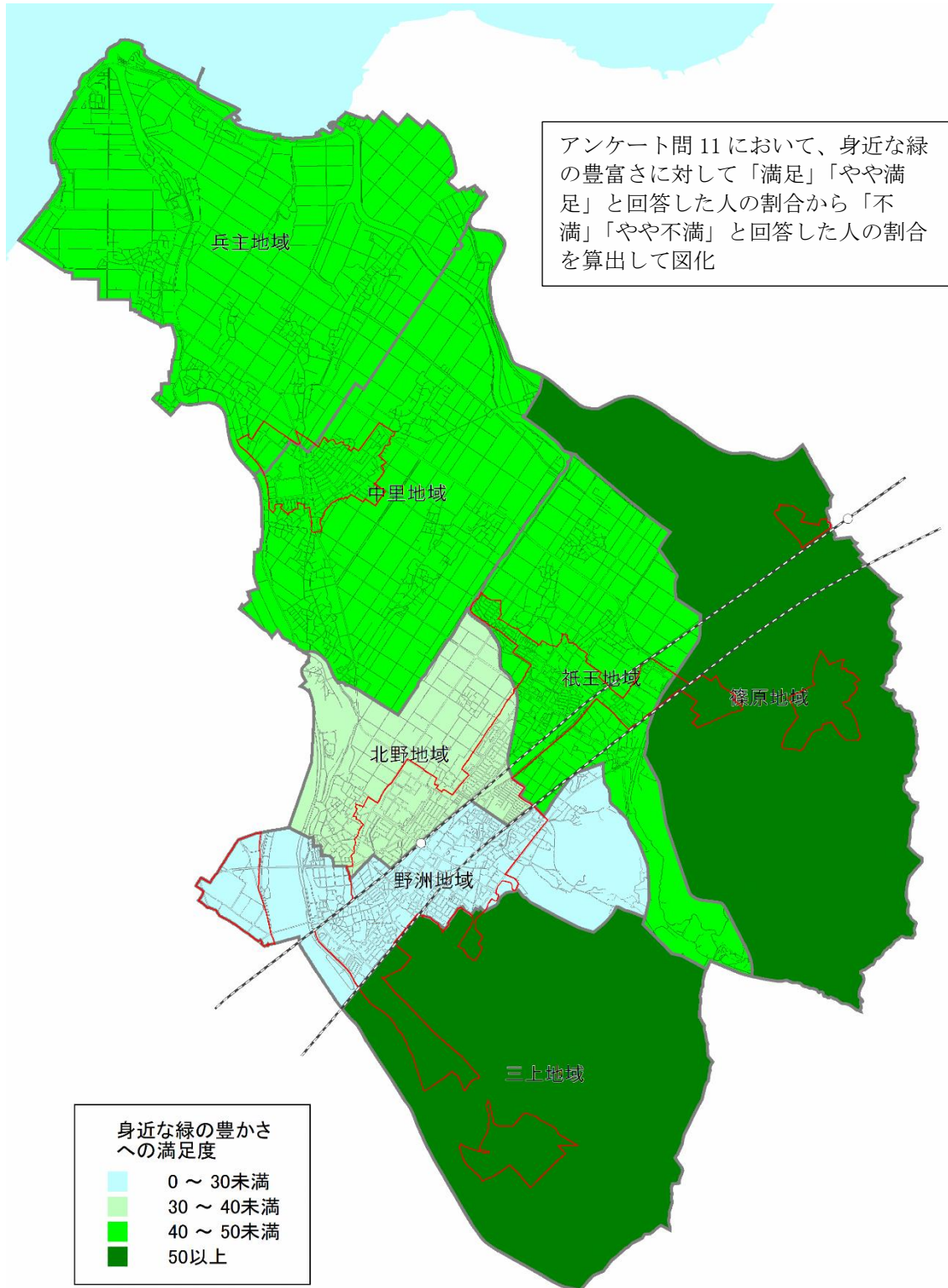


図 5-8 地域別の身近に運動する場所への満足度

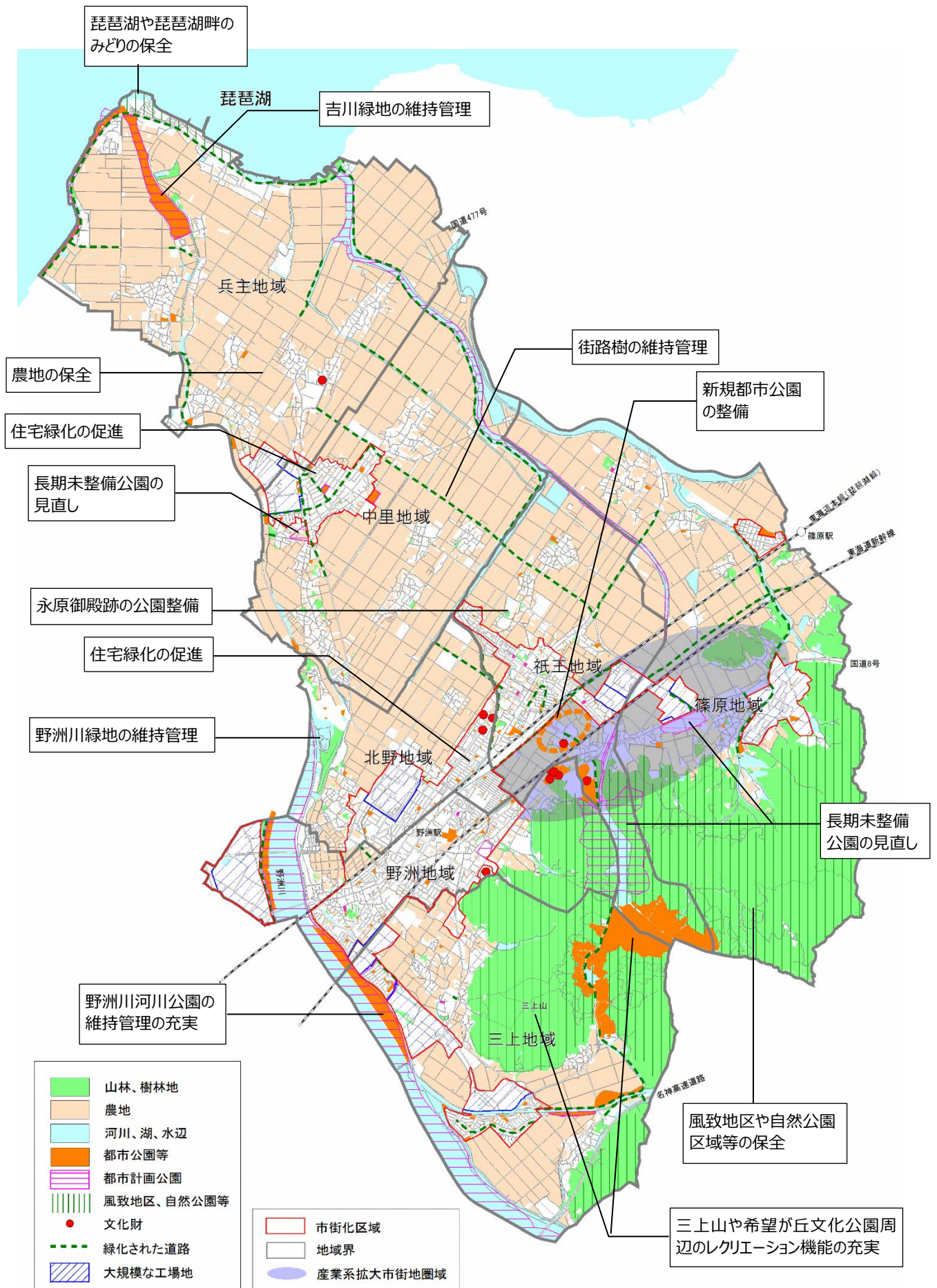


図 5-9 みどりの取組方針図

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

1. 推進体制

従来、まちづくりは行政が主体的に対応してきましたが、これからは、行政だけでなく、市民・市民団体、事業者等も含めた様々な主体が、それぞれの役割を担いながら、地域の特性に応じた魅力と活力のある地域づくりに協働で取り組んでいく必要があります。

■ 庁内の推進体制

市は、「野洲市みどりの基本計画」に基づいて、みどりの施策を進めます。

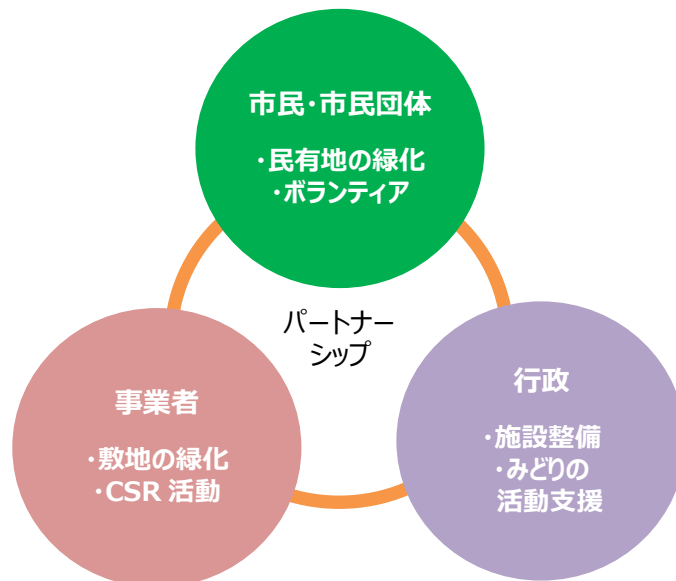
施策の推進にあたっては、みどりに関わる各部署が連携して施策の継続・拡充、新たな施策に取り組むとともに、定期的な情報交換を行います。

■ 市民や市民団体、事業者等とのパートナーシップ

市民は、身近な花や緑を守り、育て、創る主体であり、一人ひとりの行動を地域、市全体に広げていくことが大切です。

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、地域に貢献できる活動に参画することが求められています。

したがって、「野洲市みどりの基本計画検討委員会」を推進母体として、市民や市民団体、事業者等の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、みどりのまちづくりに関わる各主体がパートナーシップを築きやすい環境づくりに取り組みます。



2. 関係機関との連携

国や滋賀県、隣接する自治体等と相互に連携を図りながら、広域的なみどりのネットワークの形成に向けて各種施策に取り組めます。

■ 国、県との連携

みどりの施策のうち、国・県との調整が必要な施策については、国や県と連携して推進します。また、国や県が管理する施設については、本計画に基づき施策の展開が図れるように働きかけます。

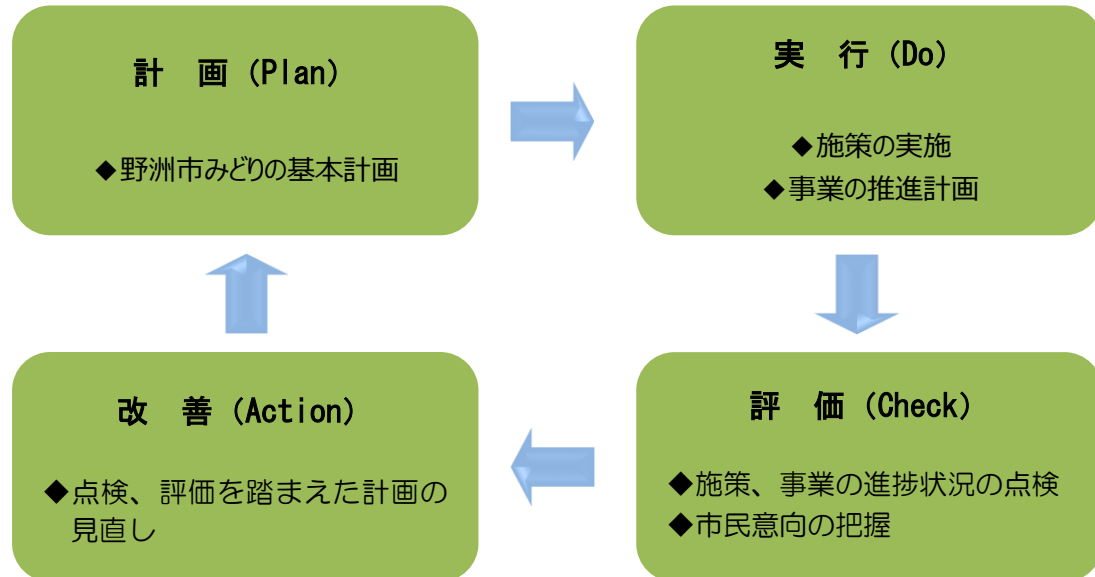
■ 広域的な連携

隣接する自治体や河川流域自治体と相互に連携を図りながら、広域的なみどりのネットワークの形成に向けた計画・調整を推進していきます。

第 2 節 計画の進行管理

1. 進行管理のサイクル

本計画が目指すみどりの将来像の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルで進行管理を行います。



2. 進行管理の方法

本計画は、今後おおむね 10 年間を計画期間とし、法改正や社会情勢の変化などに対応しつつ、必要に応じて見直しを行います。

見直しにあたっては、上位・関連計画の進行管理状況を反映させるとともに、本計画で位置づけた施策の実施状況や目標指標を検証し、「野洲市みどりの基本計画検討委員会」による協議の場を設けて行います。